

第 4 期飯塚市障がい者計画 (案)

令和 6 年 月

飯 塚 市

【目次】

総論

第1章 計画策定にあたって	1
1. 計画策定の趣旨・背景	1
2. 計画の性格と位置づけ	2
3. 計画の期間	4
4. 計画の策定体制と策定後の点検体制	5
(1) 計画の策定体制	5
(2) 各種調査の実施	5
(3) 策定後の点検体制	6
第2章 障がい者を取り巻く状況	7
1. 人口・世帯の状況	7
(1) 人口の状況	7
2. 障がい者の状況	12
(1) 障がい者数（全体）	12
(2) 障がい者のいる世帯の状況	13
(3) 身体障がい者の状況	14
(4) 知的障がい者の状況	17
(5) 精神障がい者の状況	19
(6) 特定疾患医療受給者証所持者数の状況	21
(7) 障がい児の状況	22
(8) 発達障がいの状況	24
第3章 計画の基本方針	25
1. 基本理念	25
2. 基本目標	26
(1) 「障がい者に関する正しい理解の促進」	26
(2) 「障がい者の権利の擁護」	26
(3) 「障がい者の自立と社会参加の促進」	26
(4) 「生活環境におけるバリアフリー化の推進」	26
3. 施策推進のための「横断的視点」	27
(1) 障がい者を支えるひとづくり	27
(2) つながるしくみづくり	28

各 論

第1章 心のバリアフリーの推進【啓発・広報】	29
1. 啓発・広報活動の充実	29
（1）啓発・広報活動の充実	31
（2）精神障がい者、発達障がい者等に対する理解促進	31
2. ノーマライゼーションに関する理解の促進	32
（1）学校等における福祉教育の充実	34
（2）地域におけるふれあいの促進	34
第2章 差別の解消と権利擁護・成年後見制度利用の推進 及び虐待の防止【権利擁護】	35
1. 障がいを理由とする差別の解消の推進	35
2. 権利擁護・成年後見制度の推進、虐待の防止	37
（1）権利擁護の推進	39
3. 合理的配慮及び障がい者理解の促進等	40
第3章 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の推進 【情報アクセシビリティ】	41
1. 情報提供の充実等	41
2. 行政情報のアクセシビリティの向上	43
3. 意思疎通支援の充実	45
第4章 健やかに暮らすための保健・医療の充実【保健・医療】	46
1. 保健・医療の充実	46
（1）保健医療サービスの適切な提供	47
2. 障がいの原因となる疾病等の予防	48
（1）生活習慣病等の予防や介護予防の推進	49
3. 精神保健対策	50
（1）心の健康づくり	51
4. 難病に関する施策の充実	52
（1）難病の方への支援に係る各種情報提供	53
第5章 成長段階に応じた療育・保育・教育の推進【療育・保育・教育】	54
1. 早期発見・早期療育の充実	54
（1）障がいの早期発見	56
（2）療育・子育て支援の充実	57
（3）就学前支援の充実	57
2. インクルーシブ教育の推進	58
（1）特別支援教育等の推進	60
（2）放課後等支援の充実	60
3. 生涯学習の充実	61
（1）生涯学習の推進	61
第6章 障がいの特性に配慮した生活支援の充実【生活支援】	62

1. 意思決定支援の推進	62
(1) 意思決定支援の推進	63
2. 相談支援の充実	63
(1) 相談支援の充実	65
3. 在宅福祉サービスの充実	66
(1) 在宅支援	67
(2) 外出支援	67
(3) 日中活動支援	68
4. 住まいの確保	69
(1) 障がい者に配慮した住まいの確保	70
5. 生活安定のための支援	71
(1) 生活安定のための支援	74
第7章 自立した生活のための就労支援の充実【就労】	75
1. 雇用の場の確保と拡大	75
(1) 雇用機会の確保	77
2. 就労支援体制の充実	78
(1) 就労支援の推進	79
3. 福祉的就労の場の確保	80
(1) 福祉的就労の場の確保	80
第8章 多様な社会参加の促進【社会参加、文化芸術・スポーツの振興】	81
1. 地域活動への参加促進	81
(1) 地域活動への参加促進	84
2. スポーツ・文化芸術・レクリエーション活動の促進	85
(1) スポーツ・文化・レクリエーション活動の促進	86
(2) 「サン・アビリティーズいづか」の活用	87
3. 当事者・団体の自発的活動に対する支援	88
(1) 当事者による交流活動等の促進	89
(2) 障がい者団体への支援	89
第9章 安全・安心なまちづくりの推進【生活環境】	90
1. 防災・防犯体制の整備	90
(1) 防災・防犯対策の推進	90
(2) 消費者トラブルの防止	94
2. ユニバーサルデザインの推進	95
(1) 道路・生活空間の整備	97
(2) 公共施設等の整備	98
3. 移動しやすい環境の整備	99
(1) 障がい者が利用しやすい交通環境の整備	99

資料

飯塚市障がい者施策推進協議会規則 -----	101
令和5年度 飯塚市障がい者施策推進協議会委員名簿 -----	103
飯塚市障がい者計画策定の経緯 -----	104
飯塚市障がい者計画の関係法律等 -----	105
用語解説 -----	108

総論

(注1)「障がい」の表記について

本市では、障がいの者の基本的人権を尊重し、心のバリアフリー*を推進する観点から、原則として「障害」を「障がい」と表記していますが、法令・条例や制度等の名称、施設・法人、団体等の固有名詞が「障害」となっている場合については、そのまま「障害」と表記しています。

(注2)「*」の表記について

本文中、「*」のついた関係法律、用語については、巻末の「飯塚市障がい者計画の関係法律等」または「用語解説」に掲載しています。

(注3) 本計画のグラフに用いられる構成比の数値の合計について

本計画に用いられるグラフ等の構成比は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、合計しても必ずしも100とはならないことがあります。

第1章 計画策定にあたって

1. 計画策定の趣旨・背景

わが国の障がい者福祉施策は、現在、共生社会の実現に向け、障がい者が、自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加し、その能力を最大限発揮して自己実現できるよう支援するとともに、障がい者の社会参加を制約する社会的障壁を除去することを施策の基本的な方向として進められています。このような方向性が示されるに至るまで、近年、さまざまな議論と制度改正が行われています。

平成23年8月に改正された障害者基本法においては、障がいのある人とない人の地域社会における共生、障がい者に対する差別の禁止等が新たに規定されるとともに、教育・雇用・各種バリアフリー等の各分野に関する規定が改正・新設されました。

また、この動きと並行して平成18年4月から施行された「障害者自立支援法」は、その後さまざまな議論を経て、平成25年4月に難病等の方を含む障がい者の範囲の拡大をはじめとした制度改正を含む「障害者総合支援法」に改められました。

さらには、平成24年10月には障害者虐待防止法、平成25年4月には障害者優先調達推進法、平成28年4月には障害者差別解消法が施行されました。

その後、平成30年には障害者総合支援法及び児童福祉法が改正され、障がい児のサービス提供体制の計画的な構築が義務付けられました。また、令和3年には、障害者差別解消法の改正、医療的ケア児支援法の施行、令和4年には、障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法の施行、精神保健福祉法の改正など、新たな障がい者支援施策を盛り込んだ、法の施行・改正が進められています。

飯塚市においても、こうした国の方向性を踏まえながら、これまで「飯塚市障がい者計画」「飯塚市障がい福祉計画・飯塚市障がい児福祉計画」に基づき、様々な障がい者福祉に関する取組を進めてきました。

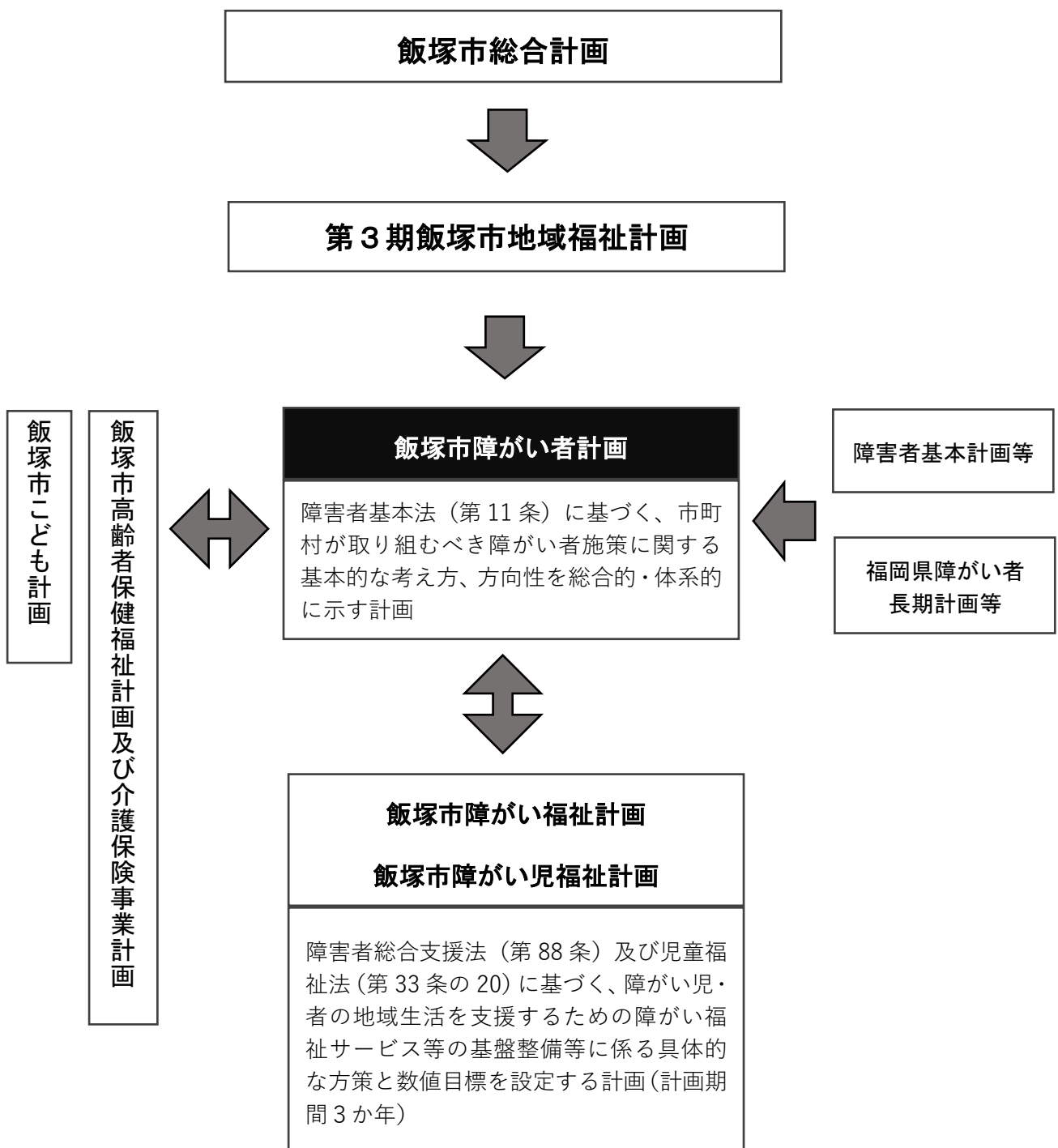
このたび「第3期飯塚市障がい者計画」の計画期間が終了することを受け、新たに上記関係法並びに国の基本計画に示された理念等を踏まえ、本市における障がい者施策の基本的方向性を定める「第4期飯塚市障がい者計画」を策定します。

2. 計画の性格と位置づけ

本計画は、障害者基本法第 11 条第 3 項に基づく「市町村障害者計画」として、障がい者の生活全般に関わる行政施策の基本的方向性を定める計画として位置づけられます。

また、市の最上位計画である「飯塚市総合計画」をはじめ、「飯塚市地域福祉計画」、「飯塚市高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」、「飯塚市こども計画」等、市の関連計画との整合性の確保を図りながら本計画を策定するものです。

【計画の位置づけ】



【SDGsの理念との整合】

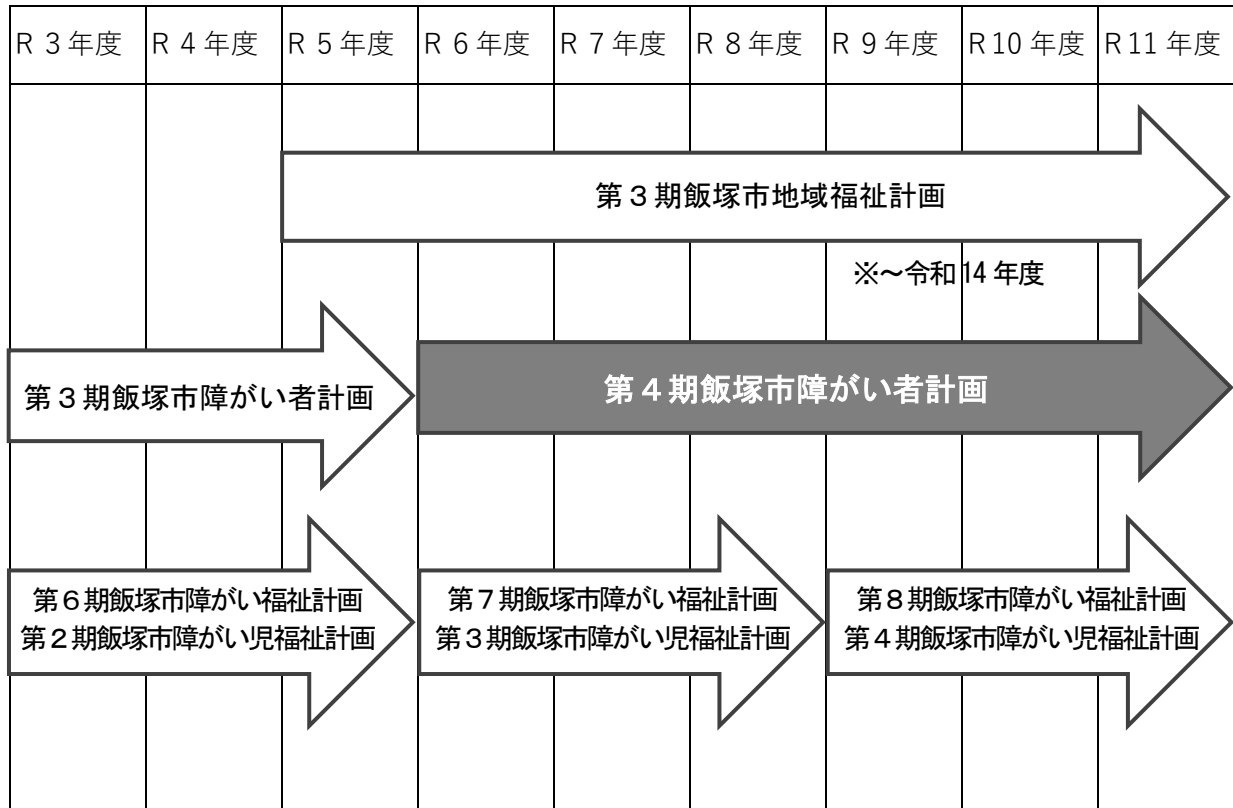
本市は、第2次飯塚市総合計画の中間見直しで、SDGsとの関連について示しました。
これを受けて、本計画に掲げる各施策を推進していくことで、関連するSDGsの目指すゴールの達成にも寄与できるものと考えます。



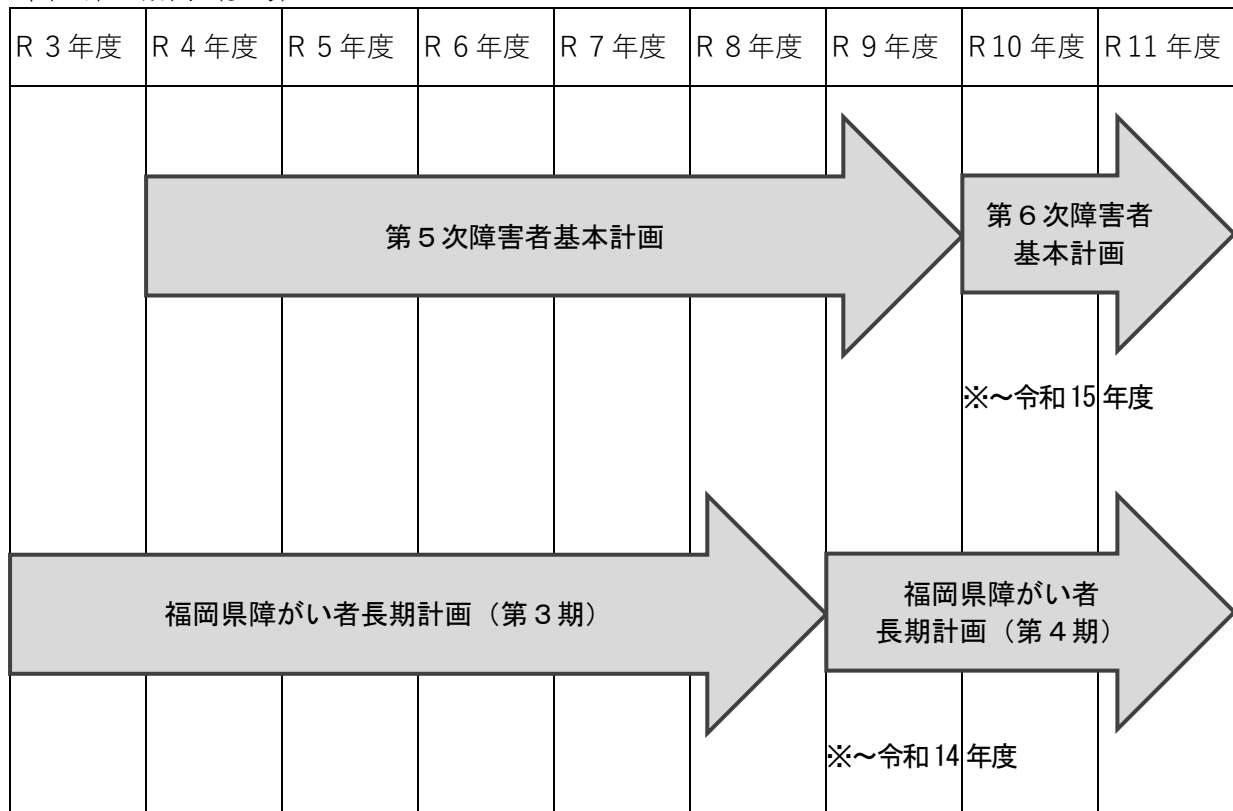
※SDGs (Sustainable Development Goals: 持続可能な開発目標) は、「誰一人取り残さない (leave no one behind)」持続可能でよりよい社会の実現を目指す世界共通の目標

3. 計画の期間

本計画の期間は、令和6年度から令和11年度までの6年間とします。
 ただし、社会情勢の変化や関連法制度の改正等により、必要に応じて見直しを行います。



国・県の動向（参考）



4. 計画の策定体制と策定後の点検体制

(1) 計画の策定体制

この計画の策定にあたっては、市民や関係者の意見を広く反映するため、市民公募選出者や保健・福祉関係者、学識経験者等で構成する「飯塚市障がい者施策推進協議会」において検討を行いました。

また、上記協議会で検討した計画原案について市民意見募集を行い、計画に対する市民意見を広く聴取します。

(2) 各種調査の実施

計画策定の基礎資料を得るため、次のような調査を実施しました。

① アンケート調査（実施時期：令和4年12月）

飯塚市内の障がい者手帳所持者等に対し、生活の状況やニーズ、行政に対する要望等を把握することを目的に実施しました（アンケート調査票を郵送）。

また、障がいのない市民に対しても、障がい者福祉や障がい者に対する意識等を把握するため、同様に調査を実施しました。

《調査の概要》

調査対象		標本数	有効回収数	回収率
身体障がい者	身体障がい者手帳所持者 (18歳以上)	1,300 サンプル (抽出)	742 サンプル	57.1%
知的障がい者	療育手帳所持者 (18歳以上)	400 サンプル (抽出)	218 サンプル	54.5%
精神障がい者	自立支援医療（精神通院医療）利用者 (18歳以上)	400 サンプル (抽出)	217 サンプル	54.3%
障がい児	障がい者手帳所持者及び手帳不所持で障がい福祉サービス等の支給決定を受けている児童 (18歳未満)	250 サンプル (抽出)	142 サンプル	56.8%
障がいのない市民	市内に居住する 18歳以上の人	2,000 サンプル (抽出)	993 サンプル	49.7%

② ヒアリング調査（実施時期：令和5年3月）

アンケート調査からは把握しにくい障がいのある人の意見や要望、生活面での課題や社会資源の状況等を把握することを目的として、障がい当事者や家族等で構成される団体及び障がい者生活支援センター（相談支援事業所）に対してヒアリング調査（聴き取り形式による調査）を実施しました。

また、障がい者が地域生活を営む上で関わりが深いと考えられる公共的機関（交通機関や集客の多い店舗等）を対象に、障がい者にとっての利便性対策や障がい者雇用に関する考え方等について同様に調査しました。

≪調査の概要≫

（☆）印は書面調査

調査対象	
1. 身体障がい当事者団体	① 飯塚市身体障害者福祉協会（☆） ⑥ パーキンソン病友の会 ② 飯塚盲人会（☆） ③ 飯塚市聴覚障害者協会 ④ オストミー協会福岡県支部筑豊分会（☆） ⑤ 福岡県腎臓病患者連絡協議会（☆）
2. 知的障がい当事者団体	① 飯塚市手をつなぐ親の会 ② ぼればれの会 ③ 日本ダウン症協会福岡支部 ④ ドリームキッズ ⑤ 公益社団法人スペシャルオリンピックス日本・福岡（☆）
3. 精神障がい当事者団体	① 嘉飯山地区精神障害者家族会「いずみ会」 ② 精神障害者SHGピア・ライフ・ネット
4. 依存症自助グループ	① 福岡県断酒連合会飯塚断酒友の会（☆） ② GA いいつか（☆） ③ AA福岡飯塚グループ（☆）
5. 障がい児家族団体	Nっ子ネットワーク カンガルーの親子
6. 障がい児・者支援団体	① 点訳ボランティアキャンドル ④ 穂声 ② 音訳いいつか ③ Warm Blue IIZUKA 実行委員会（☆）
7. 障がい者基幹相談支援センター	1か所（☆）
8. 公共的機関	① 公共交通機関 3事業者（☆） ② 金融機関等 2事業者（☆） ③ 障がい者を雇用している民間企業 2事業者（☆）

（3）策定後の点検体制

計画策定機関である飯塚市障がい者施策推進協議会において、各施策分野における計画の推進状況を把握しながら、策定後の点検を引き続き実施していきます。

第2章 障がい者を取り巻く状況

1. 人口・世帯の状況

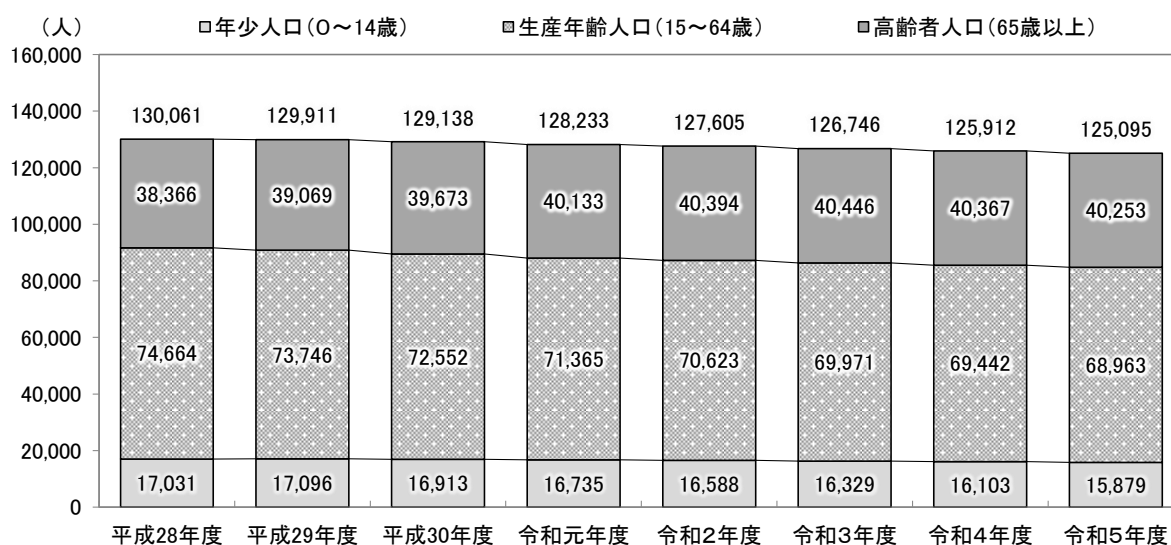
(1) 人口の状況

① 人口の推移

本市の総人口は、令和5年9月末現在で125,095人であり、年々減少傾向にあります。

年齢3区分別にみると、生産年齢人口（15～64歳）は一貫して減少傾向にあり、年少人口（0～14歳）は平成30年以降、高齢者人口（65歳以上）は令和4年以降減少しています。

【総人口の推移】

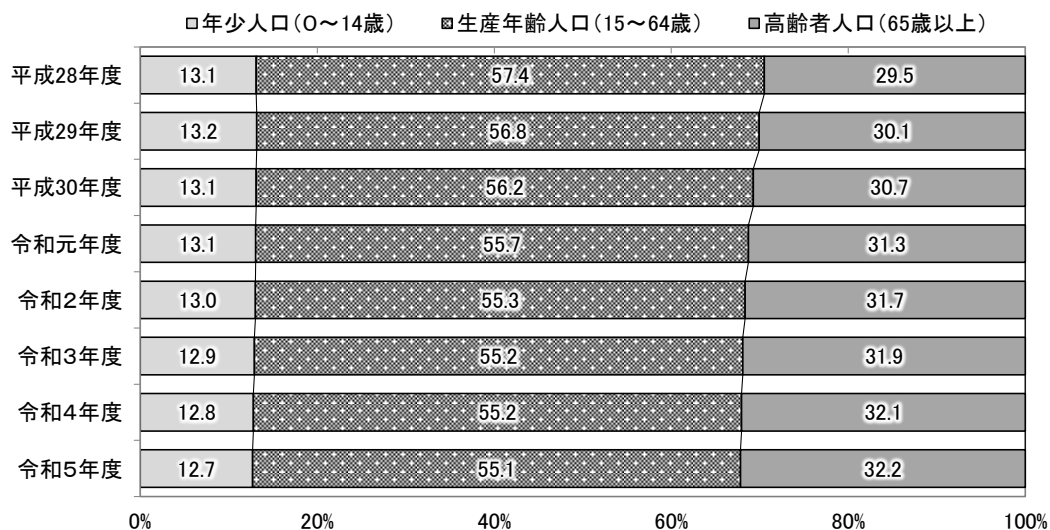


資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

② 年齢3区分別人口構成の推移

人口の推移を年齢3区分別の構成比で見ると、年少人口（0～14歳）の割合は横ばい、生産年齢人口（15～64歳）は減少傾向にある一方で、高齢者人口（65歳以上）は増加しています。

【年齢3区分別人口構成の推移】



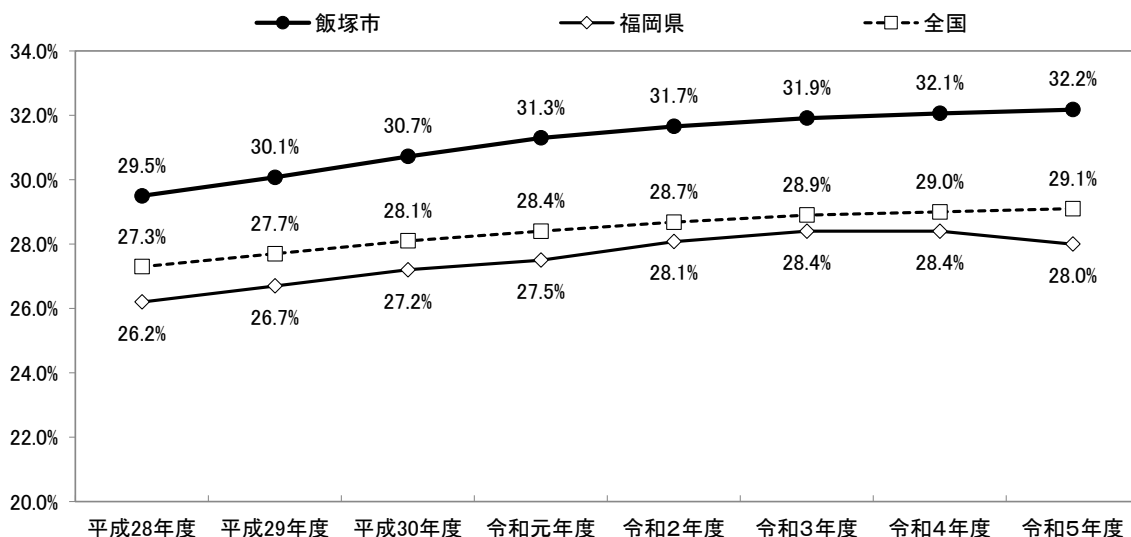
資料：住民基本台帳（各年9月30日現在）

③ 総人口に占める高齢人口の割合の推移

令和5年9月末現在における本市の総人口に占める高齢者人口の割合（高齢化率）は、32.2%となっています。また、本市の高齢化率は、国・県より高い水準で推移しており、高齢化が進行している地域であることがわかります。

全国的な傾向と同様に高齢化率は年々上昇しており、今後もさらに進行することが予測されます。

【高齢化率の推移】



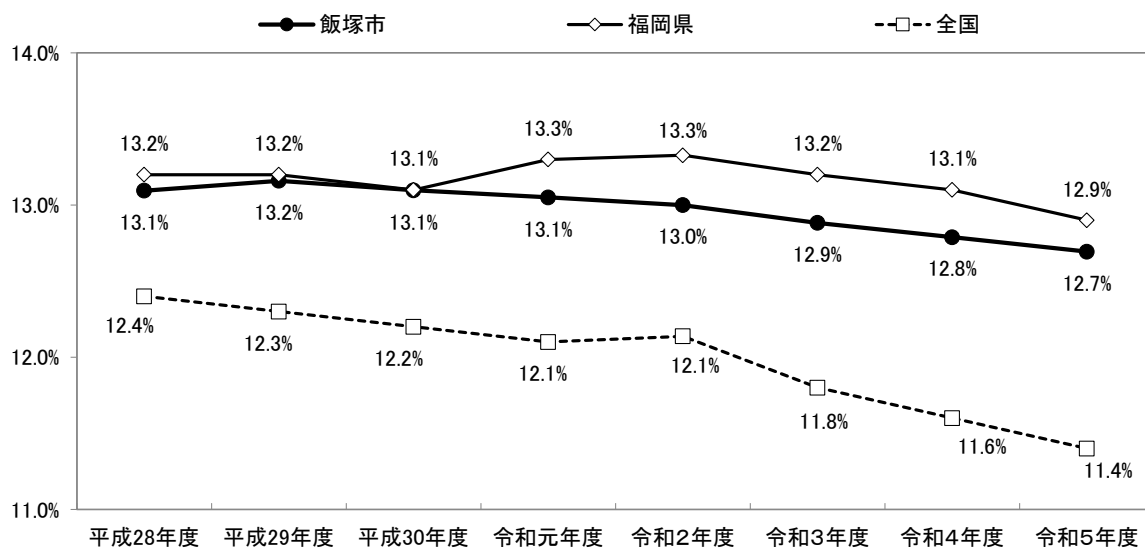
資料：飯塚市 住民基本台帳（各年9月30日）
 福岡県 福岡県の人口と世帯年報 ※令和2年度：国勢調査
 令和5年度：住民基本台帳
 国 総務省「人口推計」 ※令和2年度のみ国勢調査

④ 総人口に占める年少人口の割合の推移

令和5年9月末現在における本市の総人口に占める年少人口の割合は、12.7%となっています。

本市におけるこの割合は微減傾向にあります。全国と比べると、やや緩やかなものになっています。

【総人口に占める年少人口の割合の推移】

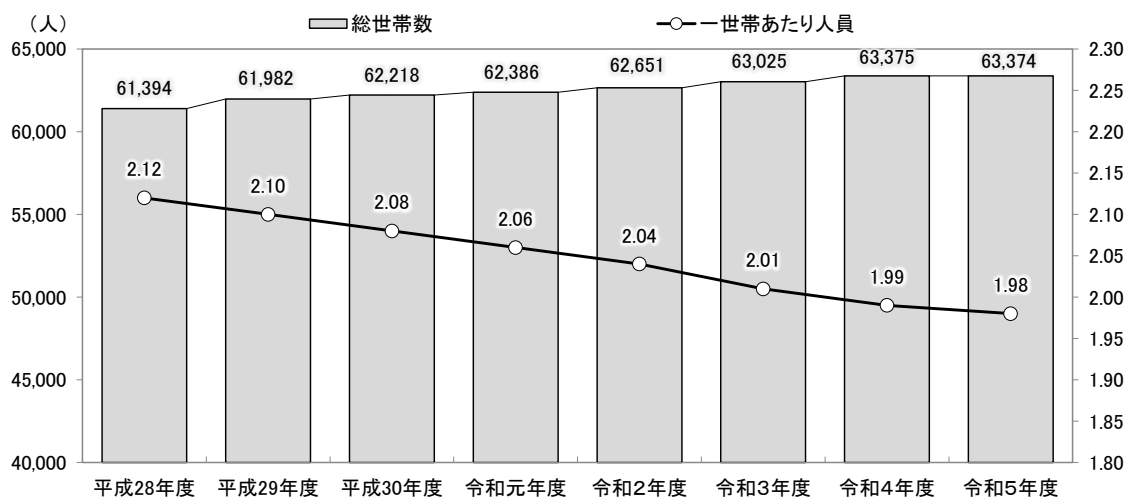


資料：飯塚市 住民基本台帳（各年9月30日）
 福岡県 福岡県の人口と世帯年報 ※令和2年度のみ国勢調査
 国 総務省「人口推計」 ※令和2年度のみ国勢調査

⑤ 世帯状況

本市の総世帯数は、令和5年9月末現在 63,374 世帯であり、一貫して増加傾向にあります。総世帯数は増加しているものの、一世帯あたり人員は年々減少し、世帯の少人数化が進行しています。

【世帯状況】



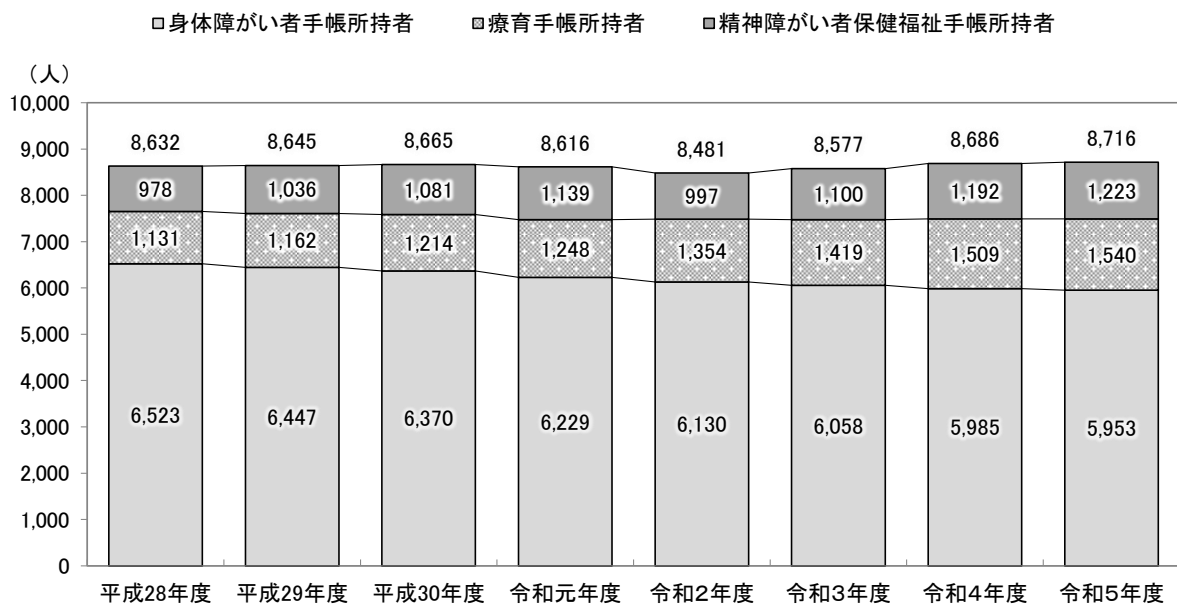
資料：市民課（各年度9月30日現在 令和5年度は6月30日現在）

2. 障がい者の状況

(1) 障がい者数（全体）

令和5年9月末現在、障がい者手帳所持者は8,716人（身体障がい者手帳：5,953人、療育手帳：1,540人、精神障がい者保健福祉手帳：1,223人）で、これは総人口の6.97%にあたります。

【各手帳所持者数の推移】



資料：社会・障がい者福祉課（各年度3月31日現在、令和5年度9月30日）

【各手帳所持者数・自立支援医療利用者数（精神）の推移】

	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
身体障がい者手帳所持者数	6,523	6,447	6,370	6,229	6,130	6,058	5,985	5,953
総人口に占める割合	5.02%	4.96%	4.93%	4.86%	4.80%	4.78%	4.75%	4.76%
療育手帳所持者数	1,131	1,162	1,214	1,248	1,354	1,419	1,509	1,540
総人口に占める割合	0.87%	0.89%	0.94%	0.97%	1.06%	1.12%	1.20%	1.23%
精神障がい者保健福祉手帳所持者数	978	1,036	1,081	1,139	997	1,100	1,192	1,223
総人口に占める割合	0.75%	0.80%	0.84%	0.89%	0.78%	0.87%	0.95%	0.98%
計	8,632	8,645	8,665	8,616	8,481	8,577	8,686	8,716
総人口に占める割合	6.64%	6.65%	6.71%	6.72%	6.65%	6.77%	6.90%	6.97%
自立支援医療利用者（精神）	1,725	1,801	2,002	2,038	2,038	2,062	2,329	2,584
総人口に占める割合	1.33%	1.39%	1.55%	1.59%	1.60%	1.63%	1.85%	2.07%

資料：社会・障がい者福祉課（各年度3月31日現在、令和5年度9月30日）

※自立支援医療利用者のR2年度はコロナ特例のため対象外（H31年度末のデータを利用）

(2) 障がい者のいる世帯の状況

令和4年10月末時点の障がい者のいる世帯は、各手帳所持者で7,763世帯、自立支援医療利用者（精神）で2,010世帯となっています。なお、各手帳所持者のいる世帯の3割強は障がい者だけで生活している世帯で、その中で単身世帯の割合は高くなっています。

【障がい者のいる世帯数】

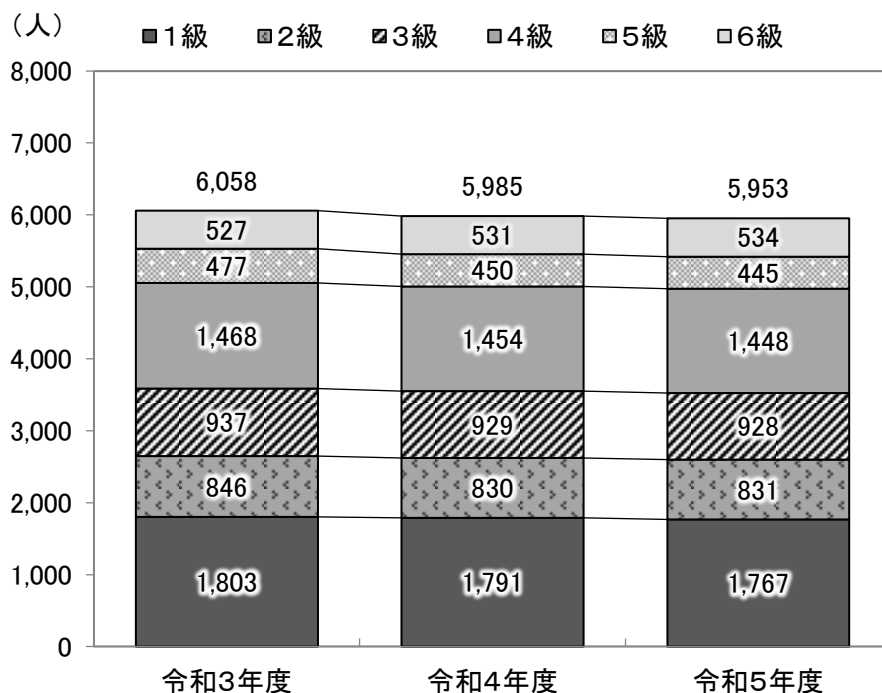
			障がい者のいる総世帯数				
			計	うち障がい者だけの世帯			
				計	単身世帯	2人世帯	3人以上世帯
各手帳所持者	平成26年10月	世帯(世帯)	8,042	3,285	3,059	216	10
		構成比	100.0	40.8	38.0	2.7	0.1
	平成29年10月	世帯(世帯)	8,273	3,655	3,415	232	8
		構成比	100.0	44.2	41.3	2.8	0.1
	令和2年10月	世帯(世帯)	7,720	2,661	2,514	133	14
		構成比	100.0	34.5	32.6	1.7	0.2
	令和3年10月	世帯(世帯)	7,737	2,701	2,559	129	13
		構成比	100.0	34.9	33.1	1.7	0.2
	令和4年10月	世帯(世帯)	7,763	2,707	2,564	124	19
		構成比	100.0	34.9	33.0	1.6	0.2
自立支援医療利用者 (精神)	平成26年10月	世帯(世帯)	1,496	634	602	30	2
		構成比	100.0	42.4	40.2	2.0	0.1
	平成29年10月	世帯(世帯)	1,622	716	660	48	8
		構成比	100.0	44.1	40.7	3.0	0.5
	令和2年10月	世帯(世帯)	1,879	753	730	22	1
		構成比	100.0	40.1	38.9	1.2	0.1
	令和3年10月	世帯(世帯)	1,850	782	764	17	1
		構成比	100.0	42.3	41.3	0.9	0.1
	令和4年10月	世帯(世帯)	2,010	861	833	27	1
		構成比	100.0	42.8	41.4	1.3	0.0

(3) 身体障がい者の状況

身体障がい者手帳所持者数は、近年微減傾向にあります。

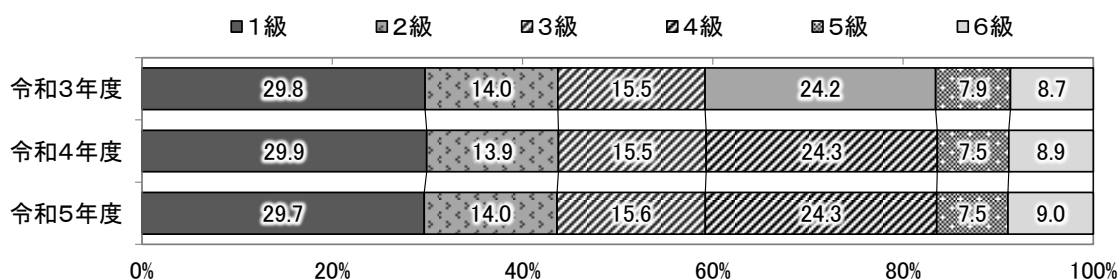
等級別にみると、令和5年9月末時点で1～2級の重度者が多く、2,598人となっています。構成比でみると、いずれの年も1～2級の重度者の占める割合が高く、4割を超えています。

【身体障がい者手帳所持者数（等級別）の推移】



資料：社会・障がい者福祉課（各年度3月31日現在、令和5年度9月30日）

【身体障がい者手帳所持者数（等級別）構成比の推移】



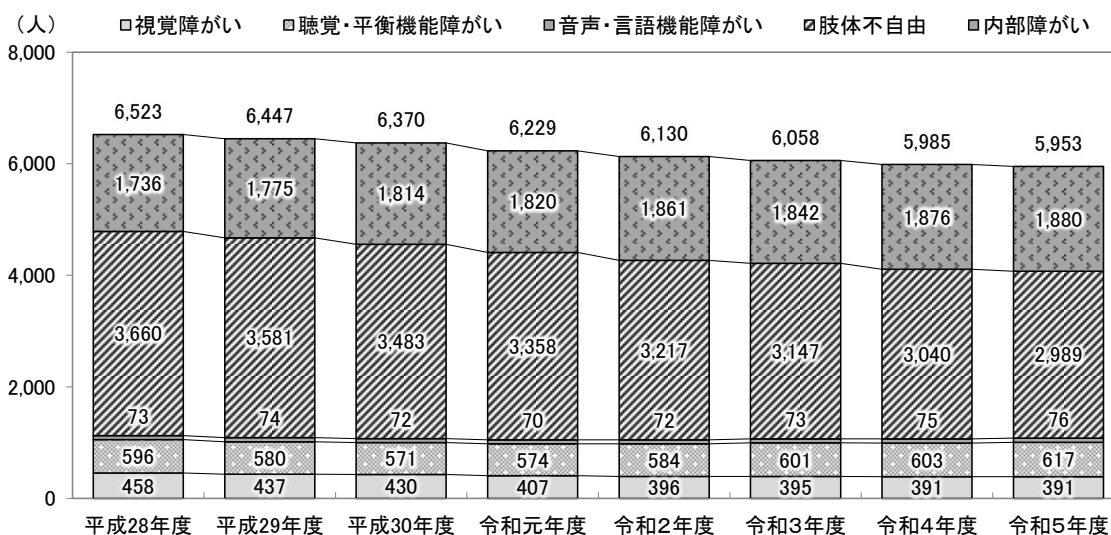
資料：社会・障がい者福祉課（各年度3月31日現在、令和5年度9月30日）

令和5年9月末現在の身体障がい者手帳所持者数を障がいの種類別にみると、「肢体不自由」が2,989人で最も多く、次いで「内部障がい」(1,880人)、「聴覚・平衡機能障がい」(617人)、「視覚障がい」(391人)、「音声・言語機能障がい」(76人)となっています。

障がいの種類別の推移をみると「聴覚・平衡機能障がい」、「内部障がい」は増加傾向にあり、「視覚障がい」、「肢体不自由」は減少傾向にあります。

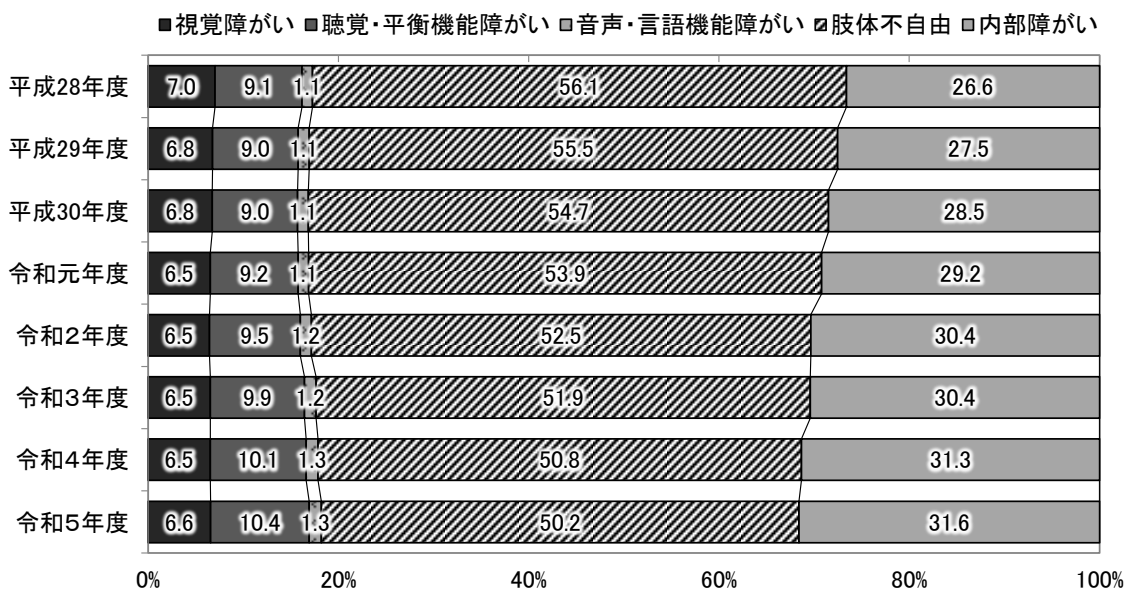
障がいの種類別構成比の推移をみると、「内部障がい」が年々増加しています。

【身体障がい者手帳所持者数（障がいの種類別）の推移】



資料：社会・障がい者福祉課（各年度3月31日現在、令和5年度9月30日）

【身体障がい者手帳所持者数（障がいの種類別）構成比の推移】



資料：社会・障がい者福祉課（各年度3月31日現在、令和5年度9月30日）

令和5年9月末現在の障がいの等級を障がい種類別にみると、聴覚・平衡機能障がいは6級、視覚障がい、内部障がいは1級で多くなっています。

【身体障がい者手帳所持者数（障がいの種類別等級別）の推移】

(人)

	1級	2級	3級	4級	5級	6級	合計
視覚障がい	136	124	23	23	51	34	391
聴覚・平衡機能障がい	44	106	64	146	5	252	617
音声・言語機能障がい	1	2	45	28	0	0	76
肢体不自由	440	571	520	821	389	248	2,989
内部障がい(注)	1,146	28	276	430	0	0	1,880
合計	1,767	831	928	1,448	445	534	5,953

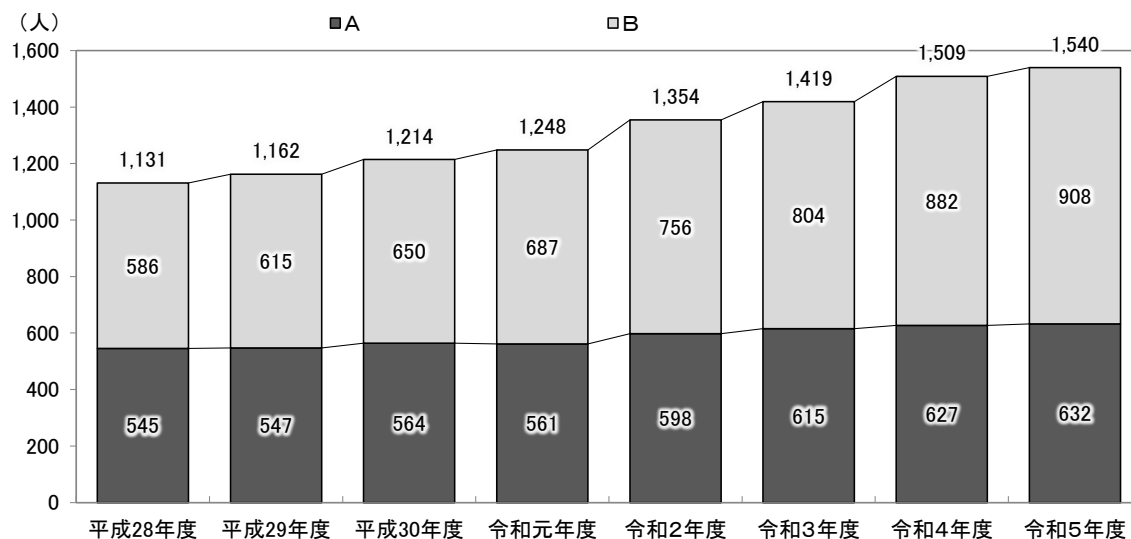
(注) 内部障がい＝心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の各機能障がい及びヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障がい
資料：社会・障がい者福祉課（令和5年度9月30日現在）

(4) 知的障がい者の状況

令和5年9月末現在の療育手帳所持者は1,540人（「療育手帳A」632人、「療育手帳B」908人）となっており、年々増加傾向にあります。

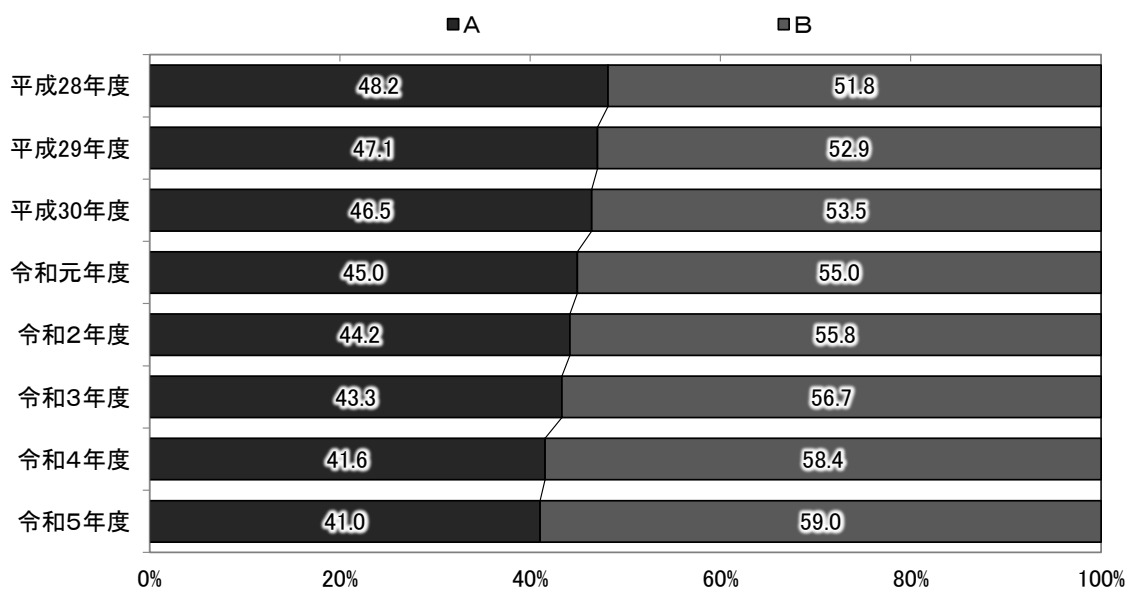
等級別構成比の推移をみると、いずれの年度も「療育手帳B」が「療育手帳A」を上回っています。

【療育手帳所持者数（等級別）の推移】



資料：社会・障がい者福祉課（各年度3月31日現在、令和5年度9月30日現在）

【療育手帳所持者数（等級別）構成比の推移】



資料：社会・障がい者福祉課（各年度3月31日現在、令和5年度9月30日現在）

令和4年3月末現在の年齢構成を等級別にみると、療育手帳Aでは「18歳以上」、療育手帳Bでは「64歳以下」が、それぞれ9割前後を占めています。

【療育手帳所持者数（等級別年齢別）構成比の推移】

(人)

	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
A	79	416	137	632
B	289	547	72	908
合計	368	963	209	1,540

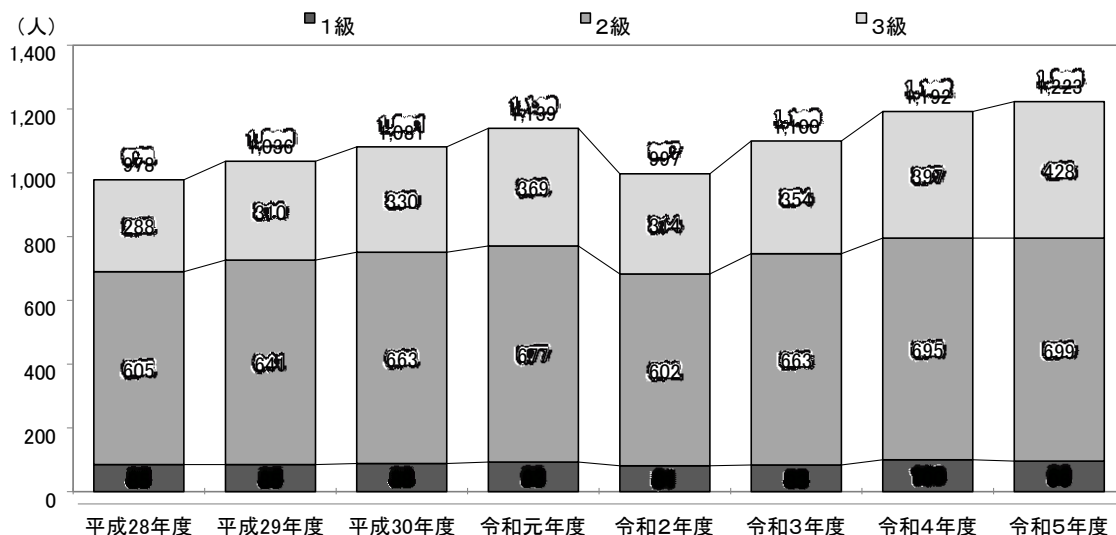
資料：社会・障がい者福祉課（令和5年9月30日現在）

(5) 精神障がい者の状況

令和5年9月末現在の精神障がい者保健福祉手帳所持者は1,223人（「1級」96人、「2級」699人、「3級」428人）となっており、全体に増加傾向にあります。令和2年度には一旦減少し、その後増加に転じています。等級別にみても同様の傾向になっています。

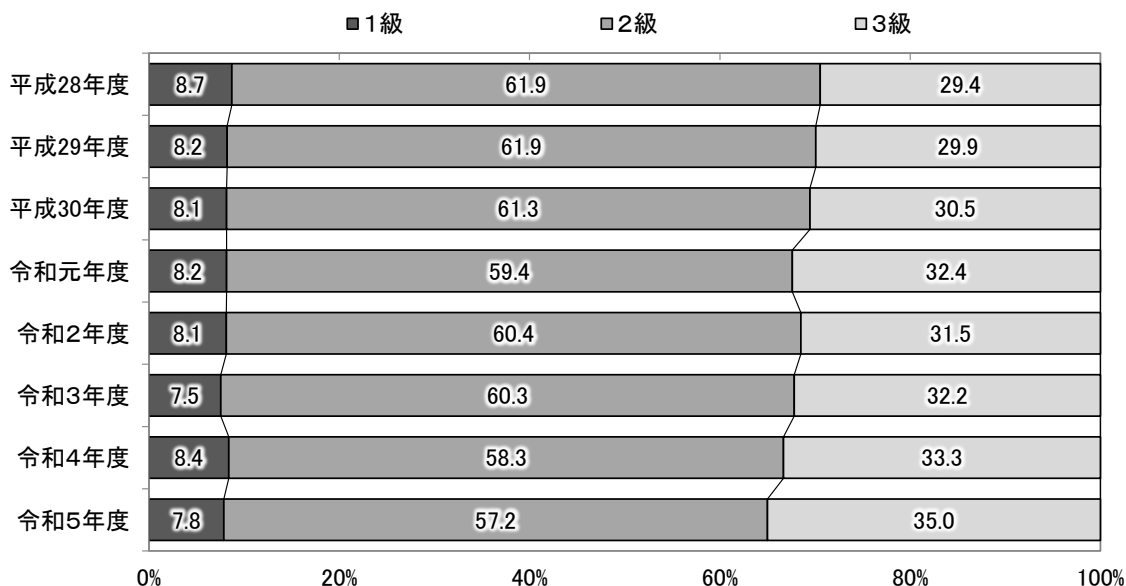
等級別構成比の推移をみると、いずれも「2級」の割合が最も高くなっていますが、近年減少傾向にあります。一方、「3級」は増加傾向にあります。

【精神障がい者保健福祉手帳所持者数（等級別）の推移】



資料：社会・障がい者福祉課（各年度3月31日現在、令和5年度9月30日現在）

【精神障がい者保健福祉手帳所持者数（等級別）構成比の推移】



資料：社会・障がい者福祉課（各年度3月31日現在、令和5年度9月30日現在）

【精神障がい者保健福祉手帳所持者数（等級別年齢別）の推移】

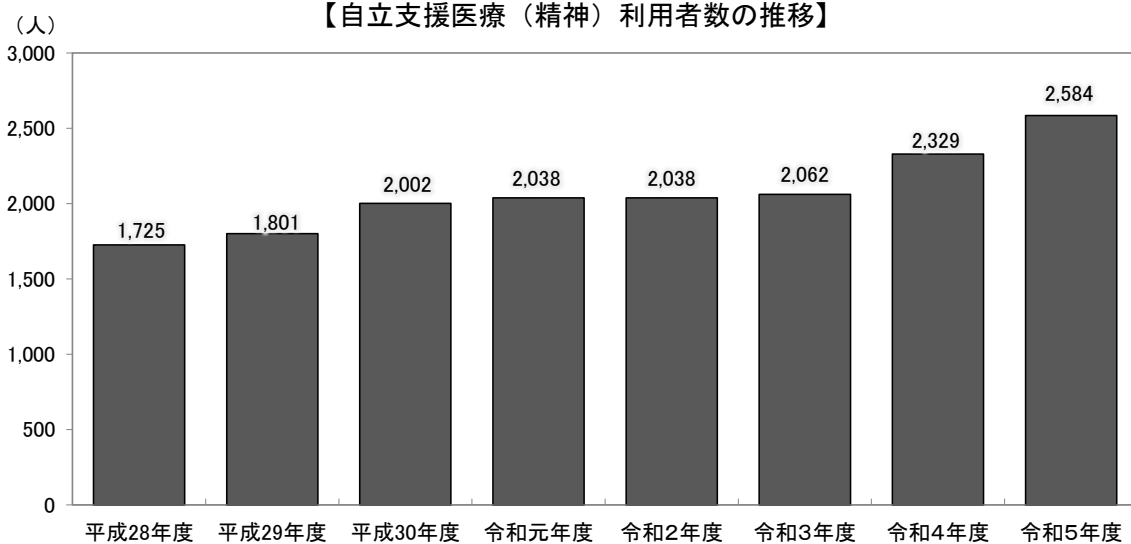
(人)

	18歳未満	18～64歳	65歳以上	合計
1級	1	50	45	96
2級	17	519	163	699
3級	32	351	45	428
合計	50	920	253	1223

資料：社会・障がい者福祉課（令和5年9月30日現在）

自立支援医療（精神）の利用者数は、令和5年度9月末時点で2,584人となっており、近年一貫して増加傾向にあります。

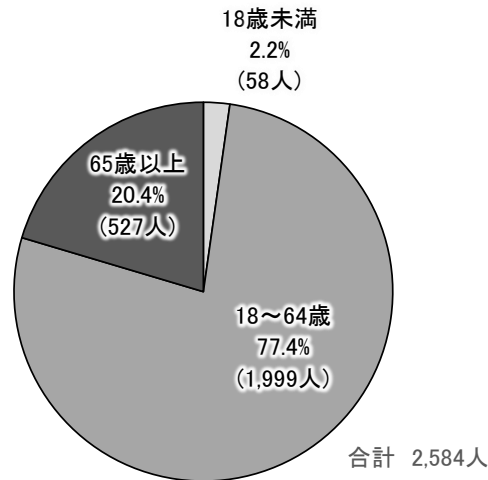
【自立支援医療（精神）利用者数の推移】



資料：社会・障がい者福祉課（各年度3月31日現在、令和5年度9月30日現在）

令和5年度9月末現在の年齢構成をみると、「18～64歳」が8割近くを占めています。

【年齢別自立支援医療（精神）利用者数】



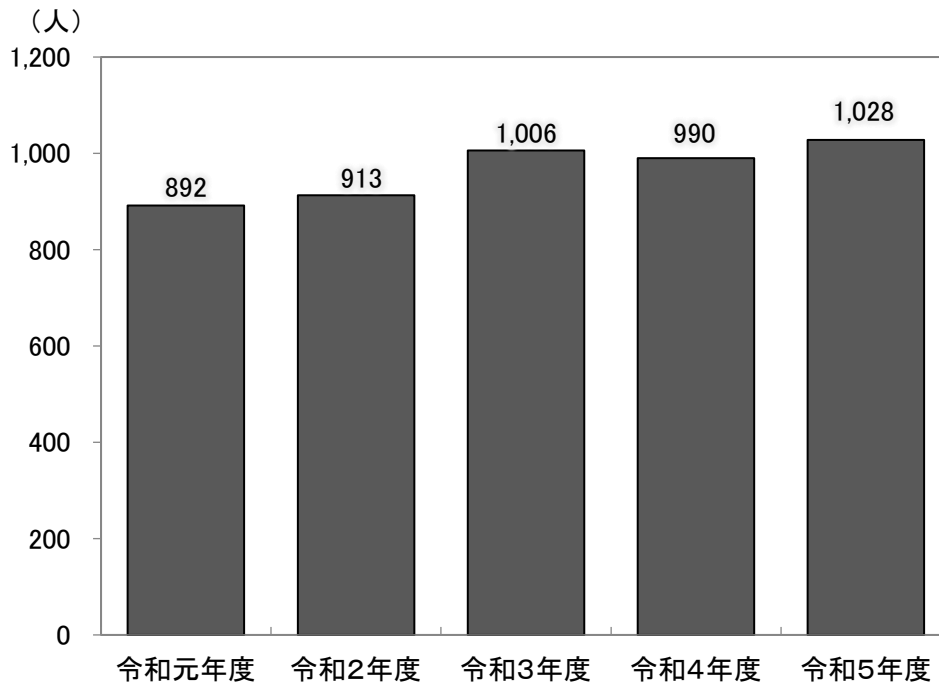
資料：社会・障がい者福祉課（令和5年度9月30日現在）

（6）特定疾患医療受給者証所持者数の状況

平成25年4月から施行された障害者総合支援法により、原因不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病の方も、障がい福祉サービスが利用できる障がい者の範囲に含まれることになりました。

難病のうち、医療費の公費助成の対象となる特定疾患の方については、令和5年4月1日現在では1,028人となっており、近年は概ね増加傾向にあります。

【特定疾患医療受給者証所持者数の推移】



資料：福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 健康増進課（各年度4月1日現在）

(7) 障がい児の状況

① 保育の状況

障がい児保育・教育の状況をみると、令和4年度末現在、保育所に在籍している障がい児（障がい者手帳を所持している児童）は106人、加配保育士数は27人となっています。

幼稚園に在籍している障がい児（障がい者手帳を所持している児童）は30人です。

【保育所における障がい児の在籍状況】

	1歳未満	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳	合計
在籍児童数(人)	940	637	655	650	652	—	3,534
在籍障がい児数(人)	2	9	24	34	37	—	106
加配保育士数(人)	0	3	6	7	11	—	27

【幼稚園における障がい児の在籍状況】

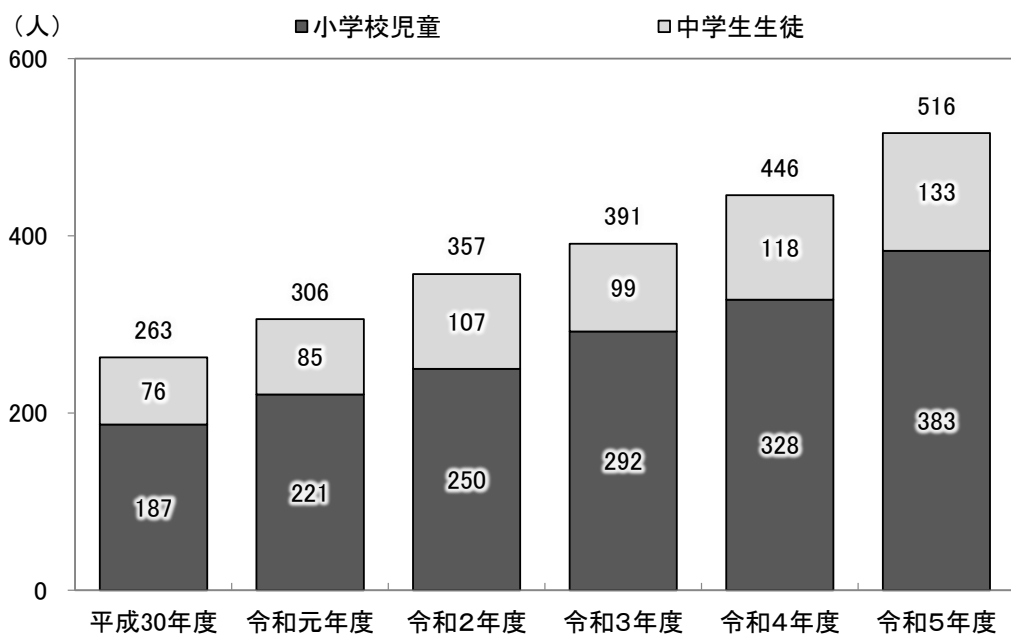
	3歳	4歳	5歳	合計
在籍児童数(人)	299	343	397	1,039
在籍障がい児数(人)	1	5	24	30

資料：保育課（令和5年3月31日現在）

② 就学状況

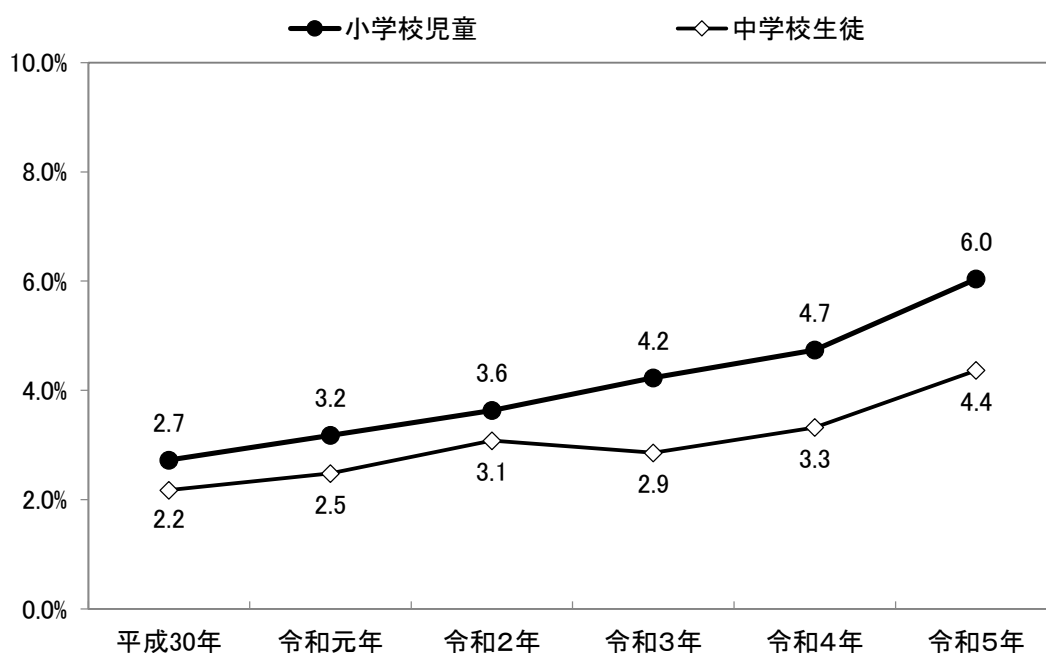
令和5年5月1日現在、飯塚市の小・中学校における特別支援学級児童・生徒数は小学校児童383人、中学校生徒133人であり、児童・生徒の数は増加傾向にあります。

【特別支援学級在籍児童・生徒数の推移】



資料：学校教育課（各年5月1日現在）

【特別支援学級在籍児童・生徒数の割合の推移】



資料：統計いづか

令和5年5月1日現在、飯塚市内における特別支援学級の設置校数は小学校17校、中学校10校の計27校となっています。また、通級指導教室は小学校3校、中学校1校となっています。令和4年度の特別支援学校の就学状況では、小学校で68人。中学校で38人となっています。放課後児童クラブにおける障がい児の在籍状況は48人で、在籍児童数全体の2.1%となっています。

【特別支援学級設置状況】

	設置校数	学級数		児童生徒数
		学級数	児童生徒数	
小学校	17	肢体不自由	3	6
		知的障がい	31	185
		自閉症・情緒障がい	33	191
		病弱	0	0
		弱視	0	0
		難聴	1	1
中学校	10	肢体不自由	2	4
		知的障がい	14	71
		自閉症・情緒障がい	11	56
		弱視	1	1
		難聴	1	1
合計	27	97	516	

【通級指導教室設置状況】

	設置校数	教室数	通級指導に係る 児童・生徒数
小学校	3	3	33
中学校	1	1	16

資料：学校教育課（令和5年5月1日現在）

【特別支援学校の就学状況】

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
小学校	嘉穂特別支援学校	46	49	50	58	60
	直方特別支援学校	1	2	4	5	7
	北九州視覚特別支援学校	1	1	1	0	1
	福岡視覚特別支援学校	1	1	0	0	0
	合計	49	53	55	63	68
中学校	嘉穂特別支援学校	25	27	27	26	36
	直方特別支援学校	2	1	1	1	1
	北九州視覚特別支援学校	0	0	1	1	1
	福岡視覚特別支援学校	1	0	0	0	0
	合計	28	28	29	28	38

資料：学校教育課（各年度3月31日現在）

【放課後児童クラブにおける障がい児の在籍状況】

	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生	合計
在籍児童数(人)	583	586	497	349	201	101	2,317
在籍障がい児数(人)	4	12	17	9	6	0	48
在籍箇所数(箇所)	4	9	10	5	6	0	

資料：学校教育課（各年度4月1日現在）

(8) 発達障がいの状況

令和4年度に飯塚市保健センターで実施している保育所、幼稚園等の巡回相談において、個別相談に至った児童は142人となっています。

【巡回相談の結果、個別相談に至った児童数】

個別の相談後の対応	(人)				合計
	3歳未満児	3歳児 (年度中に 4歳児到達)	4歳児 (年度中に 5歳児到達)	5歳児 (年度中に 6歳到達)	
療育関連施設への紹介	5	15	14	9	43
就学支援	0	0	0	37	37
継続フォロー(見守り)	4	14	13	12	43
その他のアドバイス等	0	8	7	4	19
計	9	37	34	62	142

資料：保健センター（令和4年実施分）

第3章 計画の基本方針

1. 基本理念

平成26年度から令和5年度までの10年間を計画期間とする第3期飯塚市障がい者計画は、「日常生活や社会生活を営む上で支障となる事柄（＝社会的障壁）によって困っている障がい者が存在し、それを除去する負担が大きすぎない時は、障がい者が社会参加を実現し、能力を発揮できる環境を整備するための配慮（＝合理的配慮）をしなければならない」という考え方にに基づき、「社会的障壁を除去するための必要かつ合理的な配慮」を行う視点に立って、本市の障がい者施策のあり方を定めています。

さらに、平成25年8月に実施した障がい者等実態調査（アンケート調査及びヒアリング調査）では、障がい者に関する正しい理解を市民一人ひとりに浸透させるため、啓発等に係る一層の取り組みが必要であるという声が多く寄せられたことから、すべての市民が等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重され、障がいの有無によって分け隔てられることのない共生社会づくりを目指して、計画の基本理念を「障がいのある人もない人も ともにいきいきと暮らせる 共生のまちづくり」としました。

現在国では、少子高齢化をはじめとする社会構造の変化や人々の暮らしの変化を踏まえ、制度・分野ごとの『縦割り』や「支え手」「受け手」という関係を超えて、地域住民や地域の多様な主体が参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えつながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現を目指しています。

この考え方は、障がい者を含めた様々な地域がともに支え、支えあうことを目指し、飯塚市の第3期飯塚市障がい者計画の基本理念である「障がいのある人もない人も ともにいきいきと暮らせる 共生のまちづくり」と趣旨を同じくすることから、第4期計画においても、引き続きこの基本理念を踏襲し、障がい者が自らの決定に基づき社会のあらゆる活動に参加する主体として、自らの能力を最大限発揮し自己実現できる地域社会づくりを目指します。

障がいのある人もない人も ともにいきいきと暮らせる 共生のまちづくり

2. 基本目標

計画の基本理念に掲げた「障がいのある人もない人も ともにいきいきと暮らせる 共生のまちづくり」を実現するため、4つの基本目標についても第3期計画を踏襲します。

(1) 「障がい者に関する正しい理解の促進」

あらゆる機会を通じて障がい者理解のための広報啓発や教育を行い、市民一人ひとりが、地域とともに暮らす仲間として障がい者を正しく理解し、接することができるよう、「心のバリアフリー」を進めます。

(2) 「障がい者の権利の擁護」

障がい者が自らの能力を最大限に発揮して自己実現をめざそうとする活動を制限したり、社会への参加を制約する、障がいを理由とする差別の解消や障がい者虐待の防止など、障がい者の権利を守るためのあらゆる方策を推進します。

(3) 「障がい者の自立と社会参加の促進」

企業や学校、地域社会等の様々な関係機関・団体と協働しながら、すべての障がい者が自らの選択によって、就労や余暇活動等のあらゆる社会活動に積極的に参加できるよう、障がい者の性別、年齢、障がいの特性及びニーズに応じた支援の充実に取組みます。

(4) 「生活環境におけるバリアフリー化の推進」

「障がい者にとって住みよいまち、すべての人にとって住みよいまちである」という認識にたち、公共交通機関や民間施設とも連携して、バリアフリーやユニバーサルデザインの視点に基づいた市民誰もが暮らしやすいまちづくりを推進します。また、障がい者がその意思に基づき、円滑に必要な情報を取得・利用し、他人との意思疎通を図ることができる環境づくりに努めます。

3. 施策推進のための「横断的視点」

本計画の基本理念及び基本目標を実現するために取り組む施策の各分野には、共通する取組の視点があります。これを「横断的視点」として整理し、この視点からのアプローチと合わせて各分野関係施策を推進します。

(1) 障がい者を支えるひとづくり

障がいの有無にかかわらず「ひと」は、地域での日常生活、教育、就労、余暇活動など、さまざまな場面で多くの「ひと」と関わりを持って暮らしています。しかしながら、障がいのある人が障がいのない人と同じようにあらゆる分野の活動に参加するためには、「社会的障壁」を取り除く配慮について市民の協力を得ていく必要があります。そのため、障がいについての理解を深め、行動を起こすことのできる「ひと」を育てていくことが、障がい者の地域での自立と社会参加を促進することにつながります。身近な地域においては、普段の生活の中で関わりを持ちながら必要な支援につなげていく人材の確保・育成が必要です。また、多様化する障がい者のニーズに適切に対応するため、サービス事業者をはじめとした関係機関等における専門職の資質向上を図ることが求められます。なかでも、すべての市職員がそれぞれの部署で障がい者に対して適切に行政サービスを提供できるよう、研修等を充実させることが必要です。障がい者が地域で生活するためには、行政やサービス事業所等の専門職による支援だけでなく、ボランティアによる日常的できめ細かな支援がたいへん重要な役割を果たしています。従って、市民に対してボランティア活動に関する知識の普及に努め、ボランティア活動に従事する人材を増やすとともに、関係機関と連携して各種ボランティア団体の活動を支援していくことが必要です。上記のようなさまざまな場面におけるひとづくりを通して、市民一人ひとりが障がい者に関する理解を深め、共生社会を構成する一員として互いに尊重される地域をつくることが大切です。

① 地域で活動する人材の育成と連携

○民生委員・児童委員*、福祉委員*等による見守りをはじめとする地域の支援活動を促進します。

○障がい者が身近な地域で生活面のさまざまなことを相談できる障がい者相談員の確保と育成に努めます。

② 専門職の質の向上

○障がい者の支援に携わる関係者（相談支援事業所職員、サービス事業所職員等）が自発的に行う研修会等の各種活動を支援することによって、地域における専門職員の養成と資質向上を図ります。

○市職員を対象とした各種研修の実施や障がい者対応マニュアルの活用を通じて、障がいに関する理解と認識を深めるとともに、一人ひとりの職員が障がい者と同じ目線で適切な行政サービスを提供できるよう、接遇能力の向上を図ります。

○特別支援学級設置校等の教員に対する研修の実施等を通じて、障がいのある児童・生徒に対する指導力の向上を図ります。

③ ボランティア活動の促進

○飯塚市社会福祉協議会が実施する各種ボランティア養成講座の周知をはじめ、ボランティア活動に関する知識の普及に努めます。

○手話の会、音訳・点訳ボランティアなど、各種ボランティア団体の活動を支援します。

(2) つながるしくみづくり

障がい者の生活のしづらさは、それを解決するサービス等につながって初めて解消でき、障がい者が自らの能力を最大限に発揮できるようになります。障がい者が生活の質を高めるためのサービスに「つながる」ためには、本人に最もふさわしいサービスをトータルに提供できるコーディネート機能の質の向上が求められます。さらに、障がい者に対する支援が効果的・効率的に実施されるためには、行政機関、相談支援事業者、サービス事業者などによるフォーマルな支援だけでなく、ボランティア等によるインフォーマルな支援も含めた、支援に携わるあらゆる関係者が円滑に連携し合える環境づくりが必要です。そして、これらの「つながるしくみ」の基本は、当事者である障がい者が参画することです。

① 当事者の参画

- 各施策分野における具体的取組の実施に際しては、そのプロセスにおいて障がい当事者や家族等の意見を尊重します。
- 当事者団体等との意見交換の機会を持ち、障がい者自身の意見を尊重しながら障がい者施策を推進します。

② 障がい者とサービス等をつなぐしくみづくり

- 地域で生活する障がい者が直面する生活上の困難を総合的な視点から解消できるよう、障がい者生活支援センターを核として、各種相談支援活動の充実を図ります。
- 困難な問題を抱えた障がい者について、支援に関わるスタッフ全員が課題共有できるような場の確保に努め、障がい者が必要なサービスや関係機関とのつながりを切れ目なく確保できるよう努めます。

③ 当事者及び関係者のネットワークづくり

- 障がい当事者、支援者、関係機関等が共通の認識のもとで地域の課題について協議し、改善に向けた取組につなげていくために、嘉麻市・桂川町との2市1町共同で設置されている「飯塚圏域障がい者地域自立支援ネットワーク」の展開を目指します。
- 障がい者に係る地域の課題に応じて、必要な関係者が柔軟に集まり、協議し合う活動を推進します。

④ 重層的支援体制の整備

- 地域や支援機関の連携や役割の理解に努め、障がい、子育て、介護、生活困窮など複合的な課題を抱える世帯の相談を、多機関の協働により包括的に受けとめるための体制を整えます。

各論

<各論の構成と見方>

- ◎「施策の体系」に基づき、「施策分野」別に各章を構成しています。
- ◎各施策分野における「施策の方針」ごとに【現状と課題】と【施策の基本的方向性】を記載しています。
- ◎【現状と課題】を補足する資料として、本計画策定に先立って実施した障がい者等実態調査結果の中から、アンケート調査結果のグラフや、アンケート調査やヒアリング調査で寄せられた意見（当事者の声）を掲載しています。
- ◎【施策の基本的方向性】では、本計画の基本目標を実現するための今後の施策の基本的方向性を示しています。
- ◎施策の基本的方向性を具現化する関係事業等のうち主なものを【具体的取組】として表にまとめています。この表に掲載された事業等のうち、表中の「管理」欄に「○」を付けたものは、これらの事業等の実績や進捗を把握することによって、本計画の推進状況を点検・管理していく事業として考えているものです。

第1章 心のバリアフリーの推進【啓発・広報】

1. 啓発・広報活動の充実

現状と課題

障がいの有無にかかわらず、すべての市民が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながらいきいきと生活することのできる共生社会の実現に向け、障がいのことを正しく理解し、障がい者の人権を尊重することが大切です。

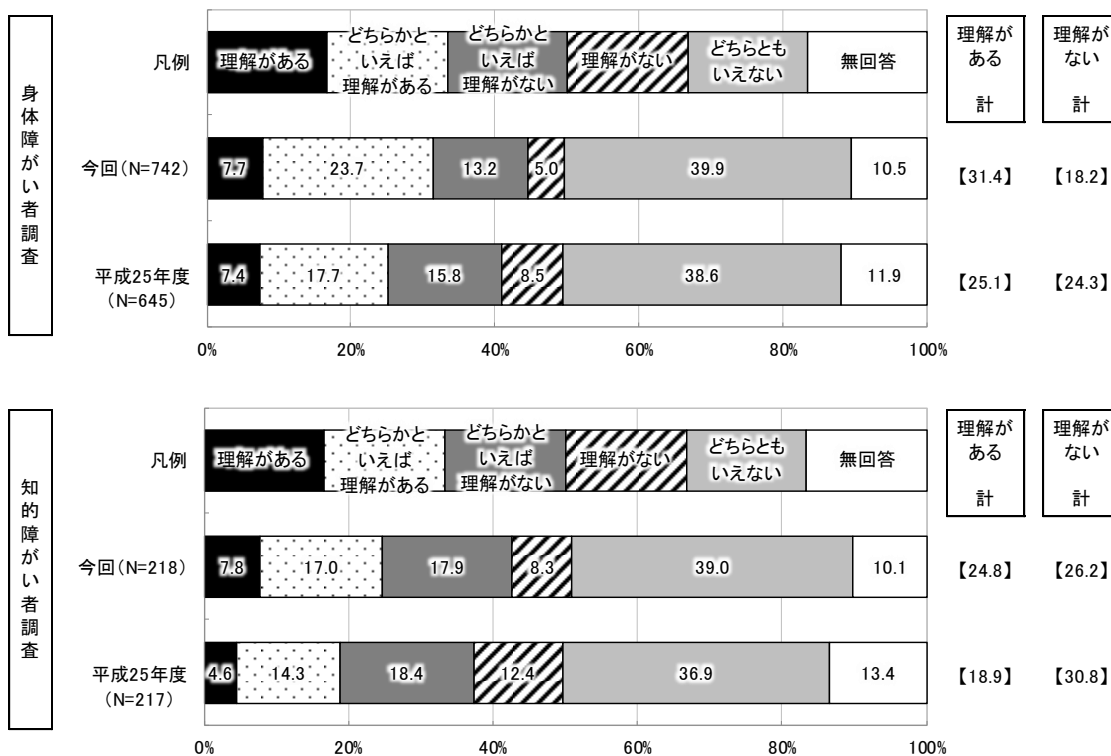
本市では、「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例（平成30年4月）」等により、あらゆる差別のないまちづくりの実現に努めています。

一方、障がい者に対する市民の理解に関するアンケート調査結果を平成25年度と比較すると、すべての障がい種別で「理解がある」と回答した人の割合が「理解がない」と回答した人を上回りましたが、身体障がい者以外では、「理解がない」の割合が「理解がある」を上回っています。

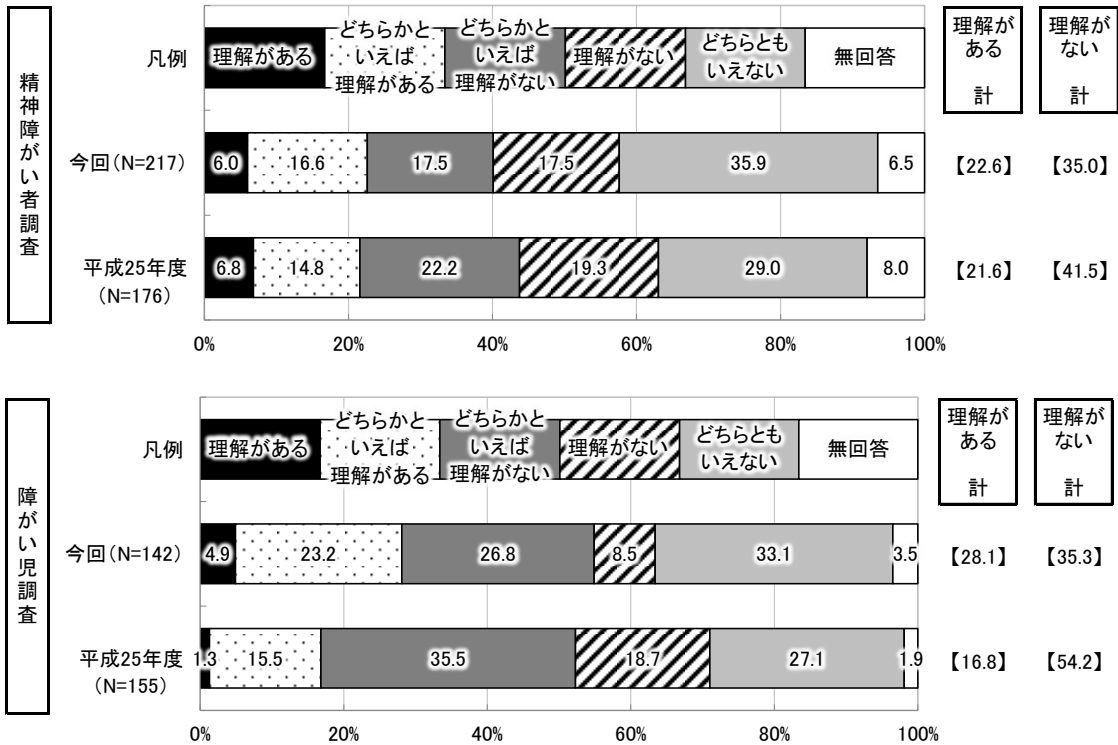
障がい者団体からのヒアリングにおいても、障がいの特性についての理解はまだ十分ではない状況もうかがえます。

よって、障がい者が自立した日常生活及び社会生活を確保することの重要性について市民の理解を深め、ともに支えあうことのできる「心のバリアフリー」を、今後一層推進する必要があります。

【障がい者に対する市民の理解度】



【障がい者に対する市民の理解度】



○市民の声

- ・特に精神、発達等の障がい特性については理解が進んでいないため、就学、就労、地域参加など様々な場面での受け入れが難しい状況にある。
- ・障がい者の支援団体は、それぞれいろいろな取組をされているが、そこに市民の参加を進めたり、色々な人たちが集まることで、理解が進んでいくのではないかな。

施策の基本的方向性

- 障がい者の人権や障がいの特性等について、広報紙などの各種媒体やイベント等の機会を活用して、より一層の啓発広報活動を展開し、「心のバリアフリー」を推進します。
- とりわけ、いまだに十分な理解が得られていないと考えられる精神障がい、発達障がいについて、関係機関と連携しながら、その特性や必要な配慮等に関する知識の普及に努めます。

具体的取り組み

(1) 啓発・広報活動の充実

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
障がい者週間*を活用した啓発事業	「広報いづか」において「障がい者週間」に関連する特集記事を掲載するとともに、市庁舎等に横断幕を設置し、市民への周知と意識づくりに努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	○
市民を対象とした各種啓発事業	障がい者団体等と連携しながら、障がい福祉に関する様々な問題についての講演会等を企画し、広く市民に障がい者への理解が浸透するように働きかけます。	継続	社会・障がい者福祉課	○
出前講座	関係機関等からの要望に応じて、障がい者問題や障がい者福祉施策等について情報提供する出前講座を実施します。	継続	社会・障がい者福祉課	
人権啓発冊子の発行	「人権いづか」(年1回)・「人権いづかぬくもり」(年6回)、等の啓発冊子を全戸配布し、障がいのある人の人権問題啓発の内容充実に努めます。	継続	人権・同和政策課	
人権・同和問題啓発コーナーの設置	コミュニティセンター内に「人権・同和問題啓発コーナー」を常設し、部落差別問題や障がいのある人の人権問題等の様々な人権問題について啓発します。	継続	人権・同和政策課	
人権問題講演会・研修会の開催	交流センターなど市民の身近な場所で、部落差別問題や障がいのある人の人権問題をテーマとした講演会・研修会を開催します。	継続	人権・同和政策課	
市民・事業所向け手話講座	市民や市内事業所等勤務者に対して、日常生活で使用する簡単な手話講座を行うことで、手話の普及と聴覚に障がいのある人に対する理解を広めます。	新規	社会・障がい者福祉課	

(2) 精神障がい者、発達障がい者等に対する理解促進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
障がい特性等に関する知識の普及啓発	広報紙や各種説明会等の機会を通じて、精神障がいや発達障がいの特性等に関する正しい知識を普及させることにより、市民の理解促進を図ります。	継続	社会・障がい者福祉課	○
関係機関との連携	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所や福岡県発達障がい者支援センター「ゆう・もあ」等と連携して、精神障がいや発達障がいに対する正しい知識の普及啓発に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	

2. ノーマライゼーションに関する理解の促進

現状と課題

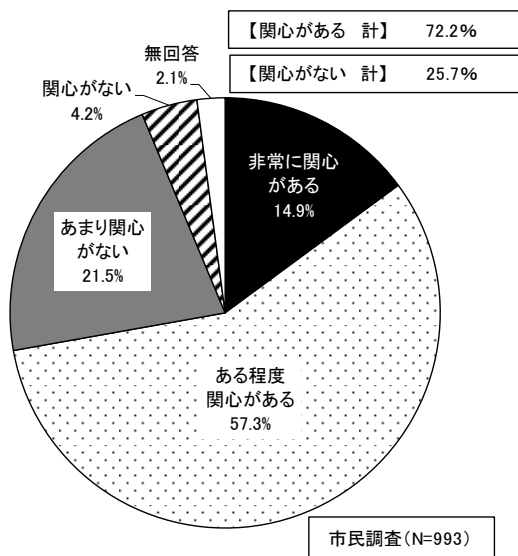
地域共生社会の実現のためには、障がい者などを特別視することなく、すべての人が同等に当たり前に生活できるような社会を実現するというノーマライゼーションの理念について、理解を進める必要があります。

市民が障がい者に対する正しい理解と認識を深めるためには、障がい福祉に関する関心を高め、様々な機会を通じて障がい者と知り合い、交流やふれあいを持つことによって、お互いを理解し合うことが重要になります。

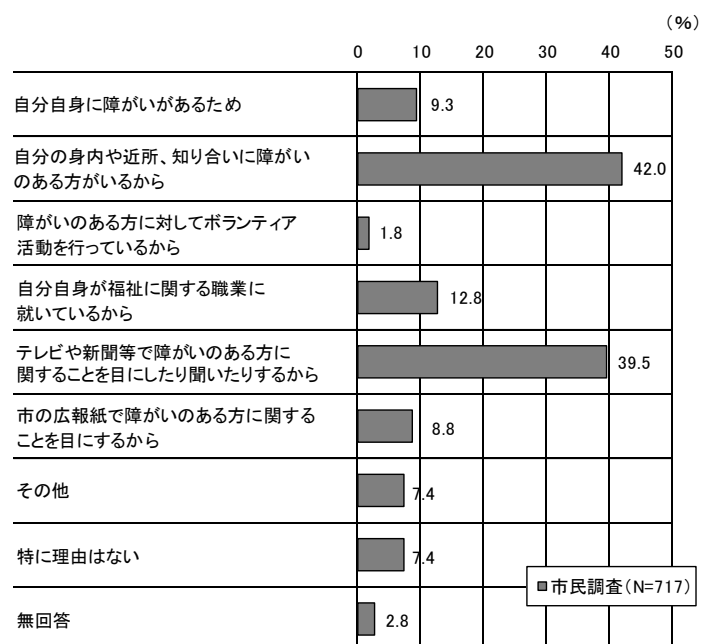
障がいのない市民を対象としたアンケート調査結果によると、「障がい者福祉に関心がある」と回答した人の割合は72.2%であり、その理由としては「自分の身内や近所、知り合いに障がいのある方がいるから」「テレビや新聞等で障がいのある方に関することを目にするから」が多くなっています。

よって本市では、このようなふれあいの機会や交流を通じた相互理解を促進するため「みんなの健幸・福祉のつどい」をはじめとした交流機会の充実に努め、今後もこのような交流の場を確保していきます。

【障がい福祉への関心度】



【障がい福祉に関心を持つ理由】



○市民の声

- ・学校の授業で、障がいのある子どもと障がいのない子どもが一緒になり何かをやるような取組が必要。様々な特性のある子どもたちとふれあい、その経験が大人になったときに、少しでも記憶に残っていればいいと思う。
- ・小・中学校に障がい者関連の教育の時間を取ってほしい。ゲストティーチャー等で、障がいのある人と小・中学生の交流等の場があれば、障がい者の社会参加や共生社会実現の一助になると思う。
- ・市民・地域との関わりを進めるにあたり、市民とのふれあいの機会が欲しい。

施策の基本的方向性

- 誰もが社会の一員としてお互いを尊重し、支え合って暮らすことを目指す「共生社会」や、障がいを個性としてとらえ、障がいのある人もない人もともに生活ができるようにする「ノーマライゼーション」の理念についての啓発を推進します。
- 障がいのある人と障がいのない人の相互理解を深めるため、学校における福祉教育の充実や地域における交流機会の拡大を図ります。

具体的取り組み

(1) 学校等における福祉教育の充実

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
「総合的な学習の時間*」の活用	小・中学校の総合的な学習の時間等を活用して、福祉に関する教育を実施します。	継続	学校教育課	○
学習ボランティア派遣	学校や児童センター等からの要請に基づいて、障がい者とのつながり学習や障がい者問題、障がい者に関する学習活動等に対して、生涯学習ボランティアネットワーク事業に登録の指導者の中から学習ボランティアを派遣し、手話講習や障がい者問題・障がい者についての認識や理解を深める取組みを行います。	継続	生涯学習課	
「飯塚国際車いすテニス大会」観戦	小学生が「飯塚国際車いすテニス大会」を観戦し、選手やボランティアと交流する機会を提供し、交流を通じた障がい者への理解の促進を図ります。	継続	学校教育課 スポーツ振興課	

(2) 地域におけるふれあいの促進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
みんなの健幸・福祉のつどい	障がい者を含む市民の交流の場、障がい者問題等に関する啓発広報や健康づくりに関する情報提供の場として、飯塚市社会福祉協議会や関係団体等と連携して「みんなの健幸・福祉のつどい」を開催します。	継続	社会・障がい者福祉課	○
飯塚国際車いすテニス大会への支援	国際テニス連盟公認の飯塚国際車いすテニス大会への支援を通じて、障がいのある人となし人との交流促進や、市民のノーマライゼーションに関する意識の向上を図ります。	継続	スポーツ振興課	○

第2章 差別の解消と権利擁護・成年後見制度利用の推進 及び虐待の防止【権利擁護】

1. 障がい者を理由とする差別の解消の推進

現状と課題

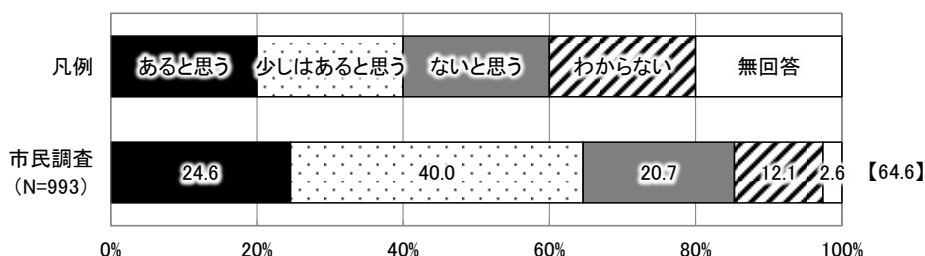
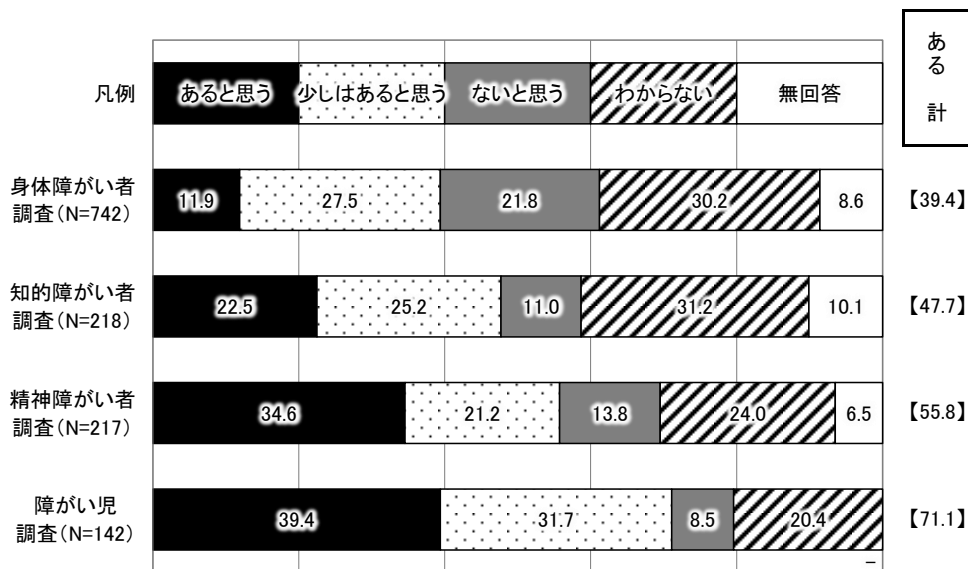
本市では、「飯塚市部落差別をはじめあらゆる差別の解消の推進に関する条例」が制定され、平成30年4月1日から施行されています。

本市では、従前から人権に関する地区懇談会をはじめとした様々な研修会活動や講演会活動を通じ、障がい及び障がい者への理解と差別の解消に向けた取組を進めてきました。

しかし、障がい者に対するアンケート調査結果によると、障がい者への差別・偏見があると感じている人は、障がいの種別にかかわらず高い割合を占めており、中でも障がい児では71.1%に達しています。また、障がいのない市民に対するアンケート調査によると、差別や偏見があると感じている人は64.4%となっています。

障がい者を理由とする差別は、障がい者の自立や社会参加に深刻な悪影響を与えるものであり、社会全体において、その解消に向けた取組を進める必要があります。

【障がい者への差別・偏見の有無】



○市民の声

- ・障がい者や病気を持っている人たちが不便な思いをするのは、社会の側に理解がないからである。その啓発を進めないと、ずっと変わらないと思う。

施策の基本的方向性

- 障害者差別解消法の趣旨や目的に関する広報啓発を行い、あらゆる場面において不当な差別的取扱いの解消を図ります。
- 市の各種事務事業の実施にあたり、障がい者が必要とする社会的障壁の除去について、必要かつ合理的な配慮を行います。
- 障がい者差別解消の相談窓口として福岡県と連携しながら、その解決にあたります。

具体的取り組み

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
差別解消のための広報啓発	広報紙やホームページなど各種媒体を活用して、障害者差別解消法の趣旨に沿った広報啓発を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○

2. 権利擁護・成年後見制度の推進、虐待の防止

現状と課題

知的障がい者や精神障がい者など、判断能力が不十分な障がい者については、その財産や生活上の権利を守るための制度の活用が不可欠です。

飯塚市社会福祉協議会が運営する権利擁護センターの利用者数は年々増加しており、令和5年6月末現在で障がい者の権利擁護事業*利用者数は80人、法人後見事業*利用者数は3人となっています。こうした状況を受け、今後は「成年後見制度」など権利擁護のための制度の周知と利用促進を進めていく必要があります。

また、障害者虐待防止法の施行（平成24年10月）に伴い、本市では障がい者虐待防止センター*を設置しています。障がい者虐待に係る通報等の件数は、令和3年度は9件、令和4年度は16件と増加しています。

虐待は障がい者に対する差別であるとともに、障がい者の権利を侵害するものです。障がい者があらゆる差別や偏見を受けることなくお互いの人権を尊重し合える地域社会づくりを進めていく必要があります。

このような中、国は「成年後見制度利用促進法」[平成28年5月施行]及び「第二期成年後見制度利用促進基本計画」[令和4年3月閣議決定]に基づき、成年後見制度の利用促進や権利擁護対策の推進を図っています。

本市においても、国の関連施策の動向を踏まえつつ、こうした関連施策の普及及び利用促進に向けた取組が必要となっています。

なお、成年後見制度利用促進計画については、改定期にあたる本計画に盛り込むこととし、高齢者保健福祉計画と一体的に策定しています。

施策の基本的方向性

- 障がい者に対する権利侵害を防止し、その被害からの救済を図るための相談・支援体制を構築し、その利用促進を図ります。
- 障がい者虐待の防止に関する積極的な広報・啓発活動を行うとともに、虐待を受けた障がい者及び障がい者の養護者に対する支援に取組みます。
- 障がい者本人に対する意思決定支援を踏まえた自己決定を尊重する観点から、成年後見制度*や権利擁護事業の周知を図り、利用促進に向けた取組みを進めます。
- 障がい者本人が成年後見制度を、本人らしい生活を守るための制度として利用できるよう、既存の保健・医療・福祉の連携に司法も含めた新たな仕組みとして、地域連携ネットワークの構築に努めます。
- 地域連携ネットワークの構築においては、権利擁護支援の必要な人の発見・支援、早期の段階から相談・対応体制の整備、意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用に資する支援体制の構築、という3つの役割を担うことを念頭に、広報機能・相談機能・成年後見制度利用促進機能・後見人支援機能の4つの機能を段階的・計画的に整備し、不正防止の効果を高める体制の構築に努めます。

- 権利擁護支援の地域連携ネットワークを整備し、協議会等を適切に運営していくためには、その中核となる機関が必要となります。中核機関は、様々なケースに対応できる法律・福祉等の専門知識や、地域の専門職等から円滑に協力を得るノウハウ等が蓄積され、地域における連携・対応強化の推進役を担うことが期待されています。また、成年後見等開始前後を問わず、個々のケースに対応する「チーム」に対し、法律・福祉の専門職団体や関係機関が必要な支援を行えるよう、既存の組織を活かしながら、各種専門団体や関係機関の協力・連携強化を協議する協議会を設置する体制の構築に努めます。
- 知的障がいや精神障がいのために、判断能力が不十分で親族等申立てを行う人がいない人について、成年後見制度の市長申立てや申立て費用を助成する利用支援事業を推進します。
- 「成年後見制度利用促進法」や「成年後見制度利用促進基本計画」を踏まえ、庁内の関係各課や地域の関係機関に加え、近隣市町村とも連携・協議を行いながら、成年後見制度の利用促進に取り組めます。

具体的取り組み

(1) 権利擁護の推進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
障がい者虐待防止センターの運営	障がい者基幹相談支援センターに併設された障がい者虐待防止センターにおいて、虐待防止に関する相談・支援を行うとともに、虐待を受けた障がい者やその養護者への支援、虐待防止のための広報啓発を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○
権利擁護・成年後見制度の周知	飯塚市社会福祉協議会が実施している権利擁護センター事業（福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理の支援等を行う。）や成年後見制度（判断能力が不十分な認知症高齢者や知的・精神障がい者等を保護・援助する制度。後見人等が本人に代わって財産の管理等を行う。）について、広報やガイドブック等への掲載、障がい者団体の会合や各種説明会等の機会を活用して情報提供を行います。	継続	高齢介護課 社会・障がい者福祉課	
成年後見制度の基盤強化	今後利用の拡大が見込まれる認知症高齢者や知的・精神障がい者等の権利擁護を推進するため、従来の専門職に加え新たな担い手の育成とその活用を図ることで、成年後見制度の基盤強化を図ります。	継続	高齢介護課 社会・障がい者福祉課	
成年後見制度の利用促進	成年後見制度を利用するために必要な申立て費用等を負担することが困難な方に対する助成や、申立てをする親族等がない場合の市長申立てなど、必要な方が適切に制度を利用できるように支援を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○

3. 合理的配慮及び障がい者理解の促進等

現状と課題

障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（障害者差別解消法）」に基づき、公的機関や民間事業者を含む事業者は、障がい者が必要とする社会的障壁の除去の実施について、必要かつ合理的な配慮（合理的配慮）を行うとともに、ソフト・ハードの両面にわたり、合理的配慮を的確に行うために必要な環境の整備を進めることとされています。

本市では、社会・障がい者福祉課を中心に啓発活動を行ってきましたが、令和6年4月から民間事業所においても合理的配慮が義務化されることを踏まえ、これらの啓発活動を実施する必要があります。

今後、公的機関や民間事業者を含む事業者に対して、障がい者に関する理解を促進するための研修を実施し、窓口等における障がい者への配慮の徹底を図る必要があります。

施策の基本的方向性

○民間事業所等に対し、合理的配慮に関する研修の実施など、市役所を利用する障がい者の方々に対する合理的配慮の実施を徹底します。

具体的取り組み

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
市職員に対する合理的配慮に関する研修の実施	市職員に対し、合理的配慮を含めた必要な配慮に関する研修を行い、窓口業務や問い合わせにおける障がい者への配慮を徹底します。	継続	社会・障がい者福祉課	
市職員に対する障がい者対応マニュアルの活用	市職員の間で障がいに関する理解を促進するとともに、対応マニュアルを活用して窓口等における障がい者への配慮の徹底を図ります。	継続	社会・障がい者福祉課	

第3章 情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の推進

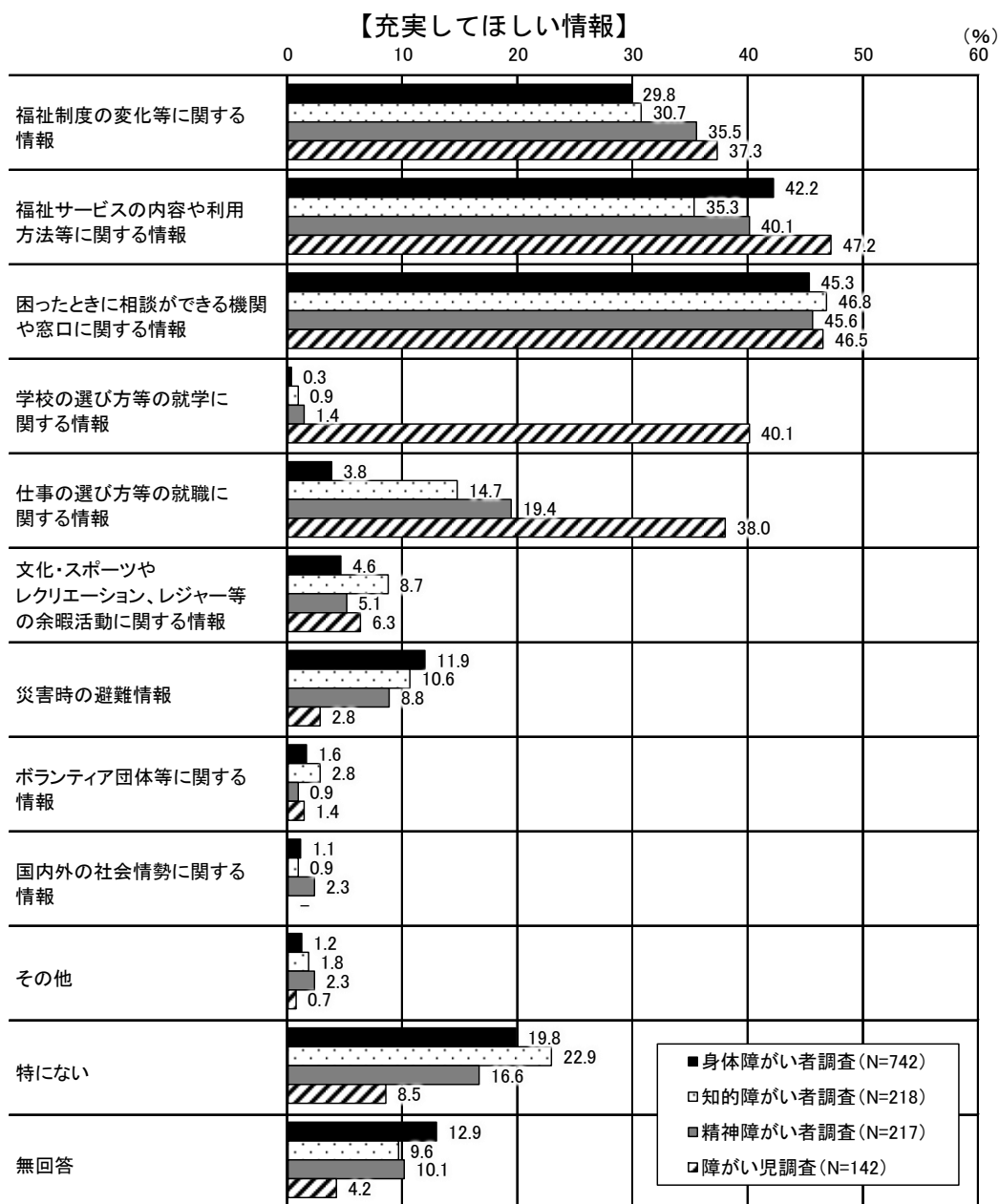
【情報アクセシビリティ】

1. 情報提供の充実等

現状と課題

表現の自由、知る権利、情報を取得する権利は、すべての人が享有する基本的人権として保障されるものです。情報の取得・利用等の情報アクセシビリティの向上は、障がい者が地域社会の中で生活し、積極的に社会参加していくために不可欠です。

アンケート調査によると、今後充実してほしい情報として「困ったときに相談ができる機関や窓口に関する情報」「福祉サービスの内容や利用方法等に関する情報」を求める人が最も多くなっていることから、支援を必要としている人に適切に情報が行き届くよう、きめ細かな提供体制を整備することが必要です。



○市民の声

- ・情報を必要な人に届くよう積極的な対応を考えていただきたい。
- ・障がい者やその家族がサービスを利用しやすくするためには。サービスの中身をよく知ることだと思う。そのための周知が最も大切

施策の基本的方向性

○障がい児・者等を対象としたガイドブック等を作成・配布し、福祉制度やサービス等に関する情報提供に努めます。

具体的取り組み

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
障がい者ガイドブックによる情報提供	障がい者福祉に関する各種相談窓口や障がい者手帳、各種サービス等に関する情報をまとめたガイドブックを作成し、障がい児・者の生活に必要な情報の提供に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	
障がい児ガイドブックによる情報提供	障がい児の保護者等を対象に、各種相談窓口や福祉サービス等に関する情報をまとめたガイドブックを作成し、障がい児の養育に必要な情報の提供に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	
携帯電話のメール機能などを使った災害情報の発信	情報提供を希望する障がい者等の携帯・固定電話番号、メールアドレス、FAX番号等を登録し、災害や避難に関する情報を発信します。また、メールアドレスの登録が不要なエリアメールを利用して、高齢者等避難、避難指示等の緊急情報を携帯電話へ発信します。	継続	防災安全課	

【参考】関係機関が実施している事業

事業名	事業内容	実施機関
社協情報テレフォンサービス	音訳ボランティアと連携して、各種情報をフリーダイヤルのテレフォンサービスにより提供します。	飯塚市社会福祉協議会

2. 行政情報のアクセシビリティの向上

現状と課題

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行に伴い、可能な限り、その障がいの種類及び程度に応じた手段を選択できるようにすることが求められています。

本市においては、アクセシビリティに配慮した公式ホームページを作成し発信するとともに、音訳された市報や点訳された行政文書の発送など、特に視覚に障がいのある人に対して、必要な情報が届くように配慮します。また、ホームページのほかに LINE、X等の SNS を活用した情報の発信に努めます。

○市民の声

- ・（視覚障がい者）選挙公報の結果を知りたい。国政ではCDや点字の情報提供がある。
- ・（聴覚障がい者）私たちも毎年飯塚市と交渉して、手話を広げて欲しい、手話でやり取りできるよう変えてほしいとお願いはしているが、人材がいない、手話ができる人がいないということで困っている状況が続いている。

施策の基本的方向性

- 障がいがあることによる情報格差を生じさせないように、行政文書の点訳や音訳など障がい特性に応じた必要な配慮を行います。
- 障がい当事者の意見を反映させながら、わかりやすい行政情報の提供に努めます。

具体的取り組み

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
行政文書等の点訳・音訳	各種通知等の行政文書の点訳・音訳による提供に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課 関係各課	
郵便物への点字テープラベル貼付	視覚障がい者が郵便物の中身を判別できるよう、封筒への点字テープラベル貼付を推進します。	継続	社会・障がい者福祉課 関係各課	
投票所における点字候補者名簿の整備	選挙等の投票所において点字による候補者名簿を整備し、視覚障がい者が円滑に投票できるようにします。	継続	総務課	
「声の広報」の発行	音訳ボランティアとの連携により「広報いづか」を音訳して希望者に提供するとともに、利用拡大のための周知に努めます。	継続	情報管理課 社会・障がい者福祉課	○
手話通訳者の配置	障がい福祉担当窓口到手話通訳者を配置し、来庁した聴覚障がい者の意思疎通を支援します。	継続	社会・障がい者福祉課	○
手話通訳者の確保	聴覚障がい者の学習活動やサークル活動への参加を支援するため、手話通訳者の確保に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	
点字録音図書等の整備	ボランティアと連携して点字図書や朗読テープ等を整備するとともに、これらの各種資料の周知と利用促進に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	
市職員を対象とした手話研修	市職員の聴覚障がい者とのコミュニケーション能力の向上を図るため、手話研修を開催します。関係団体等に講師を依頼し、嘉飯山定住自立圏事業として実施するなど、関係団体と協働し、適切な合理的配慮を提供できる職員の育成に努めます。	継続	人事課	○

3. 意思疎通支援の充実

現状と課題

障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律の施行に伴い、可能な限り、その障がいの種類及び程度に応じた手段を選択できるようにすることが求められています。

障がい者が必要な情報を円滑に取得・利用するとともに、司法手続きの場などにおいても自らの権利を行使できるよう、障がいの特性に応じた意思疎通の手段を確保できる環境づくりが大切です。

本市では、手話奉仕員や音訳ボランティア、点訳ボランティアなど、様々なボランティアを育成しています。引き続きボランティアの育成とその活動を支援します。

○市民の声

- ・（聴覚障がい者）市役所に行っても手話通訳者がいないときはコミュニケーションができない。筆談をしてほしいと言われるが、ろうで手話を使っている人は、日本語とは別の言語である“手話”で生活しているので、日本語の文章を見せられても意味が分からない。

施策の基本的方向性

- 障がい者が自らの意思を表示し、円滑に権利を行使することができるよう、当事者の意見を反映させながら、個々の障がい特性に応じた意思疎通手段を確保することに努めます。

具体的取り組み

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
意思疎通支援者派遣事業	聴覚障がい者等の意思疎通を仲介する手話通訳者等の派遣について、利用者の意見を反映させながら利便性の向上に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	○
日常生活用具（情報・意思疎通支援用具）の利用促進	活字文書読み上げ装置や情報・通信支援用具等、情報の取得や意思疎通を支援する日常生活用具の周知を図り、利用促進に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	
手話通訳者の配置	障がい福祉担当窓口到手話通訳者を配置し、来庁した聴覚障がい者の意思疎通を支援します。	継続	社会・障がい者福祉課	○
市職員を対象とした手話研修	市職員の聴覚障がい者とのコミュニケーション能力の向上を図るため、手話研修を開催します。関係団体等に講師を依頼し、嘉飯山定住自立圏事業として実施するなど、関係団体と協働し、適切な合理的配慮を提供できる職員の育成に努めます。	継続	人事課	○

第4章 健やかに暮らすための保健・医療の充実【保健・医療】

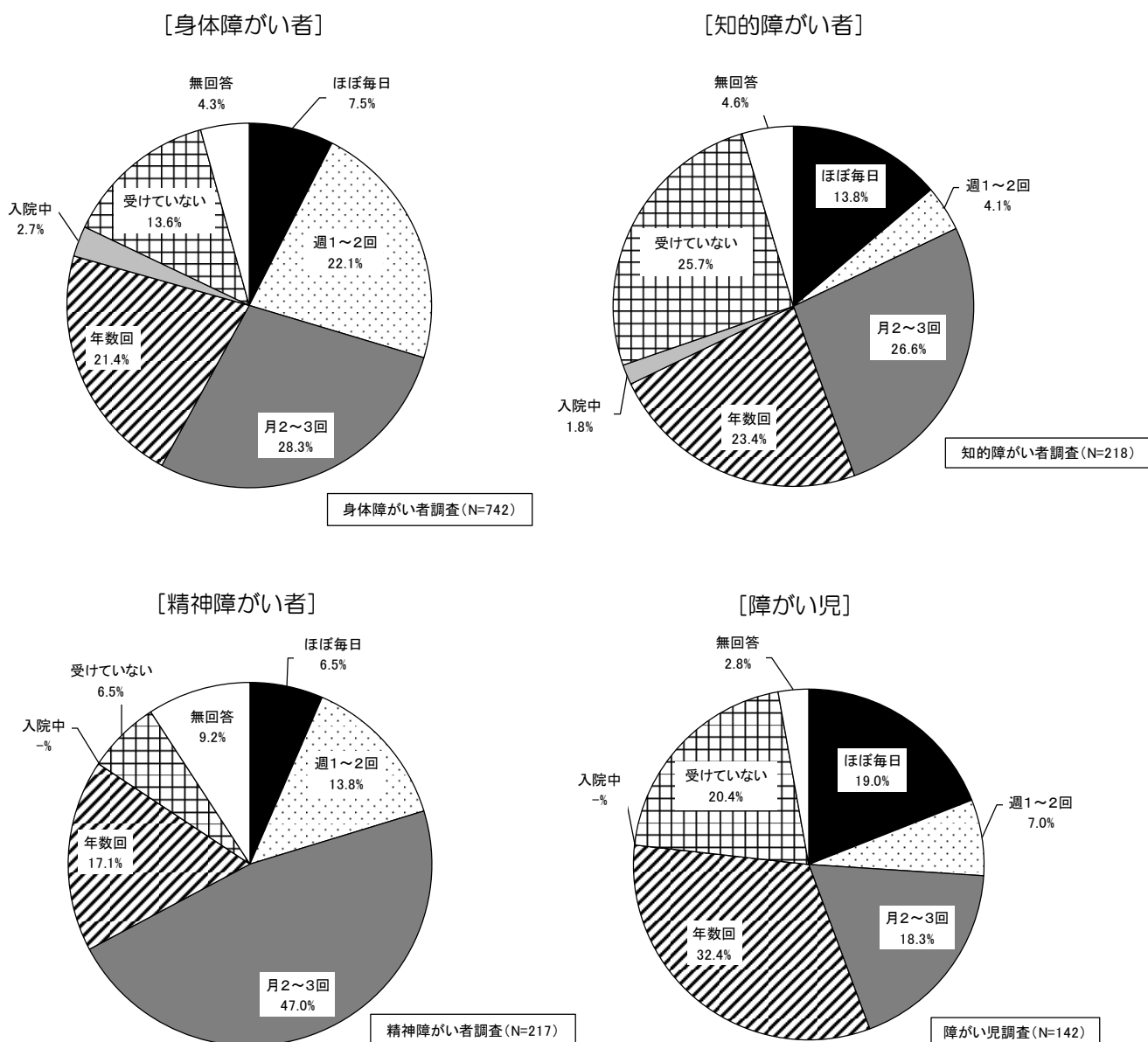
1. 保健・医療の充実

現状と課題

障がい者に対する保健・医療サービスは、障がいによる心身機能の低下の軽減や二次障がいの予防、健康の増進、社会復帰のためのリハビリテーションなど、障がいのある人の自立を促進するために重要な意義を有しています。

そのため、障がい者の健康の保持・増進に向け、適切な保健・医療サービスを受けることができるよう、地域の保健医療体制等の充実を図ることが必要となります。またこれに併せ、障がい者が医療を受けることによる自己負担を軽減するため、適切な医療制度の活用を促進していくことも必要となります。

【医療機関や施設などでの定期的な医師の診察の受診状況】



○当事者の声

- ・家族も社会的にもそうだが、精神疾患はどうしても“病気”として考える方向が少ない。

施策の基本的方向性

- 医療機関と連携して、障がい者が地域で適切な医療やリハビリテーションを受けられる体制づくりに努めます。
- 障がい者が適切な医療を受けることができるよう、自立支援医療など医療費の公費負担・助成制度等について周知を図ります。

具体的取り組み

(1) 保健医療サービスの適切な提供

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
自立支援医療	医療機関等と連携して、自立支援医療（更生医療*・育成医療*・精神通院医療費公費負担制度）の周知に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	○
重度障がい者医療* 費支給制度	重度の障がい者の医療費の一部を助成する「重度障がい者医療費支給制度」の周知に努めます。	継続	医療保険課	
医療的ケア児等在宅 レスパイト事業	在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を目的として、一定の時間帯を超えて訪問看護を利用した場合にその費用を助成する制度です。	新規	社会・障がい者福祉課	

【参考】関係機関が実施している事業

事業名	事業内容	実施機関
小児慢性特定疾病医療 費助成制度	厚生労働省が定める「小児慢性特定疾病」について、医療費の一部公費負担による患者及び家族の負担軽減を図っています。（18歳未満、認められれば20歳未満まで延長できます。	福岡県嘉穂・鞍手保健 福祉環境事務所

2. 障がいの原因となる疾病等の予防

現状と課題

障がいの原因となる疾病等の予防のためには、ライフステージに応じた健診等の実施が重要になります。健康診査は、疾病の危険（リスク）の早期発見による疾病等の発生予防、疾病や異常の早期発見の機会であり、必要に応じて保健指導に結び付けています。

また、がん、心疾患、脳血管疾患、糖尿病等の生活習慣病に起因する障がいの発生を予防するため、生活習慣病予防事業との連携も重要です。

このほか、高齢化の進行に伴う要介護者の増加を見据え、介護状態等への移行を予防するための介護予防事業との連携も必要となります。

施策の基本的方向性

- 保健・医療の正しい知識の普及啓発及び疾病等のリスク予防、早期発見のため、健康教育、健康相談等の各種保健事業の充実を図るとともに、事業の広報方法等をさらに見直し、事業の周知と利用促進に努めます。
- 生活習慣病等の障がいの原因となる疾病の予防と早期発見のため、健康診査、がん検診の受診率の向上に努めます。
- 高齢者を対象とした介護予防事業を推進し、高齢期の生きがいづくりや認知症等の予防に努めます。

具体的取り組み

(1) 生活習慣病等の予防や介護予防の推進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
健康診査・各種がん検診	40歳以上の市民を対象に生活習慣病等の疾病を早期に発見し、生活習慣の改善や適切な治療に結びつけるための健康診査・がん検診を行います。	拡充	健幸保健課	○
若年者健康診査	19歳から39歳以下の若年層を対象とした健康診査を行い、若年層の健康づくりに対する意識の向上と、より早期からの疾病予防に努めます。	拡充	健幸保健課	
健康教育	生活習慣病予防教室やウォーキング教室、栄養教室等の各種健康教育を行い、生活習慣病予防等に関する知識の普及に努めます。	拡充	健幸保健課	
健康相談	生活習慣病予防等をはじめとした健康づくりに関する相談を行います。	拡充	健幸保健課	
介護予防事業	すべての高齢者を対象とした介護予防に関する知識の普及啓発や、要介護状態におちいるおそれがある虚弱高齢者（特定高齢者）を対象とした介護予防事業を行います。	継続	高齢介護課	
高齢者の保健事業と介護予防等の一体的な実施	後期高齢者医療保険の被保険者に対し、フレイル対策等の介護予防と生活習慣病等の疾病予防・重症化予防を一体的に実施します。	新規	健幸保健課	

3. 精神保健対策

現状と課題

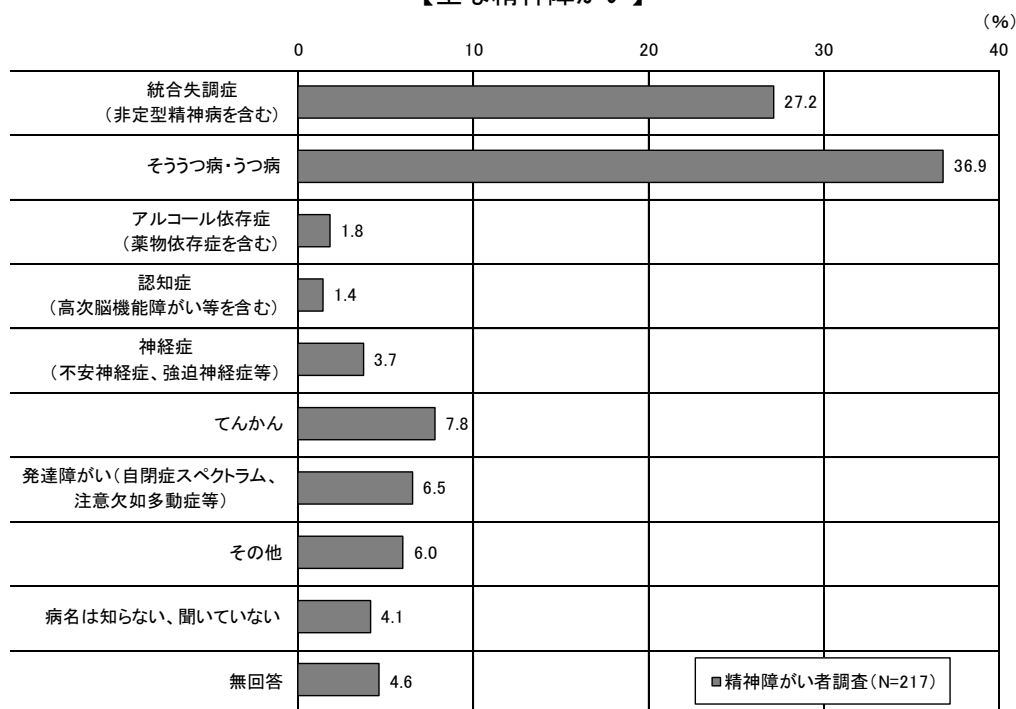
本市の障がい者手帳所持者数や自立支援医療の利用者数は、年々増加傾向にあります。精神障がい者が、地域の一員として安心して自分らしく暮らすことができるよう、地域の中できめ細やかな医療の提供・支援を行っていくことが必要です。

また、入院中の精神障がい者の早期退院及び地域への円滑な移行を進めるため、退院後の切れ目ない支援も必要となります。加えて、これらの取組にあたっては、精神障がい者本人及び家族のニーズに対応できる相談体制の整備が不可欠です。

このほか、近年では社会環境の多様化や、人間関係のあり方が変化していることに伴うストレスの増大により、心の健康が損なわれやすい状況にあります。こうしたところのバランスが要因の1つと考えられるうつ病については全国的にも増加しているとみられ、本市のアンケート調査結果でも精神障がいの中に占める割合は高くなっています。またアルコールや薬物、ギャンブル等への依存など、ところのバランスが崩れることに起因する様々な問題に悩む方や、その家族へのケアも課題となっています。

こうした方たちに対し、住み慣れた地域の中での生活を継続できるよう、必要な医療やサービス等の支援を行うとともに、周知の理解を進めていくための啓発活動も求められます。

【主な精神障がい】



○当事者の声

- ・精神障がいに対する社会的理解が進んでいない。
- ・学校教育の場で、心の病を理解するための取組をしてもらいたい。
- ・障がい特性を理解している方がすぐ近くにおいて、連絡して相談できる体制をつくってもらえれば、もう少し暮らしやすいのではないかな。

施策の基本的方向性

- 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所や医療機関等と連携して、心の健康づくりや精神疾患等に関する相談の充実に努めます。
- 自殺対策基本法等を踏まえ、自殺予防を含むうつ病予防等の心の健康づくりに関する相談の充実に努めます。
- 障がい者生活支援センターや障がい者相談員及び関係機関と連携して、精神障がい者やその家族に対する相談・支援の充実に努めます。

具体的取り組み

(1) 心の健康づくり

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
自殺予防の取組	講演会等による自殺予防の啓発等を行うとともに、本人や家族等からの相談を受け付け、福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所と連携して適切な支援へと結びつけます。	継続	健幸保健課	

【参考】関係機関が実施している事業

事業名	事業内容	実施機関
精神保健福祉相談事業	医師による定例相談や、保健師による家庭訪問・電話・面接による随時相談を行います。	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
精神障がいに関する各種普及啓発事業	一般市民や当事者及びその家族を対象とした講演会や講座を実施し、精神保健に関する知識の普及や精神障がい者に対する正しい理解を促進するための啓発に努めます。	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
自殺予防対策事業	ゲートキーパー*研修や自死遺族支援に関わる関係者研修の実施や、地域での自殺対策の協議を行います。	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
アルコール依存症支援事業	アルコールに関する正しい知識の普及や、アルコール依存症者への対応方法に関する研修、断酒継続支援の強化に取組みます。	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所

4. 難病に関する施策の充実

現状と課題

平成 25 年 4 月に施行された障害者総合支援法により、原因不明で治療方法が確立していない、いわゆる難病の方も障がい福祉サービスが利用できるようになりました。その対象となる疾病の数も数回の変更を経て、令和 3 年 11 月からは 366 疾病が対象とされています。

関係団体ヒアリング調査からは、難病に関する理解が進んでおらず、地域の中で暮らしていくことに困難を感じることもあるとの意見も出されました。今後は、難病患者の療育上、日常生活上の悩みや不安の解消を図るとともに、様々なニーズに対応したきめ細やかな相談や支援を通じて、地域における難病患者支援を進める必要があります。

そのためには地域の関係機関が連携し、地域で生活する難病患者への日常生活における相談・支援や地域交流活動の促進が重要となります。また、難病患者等への障がい福祉サービスの提供にあたっては、本人や家族、周囲への周知と理解を進め、難病等の特性に応じたサービス利用と、周囲の配慮を進める必要があります。

○当事者の声

- ・本人が難病と認めるまでに気持ちの整理が必要。病気になった時に人に気兼ねなく言えるようになるまでは随分時間がかかると思う。
- ・難病のことについて、自分も当事者にならなかつたら多分知らないと思う。一般の方は知らない人が多いと思う。

施策の基本的方向性

- 福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所を通じて、難病（特定疾患）の方を対象とした福祉サービスについて周知を図ります。
- 難病の方が必要としている福祉サービスを利用できるよう、各種サービスや相談窓口等に関する情報提供に努めます。

具体的取り組み

（１）難病の方への支援に係る各種情報提供

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
医療・福祉に関する情報提供	広報紙やホームページ等を活用し、障がい福祉サービスの内容、利用方法等に関する情報提供を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	

【参考】関係機関が実施している事業

事業名	事業内容	実施機関
特定医療費（指定難病）助成制度	厚生労働省が定める「指定難病」について、医療費の一部公費負担による患者及び家族の負担軽減を図っています。	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所
難病相談事業	患者・家族に対する相談、交流会、講演会等を実施しています。	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所

第5章 成長段階に応じた療育・保育・教育の推進【療育・保育・教育】

1. 早期発見・早期療育の充実

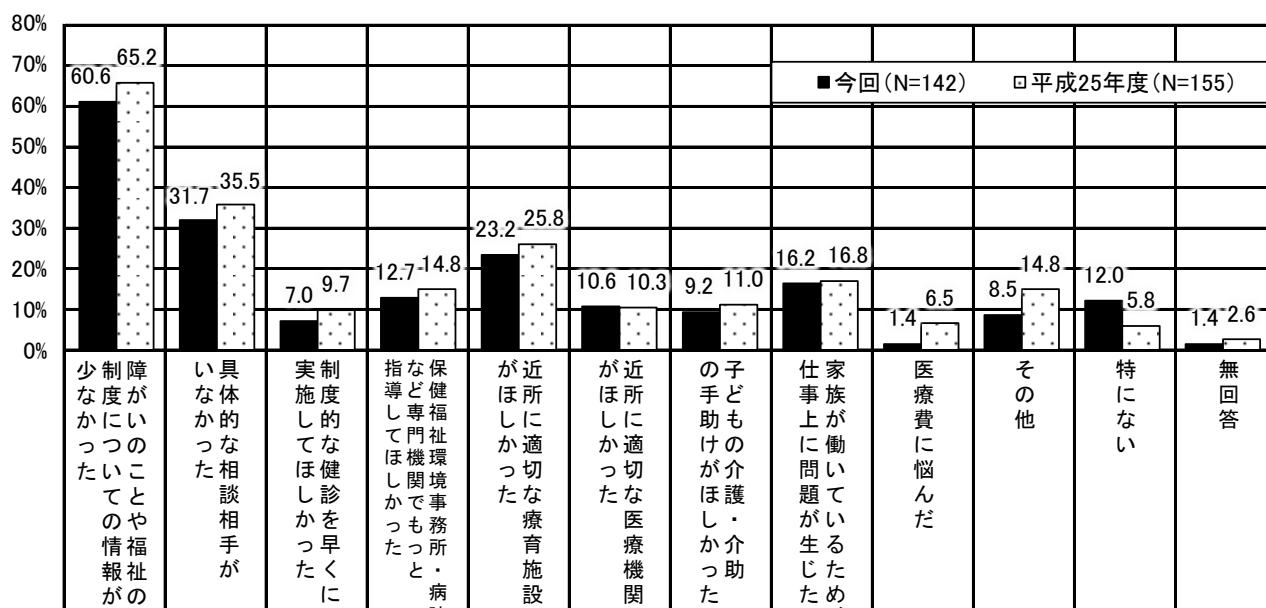
現状と課題

障がいのある児童の育成については、できるだけ早期に障がいを発見し、適切な治療・支援に結びつけることがその後の成長にとって非常に大切です。特に、発達障がいに対しては、できるだけ早期に発見し、早い段階で療育等の適切な支援に結び付けていくことで、社会への適応力を高めていく効果が期待されます。そのため、妊婦健康診査や乳幼児健診時などに障がいの早期発見を視野に入れた診断や相談、カウンセリングを行い、必要な療育につなげていきます。

また、就学前の乳幼児については、障がいの特性に配慮した療育とともに、保育所等での受け入れなど、地域の中で障がいのない児童とともに育つことができるよう、配慮することが必要です。

これに加え、障がいのある児童の場合、家族のかかわり方がその児童の療育に及ぼす影響が大きいことから、家庭に対する障がいの早期発見・早期療育の必要性に関する情報提供や、意識啓発も必要となります。

【障がいの診断・判定を受けた当時の苦労や悩み】



○当事者の声

・子どもが生まれて間もないときに、保健師さんから色々情報をもらっていた。



- 子育て支援課等において、乳幼児の健康づくりや育児に関する相談に対応します。
- 妊産婦や乳幼児に対する健康診査の受診率向上に努めるとともに、健診結果により支援・指導が必要と思われる妊産婦・乳幼児に対する訪問指導等によるフォローの充実に努めます。
- 発達に問題を抱える幼児とその保護者等に対して、育成指導事業等において必要な相談・指導を行います。
- 障がい児がそれぞれの発達段階に応じて、切れ目なく保健・医療・福祉等のサービスを利用できるよう、保健福祉環境事務所や児童相談所、医療機関、福祉施設等の関係機関と連携して、支援に努めます。
- 潁田病院横に設置された「こども発達支援センター」を療育に関する本市の拠点施設と位置付けて進めてきた取組をさらに充実させるため、関係各課や圏域内の障がい児通所支援施設等の関係機関と連携強化に努めます。
- 障がいのある子もない子も、お互いの人権を大切にしながら地域の中でともに育つことができるよう、保育所での障がい児保育を推進します。
- 地域子育て支援センターや家庭児童相談室等での子育てに関する情報提供や相談体制の充実を図るとともに、これらの各種相談窓口と保健・医療・福祉・教育関連機関等との連携を強化し、障がい児の保護者に対する相談・支援に適切に対応できるよう努めます。
- 就学に際して相談・支援が必要な障がい児の把握に努めるとともに、就学前の教育相談の充実を図ります。

具体的取り組み

(1) 障がいの早期発見

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
妊婦健康診査	妊娠届出書を提出した妊婦に妊婦健康診査補助券（14回分）を交付し、健康診査を通じた妊娠期の健康づくりを促進します。	継続	子育て支援課	
乳幼児健康診査	4か月・8か月・1歳6か月・3歳の乳幼児を対象に、身体計測、医師・歯科医師の診察や育児相談等を行います。未受診者に対する訪問等による状況把握と受診勧奨に努めます。	継続	子育て支援課	○
低出生体重児健康診査(カンガルー健診)	飯塚病院と連携し、低出生体重児や医療ケア児を対象に、個別の乳幼児健康診査（4か月・8か月・1歳6か月・3歳）を行います。	新規	子育て支援課	
母親学級	妊婦を対象に、妊娠・出産・育児に関する正しい知識の提供や、母性の育成を支援します。また、母親同士の仲間づくりの場を提供します。	継続	子育て支援課	
両親学級	妊婦と配偶者を対象に、父親による沐浴実習等を含めた妊娠・出産・育児に関する正しい知識の提供を行います。	拡充	子育て支援課	
乳幼児育成指導事業	言語・運動・心理等についての個別相談・指導を行います。	継続	子育て支援課	○
乳幼児育成指導事業（巡回相談事業）	保健師と臨床心理士*が市内の保育所や幼稚園を巡回訪問し、発達が気になる子ども達を早期に発見して支援に結びつけることによって、子どもの健やかな成長と保護者の育児不安の解消を図ります。	継続	子育て支援課	○
訪問指導	保健師、栄養士等が訪問し、妊娠・出産・育児に必要な保健指導、相談を行います。	継続	子育て支援課	

(2) 療育・子育て支援の充実

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
児童発達支援センター等との連携	児童発達支援センター等の障がい児通所施設と、医療や福祉等の関係機関が連携を深めることによって、障がい児やその保護者等への支援強化を図ります。	継続	社会・障がい者福祉課	○
家庭児童相談室	家庭における児童に関する相談の受付や訪問を行うとともに、要保護児童等については関係機関と情報交換や支援会議を通じて連携を図りながら、保護者に対して助言指導を行います。また、相談室では子どもの健康・育児・学習・養育・障がい・非行等、子育てに関する相談や子どもの各種手続きに関する相談を「子どもなんでも相談」で受け付けています。	継続	子育て支援課	
赤ちゃんすくすく元気訪問事業	訪問員が乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供、乳児及び保護者の心身の状況や養育環境の把握を行うとともに、支援が必要な家庭に対しては適切なサービス提供に結びつけたり関係機関との連絡調整を行います。	継続	子育て支援課	
障がい児保育事業	保護者の就労等により家庭で保育できない、集団保育が可能な障がい児を保育所で受け入れます。保育士の加配等の必要な体制づくりや保育士の資質向上に努めます。	継続	保育課	○
地域子育て支援センター事業	子育てに関する相談指導や子育てサークルの支援・情報提供など、子育て家庭に対する総合的な支援を行います。	継続	保育課	

(3) 就学前支援の充実

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
児童発達支援（障がい児通所支援）	就学前の障がい児に対して、日常生活における基本的な動作の指導や集団生活への適応訓練等を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○
障がい児の就学相談	保育所等において、学校等と連携しながら障がい児の就学や子育てに関する相談・指導を行います。	継続	保育課	
就学相談会	障がい児の就学に関する相談・支援を行います。実施に際しては関係機関との連携により、相談・指導が必要な児童の把握と事業の周知に努めます。	継続	学校教育課	
飯塚市中心身障がい児（生）就学指導委員会	医師や教員、保健福祉医療の専門家等で組織する「飯塚市中心身障がい児（生）就学指導委員会」において、障がい児の就学に関する相談・指導、支援を行います。	継続	学校教育課	○

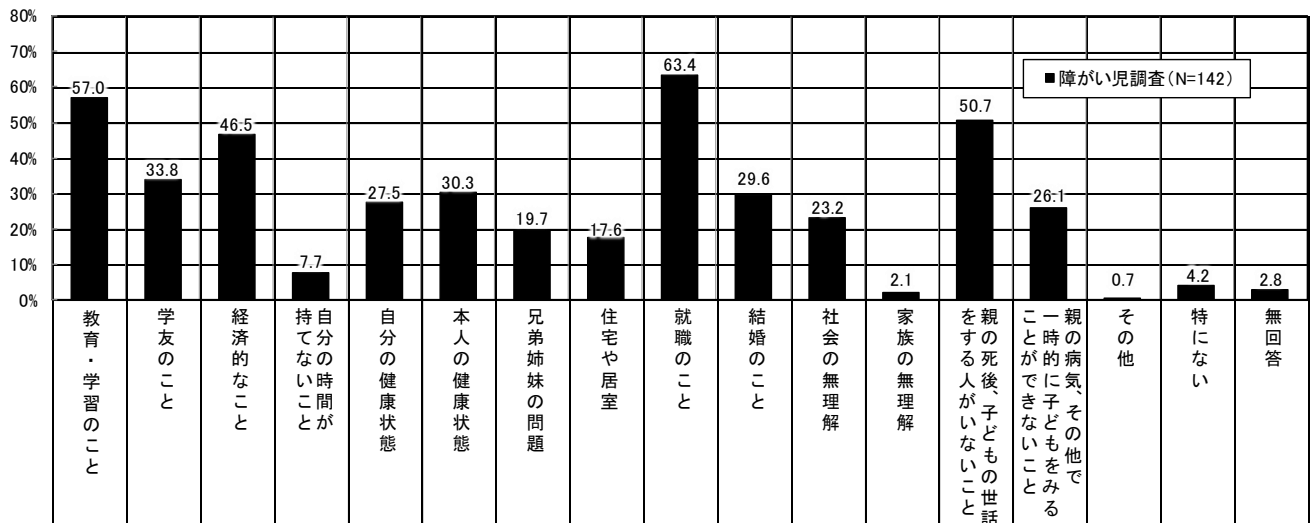
2. インクルーシブ教育の推進

現状と課題

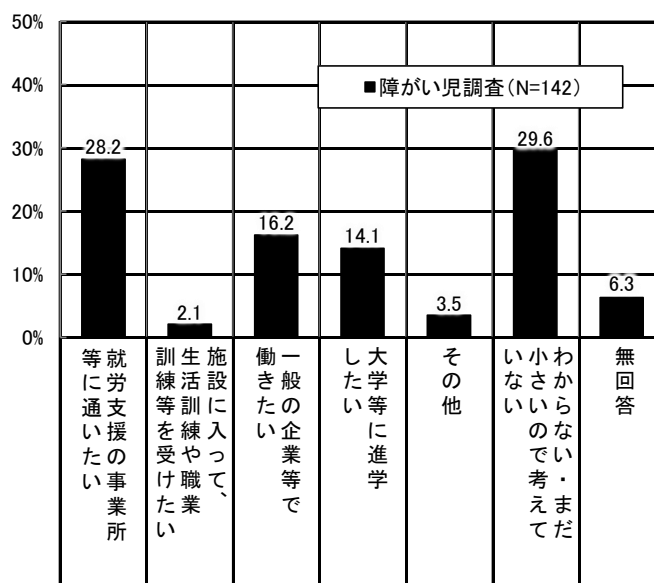
障がいの有無によって分け隔てられることなく、その能力や可能性を最大限に伸ばし、できる限りともに教育を受けることのできるインクルーシブ教育システムの整備が求められています。その実現のためには、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校等に在籍するすべての児童生徒が合理的配慮の提供を受けながら、適切な指導や支援を受けられるようにすることが必要です。

また、アンケート調査結果からは、障がい児の保護者では就職のこと、教育・学習のことが困っていることや将来に対する不安・悩みとして上位に挙げられていることから、保健・医療・福祉・教育分野に加え、労働分野との連携を強化し、保育・教育から就労まで、切れ目のない一貫した教育体制を整備する必要があります。

【障がい児を育てていく上で困っていることや将来に対する不安・悩み】



【学校卒業後の進路希望】



○当事者の声

- ・最近、児童発達のサービスが充実してきた。これは良い面もあるが、地域の保育所や幼稚園に行かず、小学校に入る前から他の子どもと生き方が違うと感じるのではないかな。
- ・授業の時間に、通常の子どもと障がい者の子どもが一緒に取り組むようにしないといけない。
- ・小・中学校からの教育の中に、障がい者関連の教育の時間を取ってほしい。

施策の基本的方向性

- 発達障がいを含む、すべての障がいのある児童生徒一人ひとりに応じた適切な教育を行うため、特別支援学級や通級による指導等の充実に努めます。
- 小・中学校において特別支援学級の児童生徒とその他の児童生徒との日常的な交流を促進するほか、特別支援学校の児童生徒との交流機会の充実に努めます。
- 高等学校等と連携して、進学を支援するための学校見学や体験入学等を含めた進路指導の充実に努めます。
- 県教育センター等の教育専門機関等と連携しながら、適応指導教室やスクールカウンセラー等も含めた、教育に関する相談支援体制の充実に努めます。

具体的取り組み

(1) 特別支援教育等の推進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
特別支援学級の設置	小・中学校に在籍する障がいを持つ児童生徒に個々のニーズに応じて適切な指導及び支援を行うために、特別支援学級を設置しています。	継続	学校教育課	○
特別支援教育* サポート事業	小・中学校の通常の学級に在籍する軽度発達障がいのある児童生徒及びその保護者に対して教育支援を行います。	継続	学校教育課	
特別支援教育就学 奨励費	国の「要保護児童生徒援助費補助金及び特別支援教育就学奨励費補助金交付要綱」にそって支給を行います。	継続	教育総務課	
就学相談事業	障がいのある児童・生徒の保護者に対して教育相談を行うとともに、「飯塚市心身障がい児(生)就学指導委員会」を組織し、医師等専門家の意見を聞きながら適切な就学相談・指導を行います。	継続	教育総務課	○
各種教育相談	適応指導教室での教育相談やスクールカウンセラーによる教育相談において、障がい児の教育に関する相談に適切に対応できるよう努めます。	継続	学校教育課	

(2) 放課後等支援の充実

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
放課後等サービス (障がい児通所支援)	学校の授業終了後または休業日において、障がい児の生活能力向上のために必要な訓練、社会との交流促進などの機会を提供します。	継続	社会・障がい者福祉課	○
放課後児童クラブ	保護者の就労等によって放課後等の支援を必要とする、障がいのある児童を受け入れています。また、指導員については、障がい児への理解を深めることと資質向上を目的とした研修等を定期的に行い、必要に応じて関係機関と連携しています。	継続	学校教育課	○
児童センター(館)	児童に健全な遊びを指導し、児童の健康増進及び情操を豊かにすることを目的に設置しています。市内居住の18歳未満のすべての子どもが利用可能です。また、児童厚生員については、障がい児への理解を深めることと資質向上を目的とした研修等を定期的に行い、必要に応じて関係機関と連携しています。	継続	学校教育課	○

3. 生涯学習の充実

現状と課題

学校卒業後も、障がい者が社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するため、効果的な学習や支援を行い、障がい者の各ライフステージにおける学びを支援することが必要です。

本市の「サン・アビリティーズいいづか」では、日常生活訓練事業を実施しているほか、障がい者自身による自主的な活動にも活用されています。また、このほかにもコミュニティセンターや地区交流センターなど、障がい者の生涯学習の場として活用できる社会資源が地域に存在しています。

これらの様々な施設等の活用と地域の連携のもと、障がい者が主体的に学習活動を行えるよう環境を整備していきます。

施策の基本的方向性

- 障がい者の学習活動やサークル活動を支援するため、学習活動に必要な情報や場所等の提供に努めます。
- 障がい者が交流センター等の地域で行われる様々な学習講座等に参加できるよう、環境整備に努めます。
- 点字・朗読ボランティア等と連携して、点字・録音図書等の障がい者の利用に配慮した学習支援機材・資料の充実に努めます。

具体的取り組み

(1) 生涯学習の推進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
日常生活訓練事業	サン・アビリティーズいいづかで障がい者を対象に実施している文化・芸術に関する各種教室について、事業メニューの充実と参加促進に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	○
障がい者週間にあわせた作品展の開催	障がい者週間に合わせて、サン・アビリティーズいいづかや市役所内において絵画や工作物等の障がい者の作品を展示します。	継続	社会・障がい者福祉課	○

第6章 障がいの特性に配慮した生活支援の充実【生活支援】

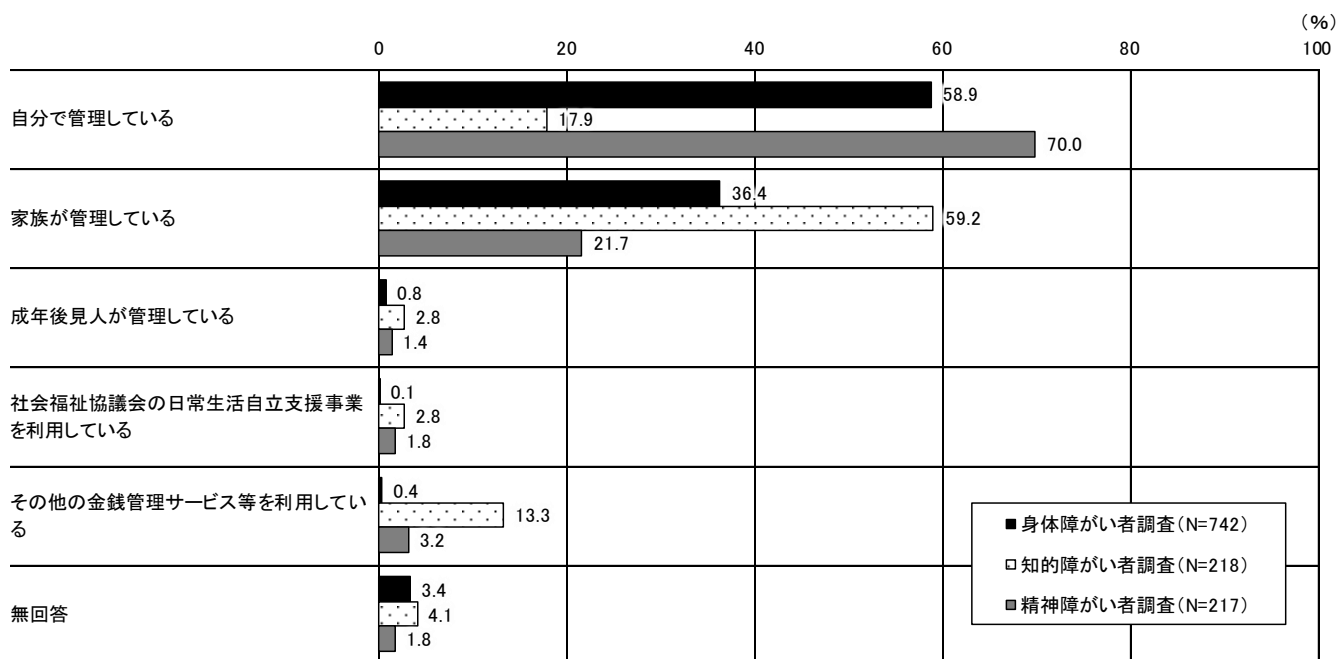
1. 意思決定支援の推進

現状と課題

すべての市民が相互に人格と個性を尊重し、安全に安心して暮らすことのできる地域社会の実現のためには、自ら意思を決定すること及び表明することが困難な障がい者に対し、本人の自己決定を尊重する観点から必要な意思決定支援を行うとともに、身近な地域で相談を受けることのできる体制を構築することが必要です。

そのため、意思決定に支援が必要な障がい者等が障がい福祉サービスを適切に利用することができるよう、相談支援専門員やサービス事業者に対し意思決定支援ガイドラインの普及を図るなどの、意思決定支援の体制づくりが求められます。

【日常の金銭管理】



施策の基本的方向性

- 相談支援専門員やサービス事業者に対し、意思決定ガイドラインの普及を図り、障がい者等への意思決定支援を行います。
- 成年後見制度利用支援事業の促進により、制度利用が困難な障がい者等への支援を行います。

具体的取り組み

(1) 意思決定支援の推進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
意思決定支援ガイドラインの普及	意思決定支援ガイドラインを事業者や成年後見の担い手を含めた関係者間で共有することを通じて、障がい者の意思を尊重した質の高いサービスの提供を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	
成年後見制度利用支援事業	補助を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる障がい者等に対し、申立てに要する経費及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。	継続	社会・障がい者福祉課	

2. 相談支援の充実

現状と課題

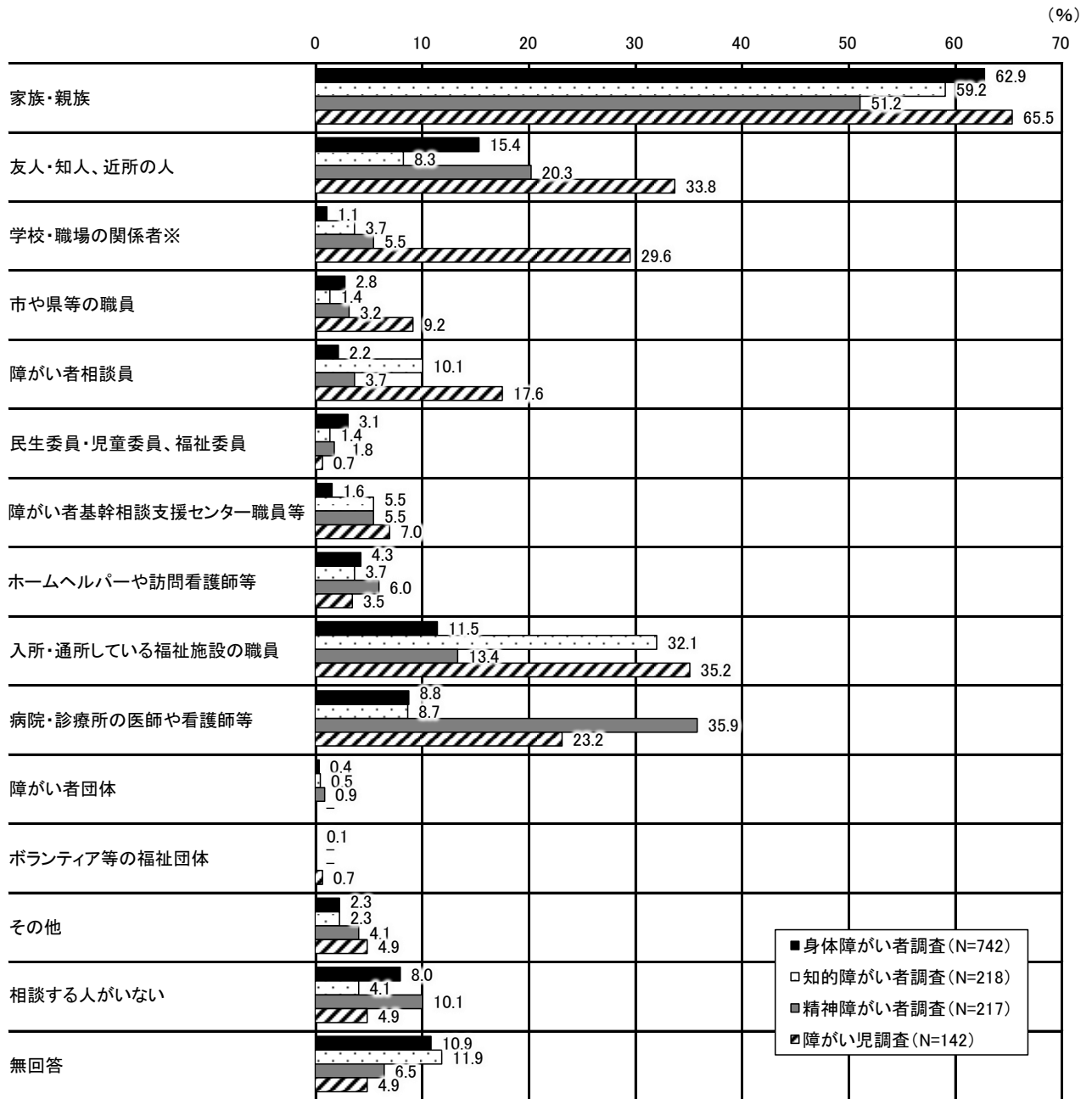
障がい者が地域で生活するためには、日常生活に関わる様々な情報を入手したり、生活上の困りごと等を身近な場所で相談できる環境が必要です。

アンケート調査によると、困りごとや悩みの相談先は「家族・親族」が最も多く、他の機関より突出しています。一方で、ヒアリング調査結果からは、障がい者本人や家族がどこに相談していいかわからない、身近な相談場所が必要との意見も出されています。

そのため、障がい者が自らの決定に基づき、身近な地域で相談支援を受けることのできる体制を構築するため、様々な障がい種別、年齢、性別、状態等に対応し、総合的な相談支援を提供する体制の整備が必要です。また、関係機関間のネットワークを形成し、障がい者が身近な地域で専門的相談を行うことができる体制の構築が求められます。

そのほか、ピアカウンセリング、ピアサポート体制の強化等、障がい者同士・家族同士が行う援助として、有効かつ重要な手段である当事者等による相談体制のさらなる充実を図ることが必要です。

【困っていることや不安・悩みの相談先】



○当事者の声

- ・障がい特性を理解している社会・障がい者福祉課の方がすぐ近くにいる、連絡して相談できるという体制さえ作ってもらえれば、もう少し暮らしやすいのではないかと。
- ・各種障がい者の相談受付の強化と相談先の紹介等をお願いしたい。悩み事・困りごとをどこに相談して良いかわからない。



- 障がい者の生活面でのさまざまな困りごと等に関する相談支援事業の充実を図ります。
- 障がい者が一人ひとりの特性やニーズに応じて適切にサービスを利用できるようにするための「計画相談支援」について、関係事業者等に対する指定相談支援事業所設置の働きかけや情報提供を通じて、圏域における体制整備を図ります。
- 障がい者同士が行う援助として有効なピアカウンセリングの充実のため、当事者や障がい者の家族による相談活動を支援します。
- 障がい者が相談できる窓口の周知を図るとともに、各種相談窓口の相談員の資質向上に努めます。

具体的取り組み

(1) 相談支援の充実

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
「基幹相談支援センター」における相談支援事業	2市1町で共同設置している「障がい者基幹相談支援センター」において、障がい者の日常生活上の相談対応や情報提供、福祉サービスの利用援助等を行う「相談支援事業」を実施し、地域における相談支援体制の充実を図ります。	継続	社会・障がい者福祉課	○
障がい者相談員制度	障がい者の在宅生活を支援するため、障がい当事者による日常生活上の相談への対応と、各種サービス利用に対する相談・利用手続きの援助等を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○
障がい児・者相談会	NPO法人いいつか障害児者団体協議会等の主催により、サン・アビリティーズいいつかにおいて障がい当事者や家族などが相談に応じるピアカウンセリング等の相談会の実施を支援します。 (毎月第1土曜日：精神障がい者対象、第2土曜日：聴覚障がい者・精神障がい者家族対象、第3土曜日：一般的な相談、不定期：身体障がい者対象)	継続	社会・障がい者福祉課	

3. 在宅福祉サービスの充実

現状と課題

障がい者が住み慣れた地域で、基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活または社会生活を営むためには、障がい者やその家族に対して、きめ細かな在宅福祉サービスが提供されなければなりません。

具体的には、居宅において生活支援や住宅改造、配食サービスなどの各種サービスを障がい者一人ひとりの支援の必要性に応じて適切に提供することが求められます。

また、障がい者の社会参加を支援するため、外出のための移動支援とともに、日中活動の場や機会を提供することが必要です。

○当事者の声

- ・障がい者やその家族がサービスを利用しやすくするためには、サービスの中身をよく知ることだと思う。そのための周知が必要。

施策の基本的方向性

- 在宅で生活する障がい者が日常生活に必要な支援・介助を十分に受けられるよう、居宅介護等の各種障がい福祉サービスの基盤整備を図るとともに、日常生活用具の給付や訪問入浴、配食等のサービスを充実します。
- 障がい者の外出を支援するため、同行援護や移動支援等のサービスの周知と利用促進に努めます。
- 障がい者の家族への支援として、家族の就労や社会参加、休息及び緊急時対応として活用できる日中一時支援事業や短期入所等のサービスの周知と利用促進に努めます。
- 障がい者が自らの希望に応じて様々な日中活動を選択できるよう、サービスの質・量両面での充実や地域活動支援センターの機能の充実等に努めます。

具体的取り組み

(1) 在宅支援

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
障がい福祉サービス（自立支援給付）の基盤整備	訪問系サービス（居宅介護、重度訪問介護、行動援護等）や短期入所等の障害者自立支援法における各種障がい福祉サービスの基盤整備に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	○
障がい者在宅サービス事業	調理の困難な障がい者等を対象とした配食サービス、寝具の乾燥等が困難な障がい者等を対象とした寝具乾燥及び洗濯サービス、外出して調髪することが困難な障がい者等を対象とした訪問理美容サービス、訪問による入浴サービス、緊急時の連絡手段の確保が困難なひとり暮らしの障がい者を対象とした緊急通報システムの設置等を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○
日中一時支援事業	日中に一時的な見守りを必要とする障がい児・者を預かり、家族の就労支援や休息の確保を図ります。	継続	社会・障がい者福祉課	○
補装具、日常生活用具等の給付	身体機能を補完・代替する補装具や、日常生活に必要な介護訓練支援用具・自立生活支援用具等の給付・貸与、住宅改修費の支給を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○

(2) 外出支援

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
同行援護	重度視覚障がい者の外出時において、移動に必要な情報の提供と移動の援護を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○
移動支援事業	「同行援護」の対象者以外の障がい者が外出する際の支援を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○
福祉タクシー利用券の交付	在宅の重度障がい者が、タクシーを利用する際のタクシー料金を助成する福祉タクシー利用券を交付します。	継続	社会・障がい者福祉課	○

(3) 日中活動支援

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
日中活動系サービス (訓練等給付)の基 盤整備	生活訓練、機能訓練、就労移行支援、就労継続 支援等の障害者総合支援法に基づく日中活動 系サービスの基盤整備に努めます。	継続	社会・障が い者福祉課	○
地域活動支援セン ターの運営	障がい者に創作的活動・生産活動の場や社会と の交流促進の機会を提供します。	継続	社会・障が い者福祉課	○
日常生活訓練事業	サン・アビリティーズいづかで障がい者を対 象に実施している文化・芸術に関する各種教室 について、事業メニューの充実と参加促進に努 めます。	継続	社会・障が い者福祉課	

【参考】関係機関が実施している事業

事業名	事業内容	実施機関
社会復帰対策事業	精神科病院に入院している精神障がい者につい て、退院・地域移行を促進し、また継続して地域 で生活できるよう、関係機関との連携を図り支援 体制の検討を行います。	福岡県嘉穂・鞍手保健 福祉環境事務所
福祉機器の貸出し事業	障がい者や高齢者の方に対し福祉機器の貸出し を行い、在宅支援の推進や事業の啓発を図りま す。	飯塚市社会福祉協議会
移送支援事業(ボラン ティア移送サービス)	障がい者等の社会参加支援のため、移送支援事業 (ボランティア移送サービス)を実施します。	飯塚市社会福祉協議会

4. 住まいの確保

現状と課題

障がい者が、地域の中で安全・安心に暮らすことができる生活環境の充実を図るため、住環境の整備が必要です。本市では、公営住宅を新たに整備する際にはバリアフリー対応を原則とするとともに、既存の公営住宅のバリアフリー化改修も必要に応じて対応しています。

今後は、関係団体等との連携のもと、一般住宅への入居を促進するとともに、緊急時の支援体制整備が必要となります。

このほか、障がい者の地域における居住の場の一つとして、日常生活上の介護や相談援助等を受けながら共同生活するグループホーム等の整備を促進するとともに、重度障がい者にも対応できる体制整備も求められます。

施策の基本的方向性

- 地域での共同生活の場として、グループホーム等の基盤整備に努めます。
- 障がい者や高齢者に配慮した安全で住みよい公営住宅の整備に努めます。
- 障がい者の居住支援として、「住宅入居等支援事業（居住サポート事業）」等の周知と利用促進に努めます。
- 自宅や地域での生活が困難な障がい者の生活の場である入所施設に対して、入所者の人権が尊重され、快適に生活できる施設環境づくりを要請していきます。

具体的取り組み

(1) 障がい者に配慮した住まいの確保

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
グループホーム等の基盤整備	障がい者が地域で生活する場としてのグループホーム等の基盤整備に努めるとともに、低所得の入居者に対する家賃助成（特定障がい者特別給付費の支給）を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○
市営住宅の整備	「市営住宅ストック総合活用計画」及び「公営住宅等長寿命化計画」に基づき、市営住宅の建て替え、改善を計画的に実施します。建て替えの際にはユニバーサルデザインの採用やバリアフリー化を行い、障がい者・高齢者等の入居に配慮した住宅づくりに努めます。	継続	住宅課	
市営住宅の入居申込要件の緩和	公募において、障がい等級が4級以上の単身者については、年齢を問わず一般向（単身者申込可能住宅に限る）住宅への申込みを可能とし、抽選によって入居することができます。また、障がい者専用住宅（単身者は申込み不可）に空きがある場合は、一般向住宅と併せて申込みことができます。	継続	住宅課	
住宅入居等支援事業（居住サポート事業）	賃貸契約により一般住宅へ入居する障がい者を対象に、緊急時支援等の体制整備を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	
入所施設の確保（施設入所支援）	自宅や地域での生活が困難な障がい者が入所できるよう、県等と連携して、必要な入所施設・定員の確保に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	○
住宅改造助成事業	在宅の重度障がいのある人がいる世帯に対し、住宅を生活しやすいよう改造する費用の一部を助成する事業です。	継続	社会・障がい者福祉課	

5. 生活安定のための支援

現状と課題

障がい者が地域で自立して安定した生活を送るためには、生活費の確保も重要な課題です。

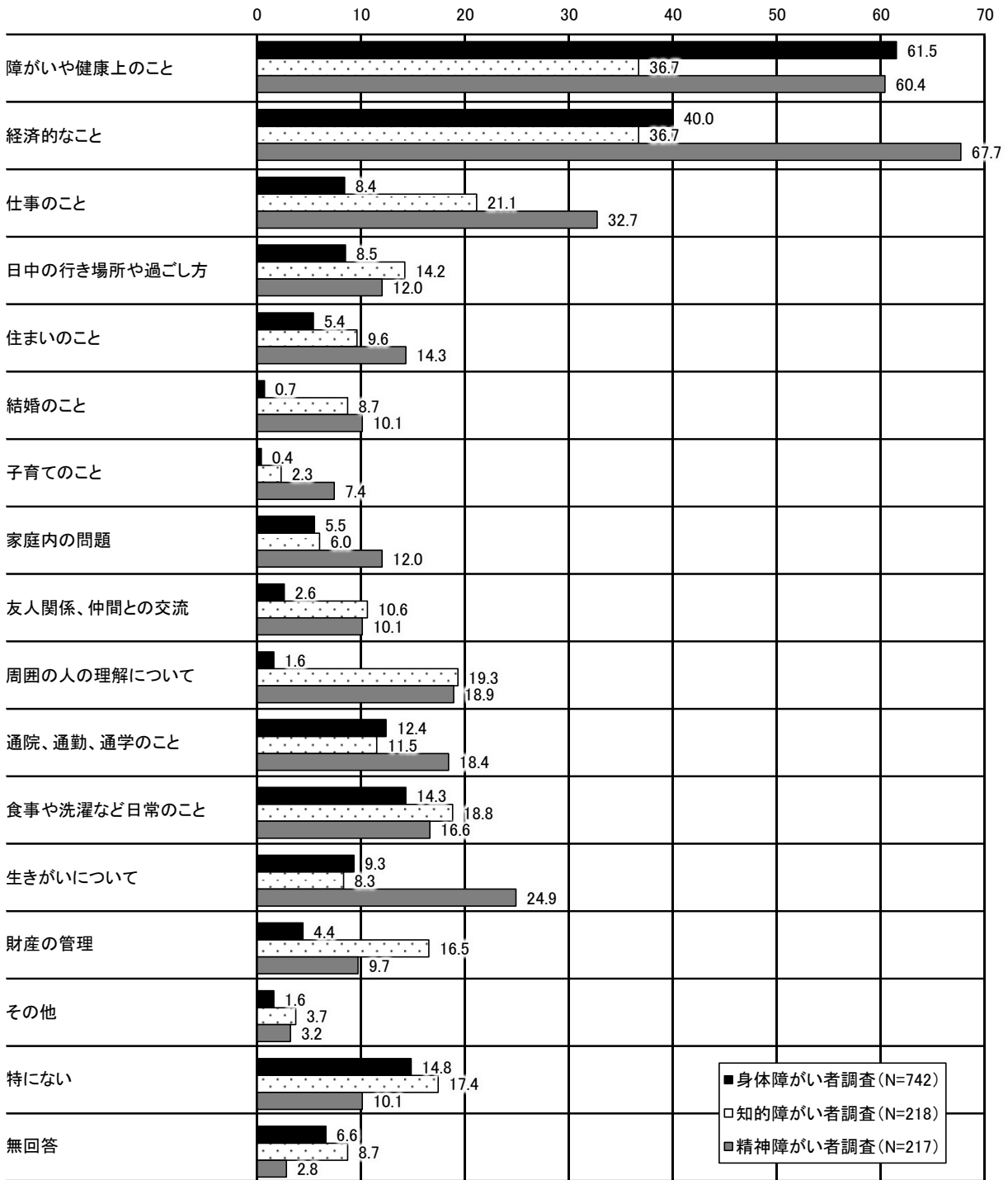
アンケート調査によると、障がい者の抱える生活上の不安や悩みとしては「障がいや健康上のこと」と並んで「経済的なこと」と回答した人が多くなっています。

同じくアンケート調査によると、障がい者の多くは年金・手当で生活していますが、精神障がい者においては生活保護受給者も多くなっています。また、就労している障がい者でも月収額が7万円未満と答えた人は、知的障がい者で回答者の約6割、精神障がい者で回答者の約4割を占めており、厳しい状況に置かれていることがわかります。

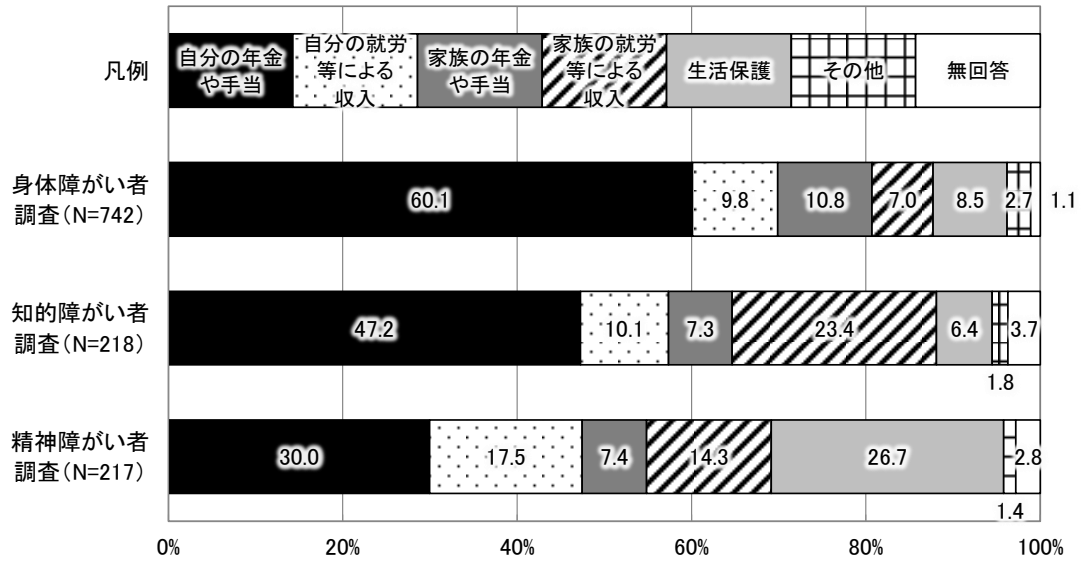
このため、各種年金制度や手当、貸付制度、割引制度などの周知と充実に努め、障がい者の生活の安定を図る必要があります。

【生活上の不安や悩み】

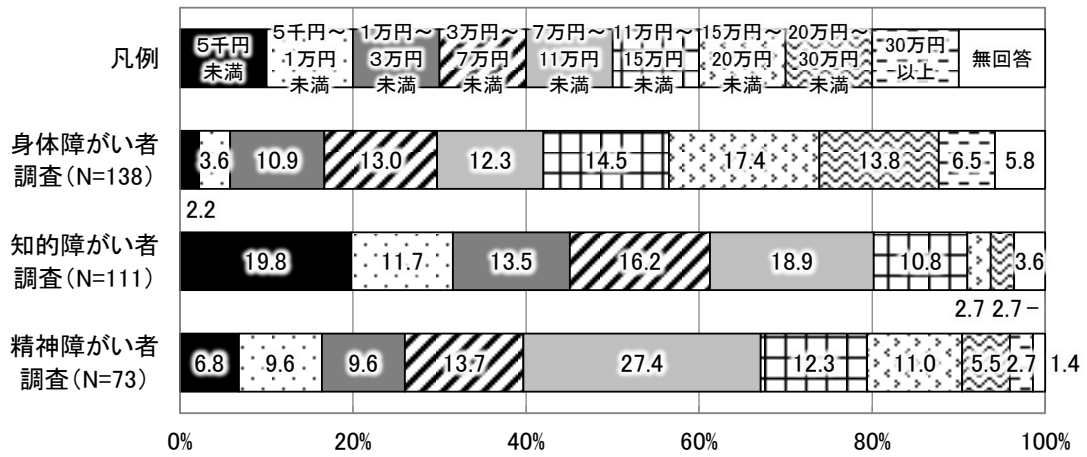
(%)



【生活費の状況】



【月収】



施策の基本的方向性

- 受給資格のある障がい者が、制度を知らないこと等により障がい年金等を受給できないことのないよう、各種年金・手当制度の情報提供に努めます。
- 障がい者を対象とした税の減免制度や各種割引制度等の周知に努め、利用促進を図ります。
- 飯塚市社会福祉協議会等の関係機関と連携して、各種貸付制度等の周知に努めます。

具体的取り組み

(1) 生活安定のための支援

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
年金・手当制度等の周知	広報やガイドブック等への掲載、障がい者団体の会合や各種講座・説明会等の機会を活用して、各種年金・手当や貸付・割引制度に関する情報提供を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	

【参考】関係機関が実施している事業

事業名	事業内容	実施機関
生活福祉資金貸付	障がい者世帯の自立助長のため、生業を営むために要する費用、住宅の増改築や補修等に要する費用、負傷又は疾病の療養に要する費用等の貸付を行います。	飯塚市社会福祉協議会

第7章 自立した生活のための就労支援の充実【就労】

1. 雇用の場の確保と拡大

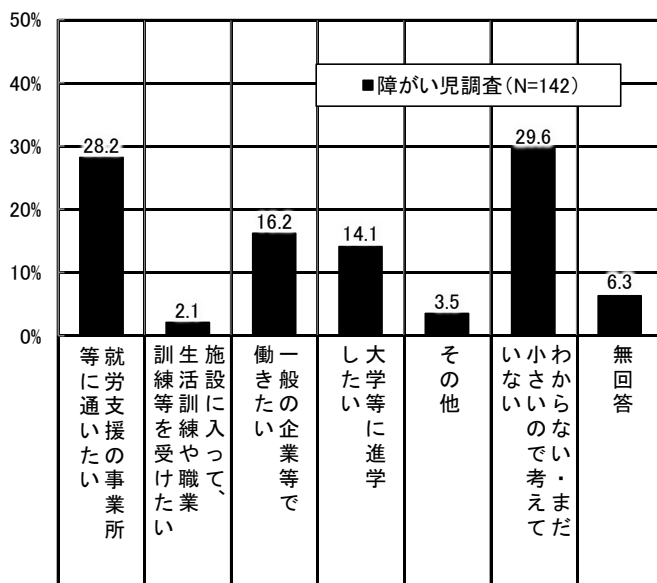
現状と課題

障がい者が自立した生活を送るためには、就労し収入を得ることは極めて重要な要素となります。

国ではこの視点に基づき、法律による障がい者雇用の促進を進めてきましたが、令和4年障害者雇用促進法改正では、事業主の責務として障がい者の職業能力の開発及び向上が含まれることの明確化、週所定労働時間 10 時間以上 20 時間未満で働く重度の障がい者や精神障がい者の実雇用率への算定による障がい者の多様な就労ニーズを踏まえた働き方の推進、企業が実施する職場環境の整備や能力開発のための措置等への助成による障がい者雇用の質の向上などが盛り込まれています。

本市においても、今後も引き続き企業・事業主に対して障がい者雇用に関する啓発や情報提供、指導を行うことにより、障がいを持つ方も就労できる職場環境づくりを進めていきます。また、就労に関する相談や障がいを持つ方に対する情報提供を進め、一般就労に向けた支援を行います。

【学校卒業後の進路希望】



○当事者の声

- ・就労を希望する人に対して、いろいろな制度が整ってきた。障がい者を受け入れる企業が今後も増えてほしい。
- ・就労については、障がい者向けの求人がない。鍼灸の資格を持っていても仕事がない。別途パソコンなどの資格を求められるものが多い。
- ・法定雇用率の対象とならない小規模事業所等でも、同様の雇用を確保してほしい。

施策の基本的方向性

- 公共職業安定所等の関係機関と連携して、民間の事業所・企業等に対し法定雇用率の遵守等の障がい者雇用への理解促進を図るとともに、改正障害者雇用促進法等の関連法制度についての周知に努めます。
- 公共職業安定所等の関係機関と連携して、トライアル雇用*やジョブコーチ支援制度*などの障がい者と雇い主の双方を支援する制度や、障がい者雇用に関わる各種助成制度等の周知に努め、各種制度の活用を促進します。
- 福岡労働局、公共職業安定所が実施している障害者雇用促進面談会など、障がい者の合同面接会や啓発事業等への参加を促進し、雇用機会の充実に努めます。
- 障がい者の市職員採用に積極的に取組、法定雇用率の遵守・向上に努めるとともに、インターンシップ制度*の構築や、障がい者が就労するにあたっての業務の整備やサポートのあり方等を研究しながら、臨時的任用等の検討を行い、障がい者の働く場の確保に努めます。

具体的取り組み

(1) 雇用機会の確保

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
公共職業安定所との連携	公共職業安定所と連携し、法定雇用率未達成企業への理解促進・指導や、障がい者の雇用に関する各種支援・助成制度の普及啓発に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	
市職員採用（会計年度任用職員を含む）	障がい者の法定雇用率の遵守・向上に努めます。また、臨時的任用等さまざまな形態を検討しながら、身体・知的・精神の障がい種別にかかわらず、障がい者の働く場の確保に努めます。	継続	人事課	○
クリーンセンターリサイクルプラザにおける選別業務	クリーンセンターリサイクルプラザにおいて、NPO法人クリーンネット飯塚協議会が実施する障がい者の就労を支援します。（資源ごみ分別業務）	継続	環境対策課	

【参考】関係機関が実施している事業

事業名	事業内容	実施機関
障害者雇用促進面談会	就労を希望する障がい者等を対象にした面談会を開催し、職種が多様化や求人数の拡大に努めます。	飯塚公共職業安定所
障がい者の職業相談コーナーの設置	障がい者の就職に関する相談員等を配置し、職業相談体制の充実に努めます。	飯塚公共職業安定所

2. 就労支援体制の充実

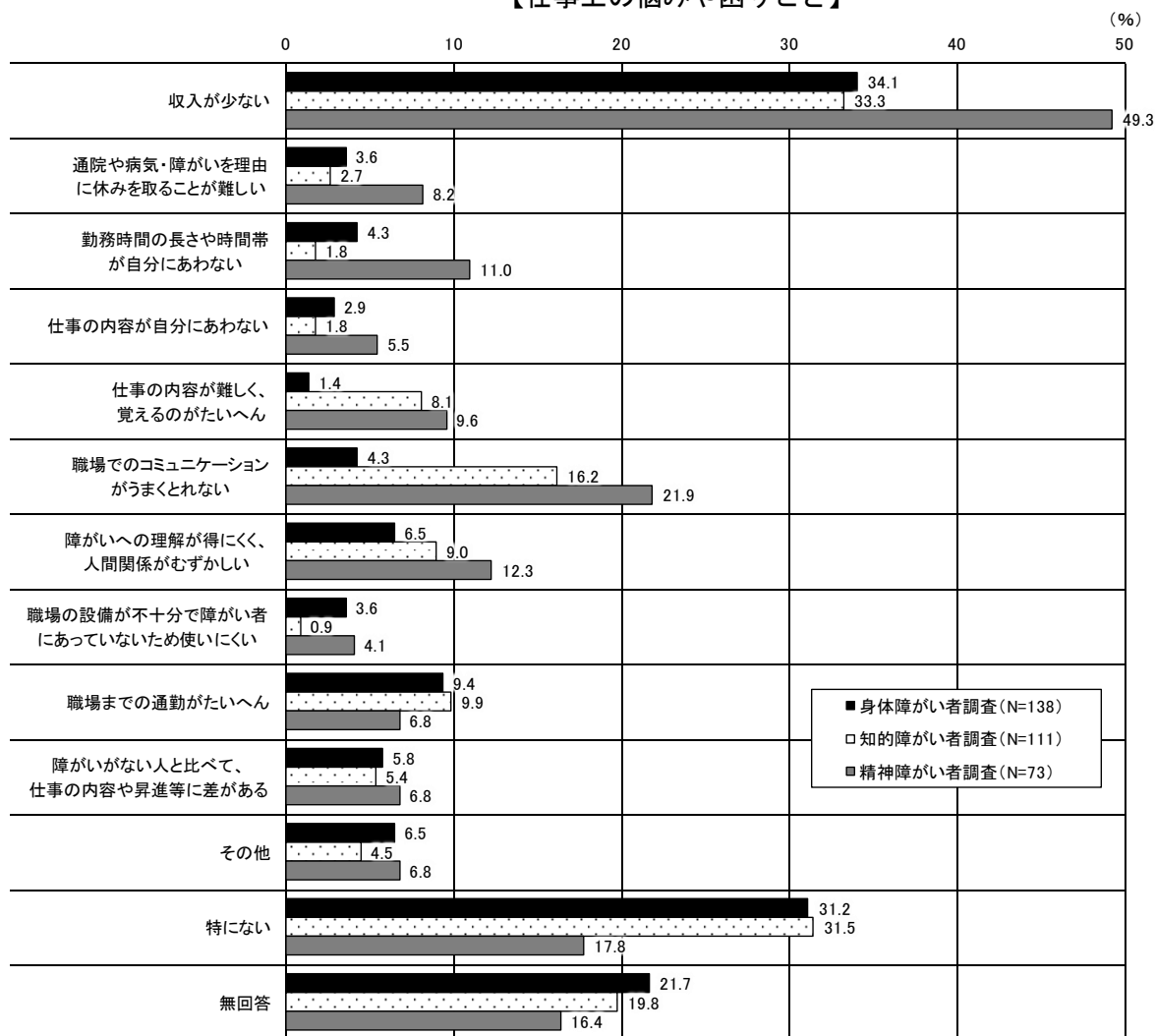
現状と課題

障がい者の就労にあたっては、就労先の確保とともに、障がい者が就労するために必要な技術、能力等を身につけることができるよう、さまざまな支援を行うことが必要です。

アンケート調査結果によると、仕事上の悩みや困りごととして、知的障がい者では「職場でのコミュニケーションがうまくとれない」、精神障がい者では「障がいへの理解が得にくく、人間関係がむずかしい」が多くなっており、障がいの特性に応じた就労支援が求められています。

こうしたニーズに対しては、公共職業安定所や障害者就業・生活支援センター等の就労支援に関係する機関や学校、福祉施設、医療機関、事業所・企業等の障がい者の就労に関わる各分野の関係機関・団体が連携して、就労に関する情報提供や相談の受付、実習等による職業リハビリテーション、職場定着の支援に取り組むことが必要です。

【仕事上の悩みや困りごと】



○当事者の声

- ・法律で障がい者雇用の割合が定められている。障がい者でもできる仕事は多いので、事業所等は、実態を把握し、できるだけ多くの雇用を確保してほしい。

施策の基本的方向性

- 障害者総合支援法における就労移行支援事業等、一般就労移行のための訓練等に係るサービスの基盤整備に努めます。
- 公共職業安定所等の関係機関と連携して、トライアル雇用やジョブコーチ支援制度などの障がい者の職場定着を支援する各種制度の周知と活用促進に努めます。
- 障害者就業・生活支援センターとの連携を図り、障がい者の就労に関する支援の充実に努めます。

具体的取り組み

(1) 就労支援の推進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
就労移行支援事業	一般企業等への就労を希望する障がい者に対して、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のための必要な訓練等を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○
職場実習生の受け入れ	障がい者に職場体験の機会を提供するため、特別支援学校の生徒のインターンシップをはじめとした職場実習生の受け入れに取組みます。	継続	社会・障がい者福祉課	○
障害者就業・生活支援センターとの連携	就職活動や就労を行っている障がい者やその家族、または障がい者雇用を考えている企業等からの様々な相談に応じ、必要な訓練の実施や働くうえでの生活面の支援等を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	

【参考】関係機関が実施している事業

事業名	事業内容	実施機関
就職準備講習会	障がいのある中学生を対象に、就職支援を目的とした職場実習を行います。	飯塚公共職業安定所

3. 福祉的就労の場の確保

現状と課題

障がい者の特性や年齢等の事情から、一般就労が難しい障がい者も生きがいをもって働くことができるよう、福祉的就労の場を確保することが必要です。

しかしながら、障害年金と合わせた収入でも自立した生活を送ることは難しい状況にあります。

今後も「国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（障害者優先調達推進法）」に基づき国及び地方公共団体等が率先して障がい者就労施設等が供給する物品および役務を調達することによって福祉的就労の底上げを図り、障がい者の経済的自立を促進するための取組が求められます。

また、今後は就労継続支援事業所が、障がい者の福祉的就労の場としてより適正な運営ができるよう、事業所の経営力強化や工賃向上に向けた取組の検討を含め、必要な助言や支援を検討していくことも必要です。

○当事者の声

- ・福祉事業所の給与（工賃）を上げるための工夫も必要で、製品を商業ベースに乗せる必要がある。製品企画、製品の見せ方、包装の仕方、販売ルート、さまざまな管理者側のセンスが必要である。

施策の基本的方向性

- 障害者総合支援法における就労継続支援事業等の福祉的就労に係るサービスの充実に努めます。
- 障害者優先調達推進法に基づき、障がい者就労支援施設等からの物品等調達を推進します。

具体的取り組み

(1) 福祉的就労の場の確保

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
就労継続支援事業（A型・B型）	一般企業等への就労が困難な障がい者に対して、就労や生産活動の場を提供するとともに、就労に関する知識及び能力向上のために必要な訓練等を行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○
障がい者就労施設等からの優先調達の推進	飯塚市障がい者就労施設等からの物品等調達推進方針に沿って、関係各課に対して優先調達に関する働きかけを行います。	継続	社会・障がい者福祉課	○

第8章 多様な社会参加の促進【社会参加、文化芸術・スポーツの振興】

1. 地域活動への参加促進

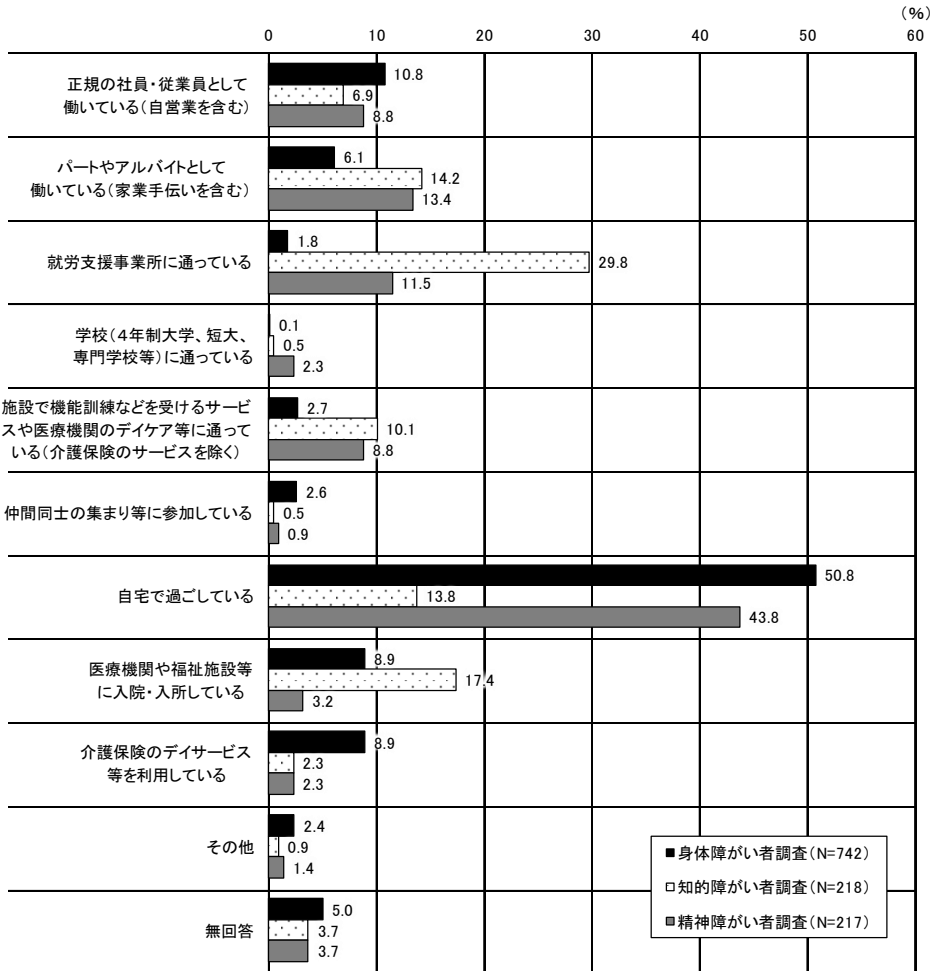
現状と課題

障がいがある人もない人も、ともに地域で暮らす者としてさまざまな地域の活動や行事に参加できる環境づくりが求められます。障がい者が地域活動に参加しようとする場合、地域活動に関する情報不足やコミュニケーションの問題、外出先におけるバリアフリーの問題など、さまざまな社会的障壁があることが考えられます。

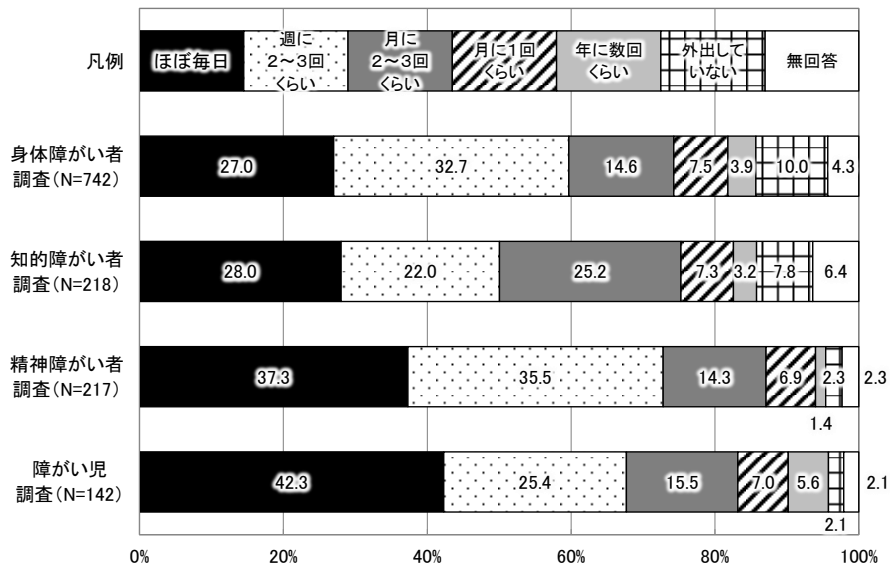
アンケート調査結果によると、日中の主な過ごし方として、身体障がい者や精神障がい者の場合、「自宅で過ごしている」を選んだ人が回答者の半数を占めています。また外出の頻度については、「週に2～3回くらい」以下の頻度を選んだ人の割合が（障がい児以外では）約6～7割を占めており、自宅で多くの時間を過ごす傾向が強いことがわかります。

同じくアンケート調査結果によると、地域の人との付き合いについては、「会えばあいさつしあう程度」を選んだ人が最も多く、「自治会等の地域活動と一緒に参加する」などを選んだ割合は1割から2割未満と少なくなっています。

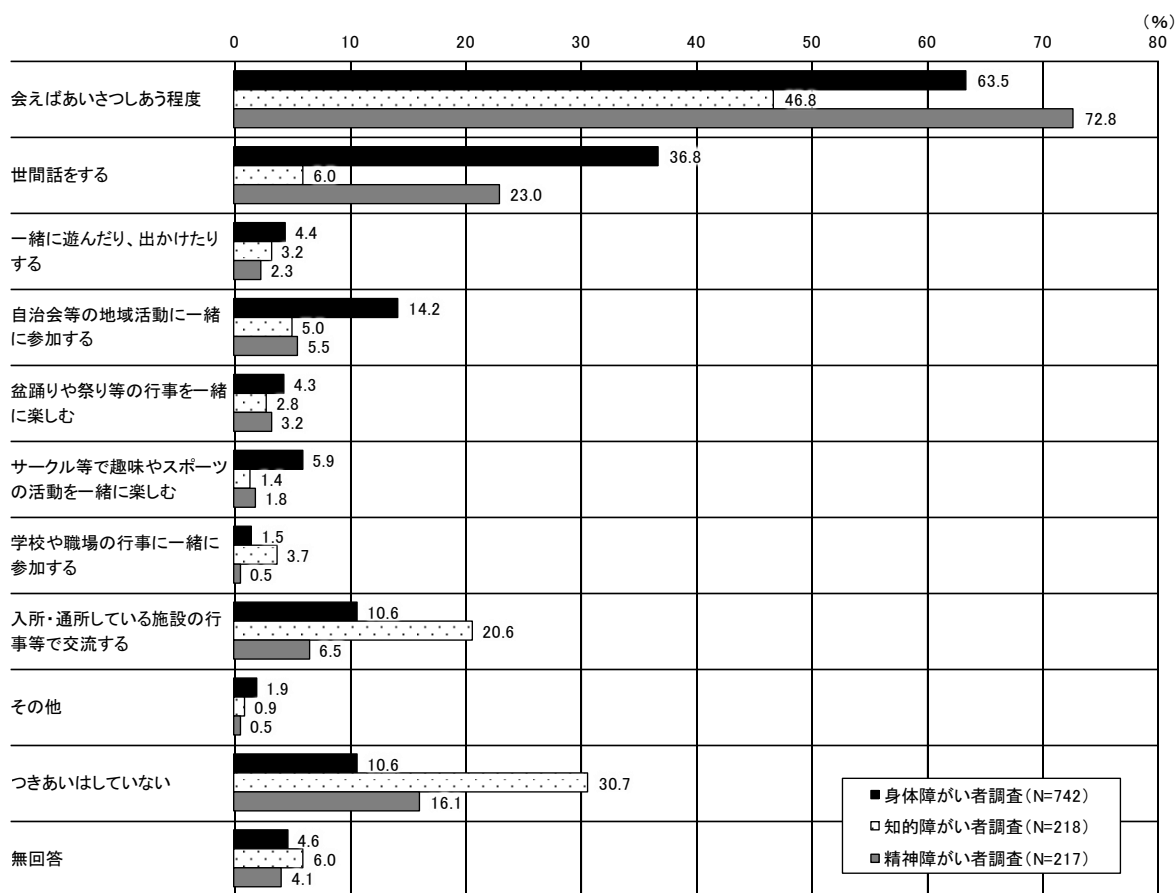
【日中の過ごし方】



【外出の頻度】



【地域の人とのつきあい】



○当事者の声

- ・地域といっても本当に入っていくのが難しいし、親も忙しい。仕事をされている人も多い。そこで行き場がなく、結局家族で解決しようとする人たちが増えてしまった。
- ・サービスがよくなってきている分、地域とのかかわりが薄れている。地域自体も今、コミュニティみたいなものがない。子ども会もない。近隣の付き合いも、今はないところが多い。

○障がい者が地域の活動・行事に参加できるよう、地域の関係団体等と連携して、障がい者に対する情報提供や理解の促進など社会的障壁を除去するための取組を推進します。

○バリアフリーマップの活用を通じて、市内のバリアフリー施設等に関する情報提供に努めるとともに、障がい者の社会参加に関する市民意識の向上を図ります。

具体的取り組み

(1) 地域活動への参加促進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
自治公民館等の整備	地域の活動拠点である自治公民館が、建物のバリアフリー化を進めるために、スロープや手すり等の改修をする際に補助金を出します。	継続	まちづくり推進課	
自動車運転免許取得・改造助成事業	障がい者の社会参加・外出支援の一環として、自動車運転免許取得や所有する自動車の改造に関わる費用を助成します。	継続	社会・障がい者福祉課	○
福祉バス借上の助成	障がい者の地域活動支援として、障がい者団体が実施する行事でバスを借り上げる際の費用を助成します。	継続	社会・障がい者福祉課	○
予約乗合タクシー及びコミュニティバス等の運賃の障がい者割引	障がい者手帳所持者が予約乗合タクシー及びコミュニティバス(八木山地区及び桑曲地区スクールバスの一般混乗分を含む)を利用する際の運賃の割引を行います。	継続	地域公共交通対策課	
市営駐車場における駐車料金の減免	飯塚市営駐車場条例に基づき、障がい者に対する市営駐車場の駐車料金減免を行います。	継続	生涯学習課 建設政策課	
バリアフリーマップの活用	市内のバリアフリー施設や障がい者用トイレ(車いす、オストメイト*対応)設置箇所等を示したバリアフリーマップについて、障がい者等への周知を図り、活用を促進します。	継続	社会・障がい者福祉課	○
まごころ駐車場の整備	車の乗り降りに配慮が必要な障がい者や高齢者などが、公共施設や店舗等で特定の場所に車を停めて安全かつ安心して施設を利用できるように支援する「ふくおかまごころ駐車場」について、市内の公共施設等への拡大に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	○
重度訪問介護利用者の大学修学支援事業	重度障がいのある人に対して、修学に必要な身体介護等を提供することで、障がい者の社会参加を促進することを目的とした事業です。	新規	社会・障がい者福祉課	

【参考】関係機関が実施している事業

事業名	事業内容	実施機関
移送支援事業 (ボランティア移送サービス)	障がい者等の社会参加支援のため、移送支援事業(ボランティア移送サービス)を実施します。	飯塚市社会福祉協議会

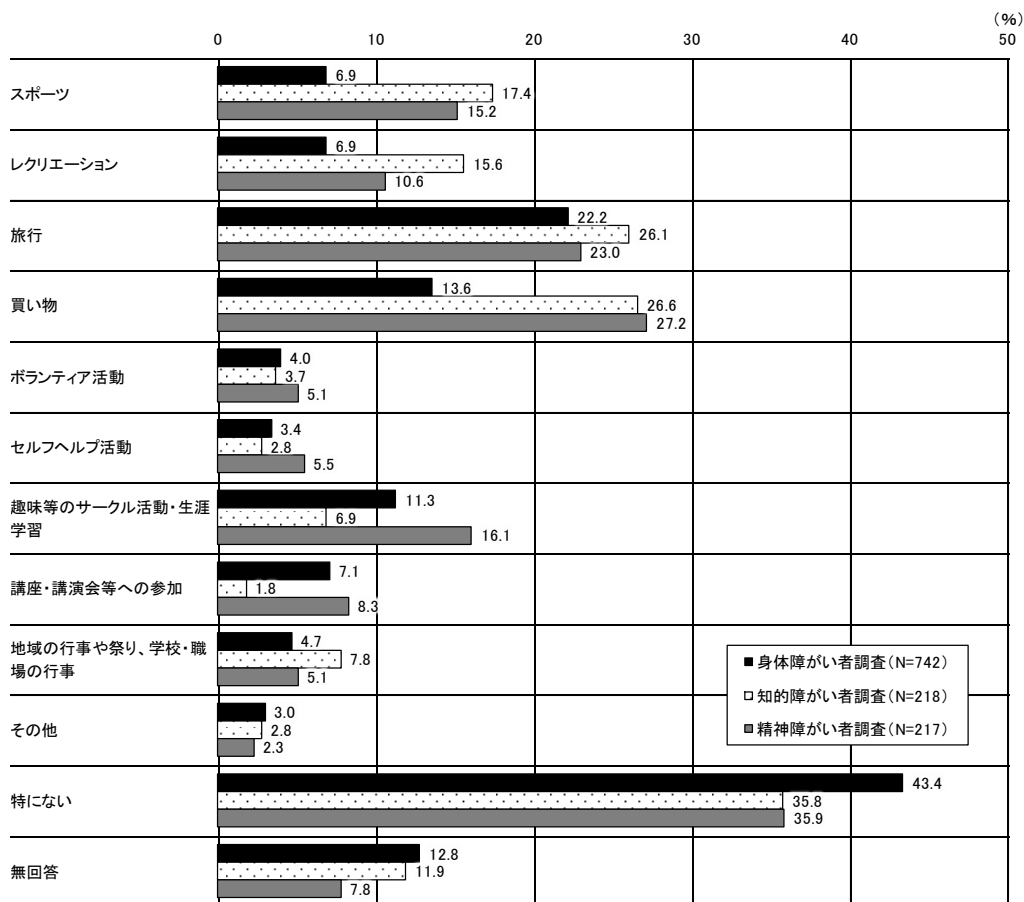
2. スポーツ・文化芸術・レクリエーション活動の促進

現状と課題

アンケート調査によると、障がい者が余暇活動としてやりたいことについては、旅行や買物をはじめ、スポーツ、レクリエーション、生涯学習活動等さまざまであり、障がいの有無に関わらず、自らの人生を主体的に生きることができるよう、身近な地域において楽しみや豊かさを体感できる環境づくりが求められています。

本市では障がい者スポーツとして「飯塚国際車いすテニス大会」の開催をはじめ「さわやかスポーツ大会」などさまざまな取組を進めており、またスポーツ・文化・レクリエーション活動の拠点として「サン・アビリティーズいづか」があり、今後も障がい者の社会参加を支援する本市の障がい者福祉に関わる貴重な社会資源として活用していくことが必要です。

【参加したい余暇活動の内容】



○当事者の声

- ・自閉症やダウン症の子どもたちにとって、運動はすごく大事。肥満の解消もあるが、運動をすることで精神安定を図る部分がある。もう少し知的障がい者のスポーツが広がってことを願っている。

- 「飯塚国際車いすテニス大会」「さわやかスポーツ大会」等の各種大会の開催を支援するとともに、障がい者団体等と連携して周知と参加促進に努めます。
- 障がい者作品展などに関する広報活動の充実を図り、出展、参加機会の提供に努めます。
- 障がい者の学習活動、サークル活動への参加促進を図るため、公共施設使用料減免制度などの情報提供やその他の活動支援に努めます。
- サン・アビリティーズいづかの管理運営について、指定管理者と連携し、障がい者がより利用しやすい環境づくりに努めます。
- サン・アビリティーズいづかにおける障がい児・者の利用を推進します。

具体的取り組み

(1) スポーツ・文化・レクリエーション活動の促進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
飯塚国際車いすテニス大会への支援	国際テニス連盟公認の飯塚国際車いすテニス大会への支援を通じて障がい者スポーツの振興を図るとともに、障がいのある人とない人との交流促進や、市民のノーマライゼーションに関する意識の向上を図ります。	継続	スポーツ振興課	○
さわやかスポーツ大会	市内に居住する障がい者のスポーツを通じた健康づくりを図るとともに、大会に参加するボランティア等との交流を促進します。	継続	社会・障がい者福祉課	○
ふれあいSTT（盲人卓球）大会	STT（サウンドテーブルテニス）を通じて障がい者間の親睦を図るとともに、ボランティアなどの参加を促進し、障がい者との交流を促進します。	継続	社会・障がい者福祉課	
障がい者アーチェリー大会	障がい者アーチェリー大会を開催し、障がい者の社会参加促進と、障がいのない人とのスポーツを通じた交流や情報交換の機会を提供します。	継続	社会・障がい者福祉課	
日常生活訓練事業	サン・アビリティーズいづかで障がい者を対象に実施している文化・芸術に関する各種教室について、事業メニューの充実と参加促進に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	
障がい者週間にあわせた作品展の開催	障がい者週間にあわせて、サン・アビリティーズいづかや市役所において絵画や工作物などの障がい者の作品を展示し、活動の成果発表の場を提供します。	継続	社会・障がい者福祉課	○

(2)「サン・アビリティーズいづか」の活用

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
障がい者の活動の場の提供	指定管理者による適切な施設管理・運営により、障がい者の活動拠点施設としての充実を図ります。	継続	社会・障がい者福祉課	○
障がい児・者相談会	NPO法人いづか障害児者団体協議会等の主催により、サン・アビリティーズいづかにおいて障がい当事者や家族などが相談に応じるピアカウンセリング等の相談会の実施を支援します。 (毎月第1土曜日：精神障がい者対象、第2土曜日：聴覚障がい者・精神障がい者家族対象、第3土曜日：全般的な相談、不定期：身体障がい者対象)	継続	社会・障がい者福祉課	
屋内プールの活用	障がい者プール利用促進を図るとともに、障がいのある人とない人の交流の場として活用を図ります。	継続	社会・障がい者福祉課	
リフト付き車両の利用促進	サン・アビリティーズいづかで所有するリフト付き車両を、障がい者団体や施設利用者の送迎等に活用します。	継続	社会・障がい者福祉課	

3. 当事者・団体の自発的活動に対する支援

現状と課題

本市には、さまざまな障がい当事者の組織や団体が存在し、それぞれ独自の活動を展開しています。しかしながら、近年では多くの団体で新規加入者の減少や参加者の高齢化などが進み、活動が縮小傾向にあります。また、ヒアリング調査では、インターネットの普及により手軽に情報収集ができるようになった一方で、対面での交流や情報交換の場が少なくなっているとの意見もありました。

当事者の自発的な活動は、当事者同士の悩みや心配ごとを分かち合い支え合うだけでなく、地域社会に対して障がい者理解をさせ、障がい者の社会参加のきっかけづくりにもなっています。

こうした当事者の自発的な活動に対する支援・協力を行うことで、障がいを持つ当事者間の支え合い、孤立化の防止、地域社会への参加を進めていく必要があります。

○当事者の声

- ・会を始めた親たちも高齢化して、親自身が高齢者の施設に入ったり亡くなったりしているという問題を抱えている。(障がいを持つ)子ども自身も高齢化している。
- ・どこに相談に行ったらいいかという話はよく聞く。SNSなどを利用している方も多いようだが、結局それでは解決しない。対面で、自分や子どもについての話を聞いてくれる人がそばにいてほしいとのこと

施策の基本的方向性

○団体等が実施する各種活動に対して支援を行うとともに、障がい者手帳取得者等に障がい者団体等の存在を広く周知します。

具体的取り組み

(1) 当事者による交流活動等の促進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
ふれあいスクーリング	夏休み期間中に、市内に居住する小学生から高校生までの障がい児を対象としたスクーリングを実施し、障がい児の社会参加促進を図ります。あわせて、スクーリングに参加する学生ボランティアが障がい児とともに様々なカリキュラムに取り組むことを通じて、ボランティアとしての人材育成を図ります。	継続	社会・障がい者福祉課	
あすなるキャンプ	市内に居住する障がい児・者とその保護者等を対象に実施し、社会参加促進を図ります。障がい児・者が集団生活の中で様々なことを体験する場として、また同じ悩みなどを抱える保護者間の交流の場となるように、内容の充実に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	○

(2) 障がい者団体への支援

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
障がい者団体の支援	身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者の当事者や家族が組織する団体を支援し、障がい者の自立更生、社会参加の促進を図ります。	継続	社会・障がい者福祉課	○
福祉バス借上の助成	障がい者の地域活動支援として、障がい者団体実施する行事でバスを借り上げる際の費用を助成します。	継続	社会・障がい者福祉課	○
障がい者団体等紹介パンフレットの作成	障がい当事者やその家族等で構成される団体等を紹介するパンフレットを作成し、団体等の周知に努めます。	継続	社会・障がい者福祉課	

【参考】関係機関が実施している事業

事業名	事業内容	実施機関
障がい児・者バスハイク	障がい児・者とその家族間の交流、ボランティアとの交流を促進するため、日帰りのバスハイクを実施します。	飯塚市社会福祉協議会

第9章 安全・安心なまちづくりの推進【生活環境】

1. 防災・防犯体制の整備

現状と課題

近年、全国的に大規模な自然災害が発生しており、障がいを持つ方々が、地域の中で安全・安心に暮らしていくためには、様々な防災対策とあわせ、災害時の避難体制の構築が重要です。

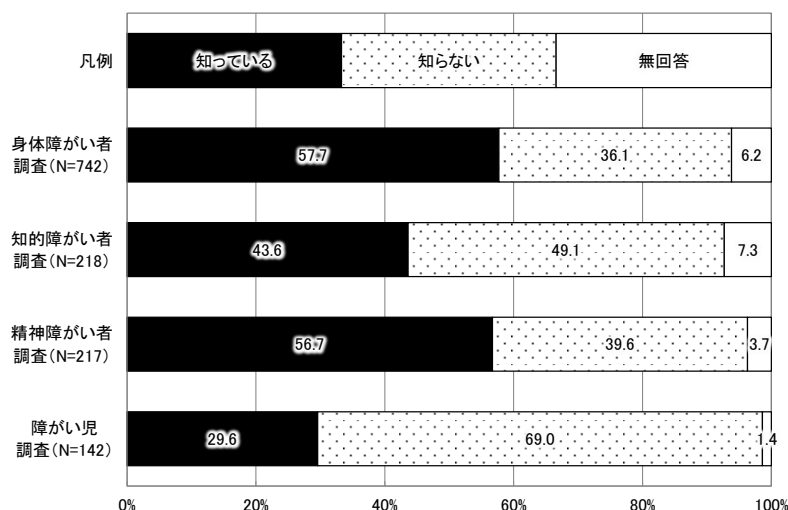
アンケート調査結果によると、自宅近くの災害時の避難場所を「知っている」と回答した人は、身体障がい者、精神障がい者では「知っている」が過半数を占めていますが、知的障がい者、障がい児では「知らない」の割合が高くなっています。その一方で、災害時の対策を「立てている」の割合は低く、防災に対する具体的な取組に向けた啓発が必要です。

また、同じくアンケート調査結果からは、災害が起きた場合に必要となる支援として「薬や日常生活用具等の備蓄」「医療的ケアの確保」「避難場所における多目的トイレなどの障がいに配慮した設備の確保」など、障がい特性ごとにさまざまな支援が求められています。

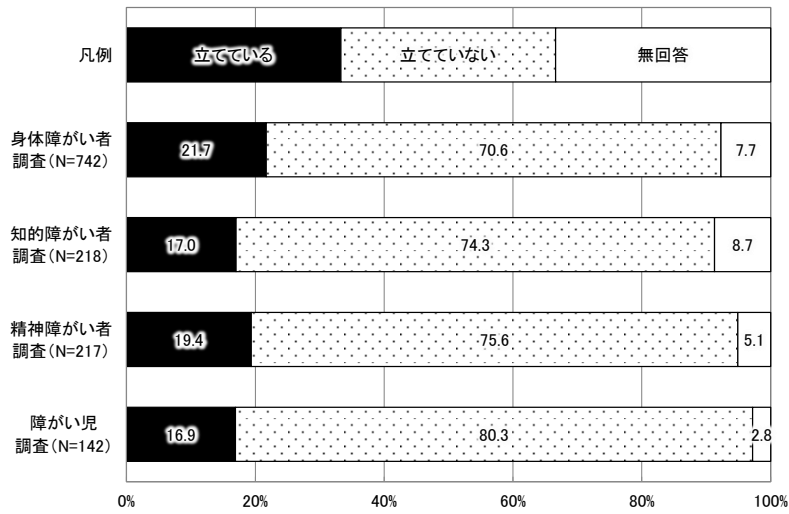
防犯については、高齢者や障がい者を狙った犯罪も発生しており、地域の見守りや情報提供が必要となります。

このほか、本人の意思に沿わない消費者トラブルなども発生していることから、被害の防止に向けた情報提供や相談対応も必要となります。

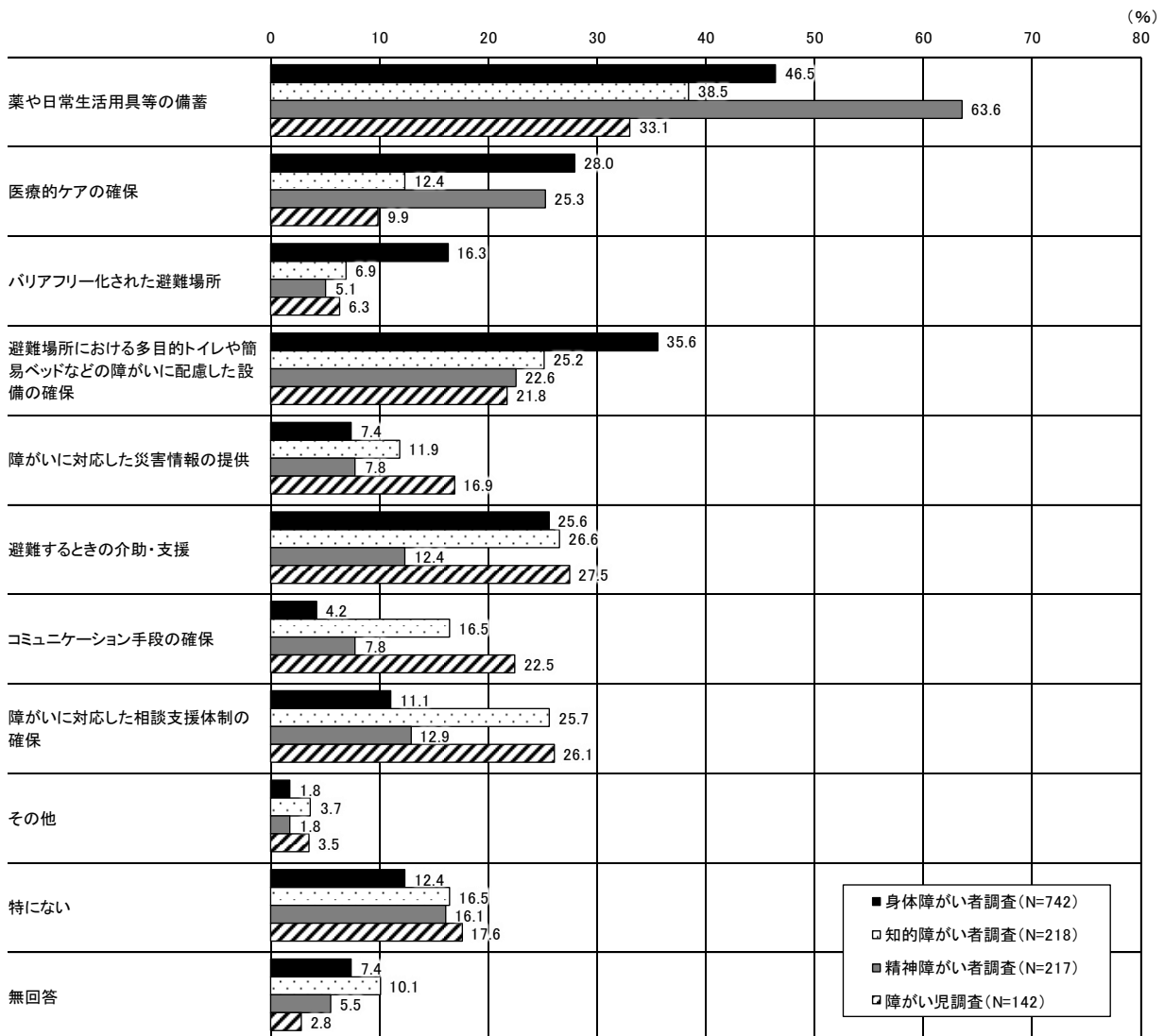
【自宅近くの災害時の避難先の認知状況】



【災害時の対策】



【災害が起きた場合に必要となる支援】





- 広報紙・パンフレット等により、防災知識の普及啓発と避難場所等の必要な情報を提供するとともに、避難場所掲示案内板等の設置を図ります。
- 飯塚市地域防災計画等に基づき、地域と連携した自主防災組織の設立や防犯ボランティアの育成を図ります。
- 福祉避難所の設置や必要な用具の備蓄など、障がいの特性に応じた災害時支援体制の確立に努めます。
- 消費者としての障がい者の利益を守るため、消費者トラブルに関する相談窓口やトラブルからの救済等に関する知識の普及を図るとともに、障がい者団体等と連携してトラブルの防止と早期発見に努めます。

具体的取り組み

(1) 防災・防犯対策の推進

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
災害時要援護者に対する支援の充実	地域防災計画及び避難支援プラン*全体計画に基づき、避難支援プラン個別計画の策定や、災害弱者に対する避難所生活の支援拡充を推進します。また、避難等の際に支援が必要な障がい者等を把握するための台帳を整備し、迅速かつ的確な情報提供に努めます。	継続	防災安全課 高齢介護課 社会・障がい者福祉課	○
広報・ホームページによる防災情報の提供	広報いづかやホームページ等で、避難場所等も含めた様々な防災情報の提供に努めます。	継続	防災安全課	○
携帯電話のメール機能などを使った災害情報の発信	情報提供を希望する障がい者等の携帯・固定電話番号、メールアドレス、FAX番号等を登録し、災害や避難に関する情報を発信します。また、メールアドレスの登録が不要なエリアメールを利用して、高齢者等避難、避難指示等の緊急情報を携帯電話へ発信します。	継続	防災安全課	○
避難場所の確保・周知	地域における避難場所の確保と市民への周知を図るとともに、避難施設での障がい者用設備の整備に努めます。	継続	防災安全課 各所管施設	
福祉避難所の設置	災害時に援護が必要な高齢者や障がい者等が一般の避難所に避難した後に、障がい者等の二次避難所としての福祉避難所を設置します。	継続	防災安全課 高齢介護課 社会・障がい者福祉課	
災害時に備えたストーマ*装具の保管	災害時の避難生活に備えるためストーマ装具の備蓄を希望する人の装具を預かり、市役所本庁及び各支所に保管します。	継続	社会・障がい者福祉課	○
地域における自主防災活動への支援	地域の関係団体等と連携して自主防災組織の設立を促進するとともに、地域単位でのハザードマップ*の作成を支援します。	継続	防災安全課	
防犯ボランティアの育成	地域の関係団体等と連携して、防犯ボランティアの育成に努めます。	継続	防災安全課	

(2) 消費者トラブルの防止

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
消費者トラブルに関する情報提供	障がい者の消費者トラブルの相談窓口や被害からの救済等に関する情報提供を行い、知識の普及を図ります。	継続	社会・障がい者福祉課 市民活動支援課	○
障がい者団体等との連携	障がい者団体や地域住民等と連携し、障がい者をねらった消費者トラブルの防止と早期発見を図ります。	継続	社会・障がい者福祉課	

【参考】関係機関が実施している事業

事業名	事業内容	実施機関
災害救援ボランティア活動	市との「災害時におけるボランティア活動に関する協定」に基づき、災害救援ボランティアセンターを設置・運営します。	飯塚市社会福祉協議会

2. ユニバーサルデザインの推進

現状と課題

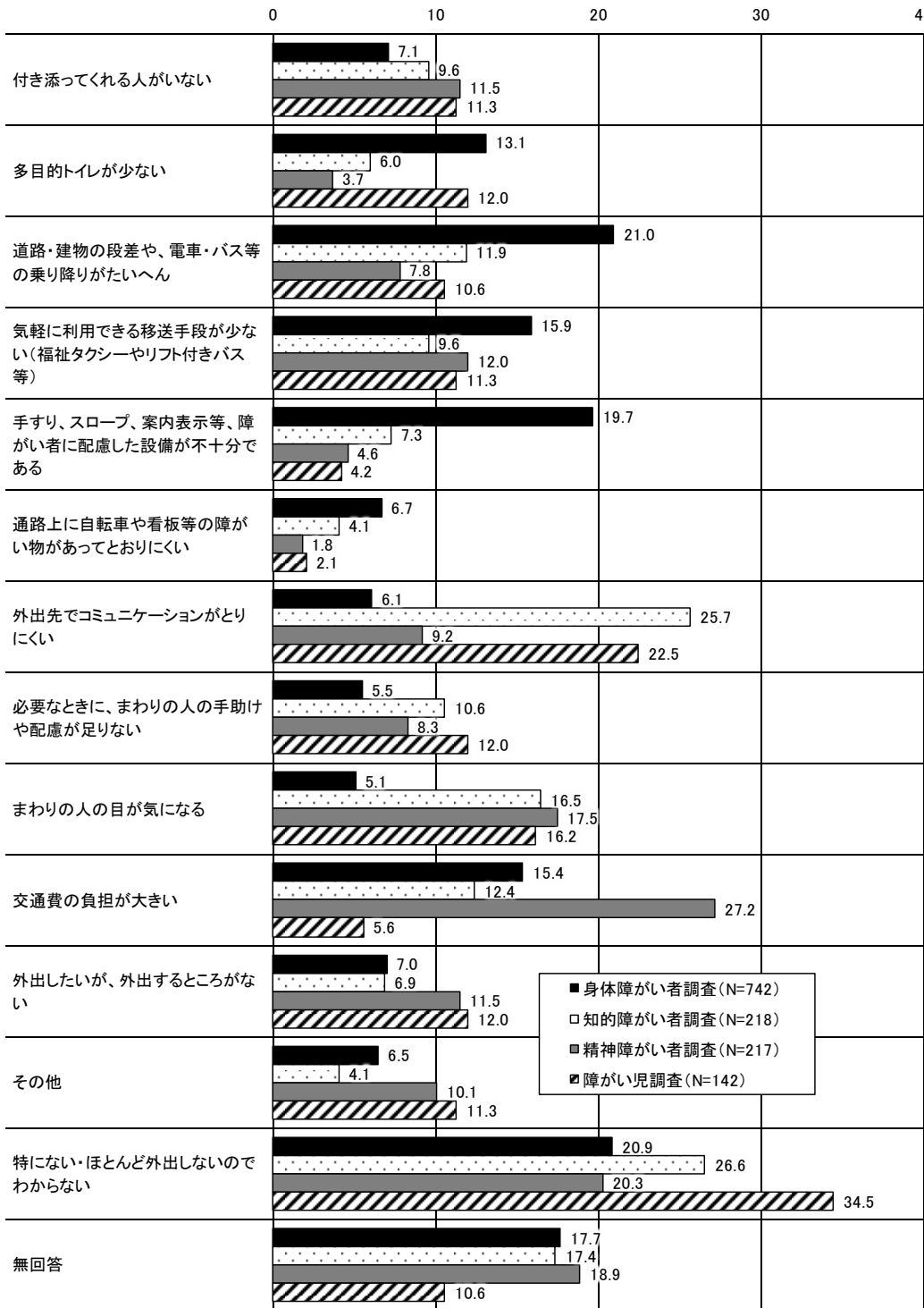
障がい者が地域の中で安全に快適に暮らすことができ、主体的にさまざまな活動に参加するためには、誰もが利用しやすい道路や生活空間の整備が必要になります。

アンケート調査によると、身体障がい者については、外出先で不便や困難を感じることで「道路・建物の段差や、電車・バス等の乗り降りがたいへん」「手すり、スロープ、案内表示等、障がい者に配慮した設備が不十分である」などの割合が高くなっています。

こうした状況から、障がいの有無や年齢といった状況に関わらず、高齢者、妊婦、子ども連れなどさまざまな人たちが、社会生活をしていく上で、物理的、社会的、心理的なすべての障壁（バリア）を取り除くとともに、誰にとっても利用しやすくデザインするという「ユニバーサルデザイン」の考え方のもと、市役所等の公共施設や学校、社会教育施設などの市民生活に密着した施設の整備・改善が求められます。

【外出先で不便や困難を感じること】

(%)





- 市民生活に密着した公共施設や市庁舎等の建設・改修等に当たっては、障がい者や高齢者等の関係団体の意見を反映させながら、障がい児・者の利用に配慮したバリアフリーやユニバーサルデザインの視点に基づく施設・設備の整備を図ります。
- 障がい者や高齢者に配慮した公園、スポーツ・レクリエーション施設等の整備・改善に努めます。
- 道路環境の整備等にあたり、安全で快適な歩行空間の確保に努めます。
- 拠点連携型の都市づくりにあたっては、障がい者や高齢者に配慮した生活空間の創出に努めます。
- 民間施設に対して、バリアフリー法や「福岡県福祉のまちづくり条例」等に関する啓発に努めます。

具体的取り組み

(1) 道路・生活空間の整備

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
道路改良事業	幅広い歩道の整備、段差の解消、視覚障がい者誘導ブロック等の設置促進を図ります。	継続	土木建設課	○
交通安全施設の整備 (交通安全対策事業)	障がい者等の交通弱者はもとより、すべての市民が安全・安心して通行することができるよう、道路反射鏡や防護柵の設置、歩道切り下げ等を行います。	継続	土木管理課	
公園施設・設備等の整備・管理	障がい者の利用に配慮した公園施設・設備の整備や維持管理に努めます。	継続	都市計画課	○

(2) 公共施設等の整備

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
公共的施設等整備事業	市庁舎等の施設のバリアフリー化等はもとより、施設までの道路改良や交通網確保等も考慮した総合的な視点による整備・改良に努めます。	継続	総務課 各施設所管課	○
学校施設の整備	小・中学校のバリアフリー化のため、各校からの施設・設備改善等の要請に適切に対応していきます。	継続	教育総務課	○
社会教育施設等の整備	公民館や交流センター、体育施設等で障がい者にとって利用しづらい施設について、エレベーターやスロープ設置等のバリアフリー化に努めます。	継続	生涯学習課 まちづくり 推進課 各施設所管課	○
民間施設に対する啓発	不特定多数の人が利用する民間施設等に対して、県土整備事務所建築指導課と連携を図り、建築物に関する法令等の啓発に努めます。	継続	建築課	

3. 移動しやすい環境の整備

現状と課題

障がい者が外出時にバスや電車等の公共交通機関を利用する際には、施設や車両等において、視覚障がい・聴覚障がい・肢体不自由などさまざまな障がい特性に対応したバリアフリー化が求められます。

アンケート調査結果では、外出先で不便や困難を感じることで、身体障がい者で「道路・建物の段差や、電車・バス等の乗り降りがたいへん」の割合が高く、移動の際に困難を感じる人が多くいる状況が見受けられます。

今後は、障がいの有無に関わらず、誰もが様々な公共交通機関を利用して移動、外出ができるような関連施設整備や運行車両等の改善が望まれます。

施策の基本的方向性

- 障がい者の利用に配慮した交通機関の施設整備等について、事業者に要請していきます。
- 市営のコミュニティバス等におけるバリアフリー化を関係各課・機関等へ要請し、あらゆる市民の利用に対応できるよう、利便性向上を図ります。

具体的取り組み

(1) 障がい者が利用しやすい交通環境の整備

主な事業名	事業内容	事業目標	担当課	管理
交通機関における各種バリアフリー推進の要請	施設や車両のバリアフリー化に加え、視覚障がい者や聴覚障がい者に配慮した音声誘導や案内板表示による情報提供などを交通事業者へ要請していきます。	継続	社会・障がい者福祉課	
市営の交通機関におけるバリアフリー推進の要請	コミュニティバスや予約乗合タクシーの運行事業における車両等のバリアフリー化について、関係各課・機関等へ要請していきます。	継続	社会・障がい者福祉課	

資料

■飯塚市障がい者施策推進協議会規則■

平成 18 年 3 月 26 日

飯塚市規則第 114 号

改正 H19—38(題名改称)、H25—25、H30—2

(趣旨)

第 1 条 この規則は、飯塚市附属機関の設置に関する条例(平成 18 年飯塚市条例第 21 号)第 3 条の規定に基づき、飯塚市障がい者施策推進協議会(以下「協議会」という。)の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(H19—38 一改)

(所掌事務)

第 2 条 協議会は、市長の諮問に応じ、次に掲げる事項について調査審議し、意見を答申するものとする。

- (1) 障がい者及び障がい児の自立支援、その他総合的な施策の推進に関する事項
- (2) 障がい者及び障がい児施策等に関する長期計画の策定に関する事項
- (3) 障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律(平成 25 年法律第 65 号)第 17 条に規定する障害者差別解消支援地域協議会が、その目的を達するために協議すべき事項
- (4) その他障がい者及び障がい児施策に関し必要な事項

(H19—38、H25—25 一改、H30—2 一改)

(組織)

第 3 条 協議会は、委員 15 人以内をもって組織する。

(H30—2 一改)

(委員)

第 4 条 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱し、又は任命する。

- (1) 社会福祉関係者
- (2) 障がい者及び障がい児福祉団体の代表者
- (3) 教育関係者
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 関係行政機関の代表者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が特に必要があると認める者

(H19—38 一改)

(任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 6 条 協議会に会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

3 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門部会)

第8条 協議会は、第2条に掲げる事項について専門的な検討を行う必要があると認めるときは、専門部会を置くことができる。

(庶務)

第9条 協議会の庶務は、福祉部社会・障がい者福祉課において処理する。

(H25—25—改)

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が定める。

附 則

この規則は、平成18年3月26日から施行する。

附 則(平成19年3月31日 規則第38号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則(平成25年3月29日 規則第25号)

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成30年2月23日 規則第2号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

■令和5年度 飯塚市障がい者施策推進協議会委員名簿■

番号	氏名	団体名	委員区分	備考
1	丸野 陽一	医療法人 陽山会 丸野クリニック	学識経験者	会長
2	渡邊 暁	近畿大学九州短期大学	学識経験者	副会長
3	高橋 泰子	社会福祉法人 茜会	社会福祉関係者	
4	淵上 忠彦	社会福祉法人 穂波学園	社会福祉関係者	
5	藤井 俊文	社会福祉法人 佐与福社会	社会福祉関係者	
6	窪田 裕美	医療法人 社団豊永会 飯塚記念病院	社会福祉関係者	
7	田才 義克	飯塚市身体障害者福祉協会	福祉団体代表者	
8	野口 昭子	飯塚市手をつなぐ親の会	福祉団体代表者	
9	森嶋 光恵	嘉飯山地区精神障害者家族会いずみ会	福祉団体代表者	
10	合澤 由香	飯塚市小中学校長会	教育関係者	
11	八島 忠文	飯塚公共職業安定所	関係行政機関 代表者	
12	元吉 光雄	飯塚市民生委員児童委員協議会	その他 住民代表等	
13	藤中 春美	部落解放同盟 飯塚市協議会	その他 住民代表等	
14	篠崎 光寛	公募委員	その他 住民代表等	
15	吉田 愛仁	公募委員	その他 住民代表等	

■飯塚市障がい者計画策定の経緯■

開催日	内容
令和4年10月7日	令和4年度 第1回飯塚市障がい者施策推進協議会 第4期飯塚市障がい者計画策定に係る諮問 策定方法、策定スケジュール、アンケート調査概要等
令和4年12月1日 ～12月28日	アンケート調査の実施
令和5年2月14日	令和4年度 第2回飯塚市障がい者施策推進協議会 当事者団体等ヒアリング概要説明
令和5年3月1日 ～3月15日	当事者団体等ヒアリングの実施
令和5年5月9日	令和5年度 第1回飯塚市障がい者施策推進協議会 障がい者計画体系、項目、総論
令和5年7月18日	令和5年度 第2回飯塚市障がい者施策推進協議会 各論（第1章～第3章） 審議
令和5年9月12日	令和5年度 第3回飯塚市障がい者施策推進協議会 各論（第4章～第6章） 審議
令和5年11月13日	令和5年度 第4回飯塚市障がい者施策推進協議会 各論（第7章～第9章） 審議 各施策分野の内容 計画全体
令和5年12月1日 ～令和6年1月4日	飯塚市障がい者計画（素案）に関する市民意見募集の実施
令和6年1月9日	令和5年度 第5回飯塚市障がい者施策推進協議会 市民意見を反映した計画書素案の修正等 計画書巻末資料
令和6年2月1日	令和5年度 第6回飯塚市障がい者施策推進協議会 第4期飯塚市障がい者計画（案）の承認
令和6年2月16日	飯塚市障がい者施策推進協議会会長より市長へ計画案を答申
令和6年 月 日	第4期飯塚市障がい者計画を承認・決定

■飯塚市障がい者計画の関係法律等■

(計画書本文への登場順)

用語	解説
障がい者権利条約	正式には「障がい者の権利に関する条約」。障がいのある人の基本的人権の享有を確保すること、固有の尊厳の尊重を促進することを目的として、障がい者の権利を実現するための措置等を規定した国際的原則。2006年(平成18年)12月13日に第61回国連総会において採択され、我が国では2007(平成19年)年9月に条約に署名している。以来、2013年(平成25年)12月に条約締結(批准)の国会承認を得て、2014年(平成26年)1月20日、批准書を国際連合事務総長に寄託。本条約の規定により、批准書寄託の日から30日目に当たる2014年2月19日に本条約が我が国において効力を生ずることとなった。
障がい者基本法	平成5年12月心身障がい者対策基本法が全面改正され現行の法律名となる。障がい者の自立と社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。平成23年の改正では目的規定や障がい者の定義をはじめ、各種基本的施策に関する規定の見直しが行われた。飯塚市障がい者計画は、同法第11条の規定により策定されているもの
障がい者自立支援法／障がい者総合支援法	障がい者自立支援法は、従来、身体・知的・精神と三つに分かれていた障がい者を一元化し、障がいの種別にかかわらず障がい者の自立を支援するため共通のサービスを提供すること等を目的とする法律。平成18年4月の施行以来、サービスの利用者負担のあり方等に対して多くの問題点が指摘され、平成25年4月からは名称も障がい者総合支援法(正式には「障がい者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」)に改められた。
障がい者虐待防止法	正式には、「障がい者虐待の防止、障がい者の養護者に対する支援等に関する法律」。障がい者に対する虐待の禁止、国や地方公共団体等の責務、虐待を受けた障がい者の保護及び自立を支援するための措置等を定めるとともに、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障がい者の権利利益を擁護することを目的とする法律。平成24年10月施行
障がい者優先調達推進法	正式には、「国等による障がい者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」。障がい者就労施設で働く障がい者や、在宅で就業する障がい者の経済的自立を促進するため、国や地方公共団体等が物品やサービスを調達する際には障がい者就労施設等から優先的・積極的に購入するよう、必要な措置を講じることを定めた法律。平成25年4月施行

用語	解説
障害者差別解消法	正式には、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」。障がい者を理由とする不当な差別的取扱いによって障がい者の権利利益を侵害することを禁じた法律。障がい者にとっての「社会的障壁」を除去するために行政機関や事業者が行う「必要かつ合理的配慮」について規定されている。平成 25 年 6 月に成立、公布。平成 28 年 4 月施行
障害者基本計画	障害者基本法の規定に基づき政府が策定する障がい者施策に関する基本計画。平成 5 年の障害者基本法成立から 10 年ごとに策定されてきたが、平成 25 年度からの第 3 次計画は、平成 23 年の同法改正を踏まえて障がい者施策の基本原則等を見直し、平成 29 年度までの 5 年間の計画として策定された。
自殺対策基本法	自殺対策を総合的に推進して自殺の防止を図り、あわせて自殺者の親族等に対する支援の充実を図り、国民が健康で生きがいを持って暮らすことのできる社会の実現に寄与することを目的とする法律。平成 18 年 10 月施行
障害者雇用促進法	正式には「障害者の雇用の促進等に関する法律」。障がい者の雇用義務等に基づく雇用の促進等のための措置、職業リハビリテーションの措置等を通じて、障がい者の職業の安定を図ることを目的とする法律。事業主に対して一定の割合に基づく人数の障がい者を雇用することを義務付ける「法定雇用率」を規定している。平成 25 年には、雇用の分野における障がいを理由とした差別的取り扱いの禁止や、法定雇用率の算定基礎に精神障がい者を加えるなどの改正が行われた（平成 28 年 4 月以降、段階的に施行）
医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律（医療的ケア児推進法）	医療的ケア児及びその家族に対する支援に関し、基本理念を定め、国、地方公共団体等の責務を明らかにするとともに、保育及び教育の拡充に係る施策その他必要な施策並びに医療的ケア児支援センターの指定等について定め、安心して子どもを産み、育てることができる社会の実現に寄与することを目的とする法律
障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法	正式には、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律」。障がい者による情報の取得利用・意思疎通に係る施策を総合的に推進することで、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重しながら共生する社会の実現に資することを目的として制定された。

用語	解説
精神保健福祉法	正式には、「精神保健及び精神障害者福祉に関する法律」。精神障がい者の社会復帰の促進及びその自立と社会経済活動への参加の促進のために必要な援助を行い、精神障がい者の福祉の増進及び国民の精神保健の向上を図ることを目的とする法律。令和4年12月16日に公布
成年後見制度利用促進法	正式には、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」。成年後見制度の利用の促進について、その基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、及び基本方針その他の基本となる事項を定めること等により、成年後見制度の利用の促進に関する施策を総合的かつ計画的に推進することを目的とする法律。平成28年4月15日公布、同年5月13日施行
発達障害者支援法	発達障がい者が基本的人権を享有する個人としての尊厳にふさわしい日常生活又は社会生活を営むことができるよう、発達障がいを早期に発見し、発達支援を行うことに関する国及び地方公共団体の責務を明らかにするとともに、発達障がい者の自立及び社会参加のためのその生活全般にわたる支援を図り、すべての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を目的とする法律

■用語解説■

用語	解説
【あ行】	
アクセシビリティ	「近づきやすさ」を意味する英単語であり、障がいのある人にとっても情報やサービスがどれだけ利用しやすい状態にあるかを表す。
育成医療	「自立支援医療」の項を参照
インターンシップ	学生が在学中に就労体験をすることにより、職業意識を習得するための制度
うつ病	抑うつ状態を主症状とする精神疾患。躁（そう）病と対比される。うつ症状のみのもの、躁・うつ両方の症状を繰り返すもの等があり、これらを含めて今日では気分障がいと呼ばれている。
オストメイト	腸や膀胱の疾患等により、人工肛門・人工膀胱等を造設した人のこと
【か行】	
学習障がい	「発達障がい」の項を参照
共生／共生社会	国や地域社会の中で、人間同士がそれぞれ異なる個性や独自性、文化を尊重しつつ互いに連帯し、共に生きていくこと。障がい者福祉の分野で用いられる場合は、障がいのある人と障がいのない人がともに生きていくことのできる社会のあり方を表す。
ゲートキーパー	自殺の危険を示すサインに気づき、適切な対応（悩んでいる人に気づき、声をかけ、話を聞いて、必要な支援につなげ、見守る）を図ることができる人のこと。「命の門番」の意味で名付けられた用語
健康寿命	健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間
権利擁護事業	自分の権利や支援の必要性を表明することが困難な障がい者等に代わって、援助者がその権利を主張し、行使できるようにするための事業。具体的には、判断能力が一定程度はあるが十分ではない高齢者や障がい者等を対象とした福祉サービスの利用援助や日常的金銭管理などの支援を社会福祉協議会が実施している。なお、判断能力が不十分、あるいは常に判断能力を欠いている状況にある障がい者等の場合は、成年後見制度の利用によって権利の擁護を図ることになる。（「成年後見制度」の項を参照）
高次脳機能障がい	頭部外傷、脳血管障がいなどの様々な原因で脳が損傷されたため、その後遺症として、記憶、注意、判断、意思伝達、情緒といった高次の脳機能障がいをきたす病態
更生医療	「自立支援医療」の項を参照

用語	解説
【さ行】	
自主防災・防犯組織	<p>【自主防災組織】 『自分たちの地域は自分たちで守る』という自覚、連帯感に基づき、自主的に結成する組織であり、災害による被害を予防し、軽減するための活動を行う組織のこと</p> <p>【防犯組織】 地域の安全・安心まちづくりを推進するため防犯パトロールや防犯研修会などの防犯活動を自主的に行う団体</p>
肢体不自由	上肢・下肢及び体幹機能の障がい
自閉症	「発達障がい」の項を参照
重度障がい者医療	重度の障がい者に対する医療費の助成制度。国民健康保険等による公費負担とは別に、地方自治体が独自に行っているもの。障がいの等級や所従の状況など、助成を受けるための要件が定められている。
障がい者虐待防止センター	障がい者虐待に関する通報や届出の受理、障がい者やその養護者に対する虐待防止のための相談・指導・助言、障がい者虐待防止に関する啓発活動等を行う。障害者虐待防止法に規定されたセンター
障がい者週間	12月3日から9日までの一週間を指す。国民の間に広く障がい者福祉についての関心と理解を深めるとともに、障がい者が社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に積極的に参加する意欲を高めるための期間として障害者基本法に規定されたもの。同法において、国及び地方公共団体は障がい者週間の趣旨にふさわしい事業を実施するよう努めなければならないとされている。
障害者就業・生活支援センター	就職や職場への定着が困難な障がいのある人を対象に、身近な地域で、雇用、福祉、教育等の関係機関との連絡調整等を積極的に行いながら、就業及びこれに伴う日常生活、社会生活上の支援を一体的に行う拠点施設
障がい程度区分／障がい支援区分	障がい者が障害者自立支援法に規定された障がい福祉サービスをどの程度必要としているか明らかにするために、障がい者の心身の状態を総合的に表す区分。軽度の「区分1」から最重度の「区分6」までの6段階から成り、市町村がサービスの種類や量を決定する目安となる。同法が障害者総合支援法に改正されたことにより、平成26年度から、障がいの多様な特性等をより適切に反映させることを目的として、新たな判定基準に基づく「障がい支援区分」に改められた。
ジョブコーチ支援制度	障がいのある人が職場に適應できるよう、ジョブコーチ（職場適應援助者）が職場に出向いて、仕事に適切に対応するための支援、人間関係や職場でのコミュニケーションを改善するための支援等を行う制度。支援が終わったあとも障がい者が安心して働き続けられるように、企業の担当者や職場の従業員に対しても障がいを理解し適切な配慮をするための助言等を行う。

用語	解説
自立支援医療	<p>障害者総合支援法に基づく制度で、障がい児・者が自立した日常生活・社会生活を営むために提供される必要な医療のこと。更生医療、育成医療、精神通院医療の3種類があり、公費による医療費の助成を受けることができる。</p> <p>①更生医療 身体障がい者を対象とした、日常生活能力や職業能力を回復または獲得するために必要な医療。心臓機能障がいに係る手術及びそれに伴う医療、じん臓機能障がいに係る人工透析などがある。</p> <p>②育成医療 身体に障がいのある児童、または、そのまま放置すれば将来に障がいを残すと認められる疾患がある児童を対象とした、障がいを軽減したり障がいの進行を防いだりすることが可能である場合に必要な医療</p> <p>③精神通院医療 精神疾患がある人を対象とした、通院による医療</p>
スクール・カウンセラー	いじめや体罰などの問題に関して児童・生徒・保護者・教師の相談にのるために学校に配置される者。心理学的なアプローチによってカウンセリングを行う専門職であり、多くは臨床心理士が務めている。
ストーマ	腸や膀胱の疾患等のため、人工的に作られた排泄口（人口肛門、人工膀胱）。専用の装具を着けて排泄物を処理する。
生活習慣病	罹患率、死亡率が高くなるがん、脳卒中、心臓病等の総称。従来は成人病といわれていたが、がん、脳卒中、心臓病などに生活習慣が深くかかわっていることが明らかになったため、一次予防を重視する観点から、生活習慣病という新たな概念を導入した。
精神保健福祉士	精神障がい者の生活を支援する立場で、医療や保健、福祉などの分野で相談にのり、生活面での問題解決のための援助や、就労など本人が望む社会生活に向けて種々の支援活動を行う専門職
成年後見制度	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が不十分な人が不利な契約を結んだりすることのないよう、代理人として選任された人（後見人、保佐人等）が本人の判断能力を補い保護する制度。弁護士等の個人が後見人等に選任されることが多いが、幅広い後見事務に対応できる専門的知識・体制を備えた法人が必要に応じて後見人に選任される場合があり、これを法人後見という。
総合的な学習の時間	平成10年の学習指導要領の改訂において小・中学校の教育課程に、平成11年の学習指導要領の改訂において高等学校の教育課程に、それぞれ新たに創設されたもの。身の回りにある様々な問題状況について、自ら課題を見つけ、自ら学び、自ら考え、よりよく問題を解決す資質や能力を育てることなどをねらいとする。どのような内容・方法で実践するかは各学校に委ねられているが、国際理解、情報、福祉・健康などの課題、児童生徒の興味・関心に基づく課題、地域や学校の特色に応じた課題といった観点が例示されている。

用語	解説
【た行】	
通級指導教室	「特別支援教育」の項を参照
適応指導教室	市町村の教育委員会が、心理的な理由などで登校できない小中学生を対象に、学籍のある学校とは別に、市町村の公的な施設等に部屋を用意し、そこで学習の援助をしながら本籍校に復帰できることを目標に運営している教室
特定疾患	難病の一部。「難病」の項を参照
特別支援学級	「特別支援教育」の項を参照
特別支援学校	「特別支援教育」の項を参照
特別支援教育	<p>障がいのある幼児・児童・生徒一人ひとりの教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するために適切指導及び必要な支援を行うという考え方に基づく教育。平成18年の学校教育法等の改正により、「特別支援学校」の創設（従来の養護学校等の再編）、小中学校等における特別支援教育体制の確立などの形で具体化された。</p> <p>①特別支援学校 従来の盲学校、聾学校、養護学校の制度を障がい種別を超えた学校制度に一本化したもの。児童・生徒等の障がいの重複や多様化を踏まえ、個々のニーズに柔軟に対応した教育を実施することを目的とする。</p> <p>②特別支援学級 障がいの比較的軽い子どものために小学校・中学校・高等学校等に置くことができる特別編成の学級。知的障がい、視覚障がい、聴覚障がい、肢体不自由、自閉症・情緒障がいなどの児童・生徒を対象とする。</p> <p>③通級指導教室 小中学校の通常学級に在籍している比較的軽度の障がい（視覚障がい、聴覚障がい、言語障がい、発達障がいなど）のある児童・生徒が、障がいの状態に応じた特別の指導を受けるために、通常学級とは別に設置された教室。必要に応じて他校の通級指導教室を利用することもできる。</p>
トライアル雇用	知識や経験がないことから障がい者の雇用をためらっている事業所で、本格的な雇用に取り組むきっかけづくりのために障がい者を試行的に雇用すること
【な行】	
内部障がい	身体障害者福祉法で規定する身体障がい的一种。心臓、じん臓、呼吸器、膀胱もしくは直腸、小腸、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能障がいがある。

用語	解説
難病	原因が不明で、治療方法が確立されておらず、後遺症を残すおそれが少なくない疾病、または、経過が慢性にわたり、経済的な問題のみならず介護などに著しく人手を要するために家庭の負担が重く、精神的にも負担の大きい疾病に対する社会通念上の呼び名。このうち厚生労働省が研究事業等の対象として指定している「特定疾患」については、医療費の一部公費負担による助成制度が設けられている。
二次障がい	身体障がい者において、既存の障がい（一次障がい）の進行等によって新たに出現した障がいのこと。また、発達障がいにおいては、対象者が抱えている困難さを周囲が理解して対応しきれていないために、本来抱えている困難さとは別の二次的な情緒や行動の問題が出てしまうことを指す。
ノーマライゼーション	障がい者や高齢者等社会的に弱い立場の人たちを特別視するのではなく、ともに生きる社会こそノーマル（正常）であるという考え
【は行】	
ハザードマップ	災害に関する基本的な情報を提供し、事前の備えとして役立てていただくことを目的に災害危険想定箇所（浸水想定区域・土砂災害警戒区域）や避難所（開設種別・災害の種別ごと）などを掲載しています。
発達障がい	<p>発達障害者支援法（平17年4月施行）において「脳機能の障がいであって、その症状が通常低年齢において発現するもの」と規定されている。同法の施行により、既存の障がい者福祉の対象外であった発達障がい者が法的に認定され、支援の対象となった。また、平成23年に施行された改正障害者基本法において、身体・知的・精神障がい者と同様に発達障がい者も障がいの範囲に含まれるものと規定された。発達障がいには、主として次のようなものがある。</p> <p>①自閉症 他人との人間関係をつくれな、話し言葉の発達に遅れがある、パターン化した行動や執着的行動（こだわり）が見られるといった症状が見られる。</p> <p>②アスペルガー症候群 言葉の発達に著しい遅れはないが、対人関係やコミュニケーションに困難がある、パターン化した行動や興味・関心のかたよりの面などの特徴がある。</p> <p>③学習障がい 知的な面での遅れはないが、聞く、話す、読む、書く、計算する又は推論する能力のうち、特定のものの習得と使用に著しい困難を示す。英語の頭文字を取って「LD」とも呼ばれる。</p> <p>⑤ 注意欠如多動性障がい 不注意（集中できない）、多動・多弁（じっとしてられない）、衝動的に行動するといった特徴がある。英語の頭文字を取って「ADHD」とも呼ばれる。</p>

用語	解説
バリアフリー	障がい者や高齢者等の生活・活動の妨げとなっているバリア（障壁）を取り除いた、障がい者等が自由に活動できる生活空間のあり方を示す用語。今日では、障がい者の社会参加促進の観点から、物理的バリアフリーだけでなく心理的バリアフリー、制度的バリアフリー、情報のバリアフリーなど、物心両面における障壁の除去が求められている。
ピアカウンセリング	障がいのある人が自らの体験に基づいて、同じ仲間である他の障がいのある人の相談に応じ、問題の解決を図ること。障がいのある人自らがカウンセラーとなり、実際に社会生活上必要とされる心構えや生活能力の取得に対する個別的助言・指導を行う。
避難支援プラン	高齢者や障がい者など災害時要援護者と呼ばれる人への災害発生時における避難支援対策について、その基本的な考え方や取り組み方を定めるものとして作成する計画
福祉委員	自治会長と民生委員の合議により推薦され、社会福祉協議会が委嘱している。地域において、支援を必要とする高齢者や障がい者等の見守りネットワークの中心を担う人材として、民生委員等と協働して活動する。
放課後児童クラブ	保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校等に通う子どもたちに放課後の遊びや生活の場を提供し、健全な育成を図ることを目的とする事業。小学校1～6年生まで利用可能
法人後見	「成年後見制度」の項を参照
法定雇用率	障害者雇用促進法に基づき、民間企業、国及び地方公共団体等に課されている障がい者の雇用割合。同法の改正により、平成30年4月から民間企業においては2.0%から2.2%に、国及び地方公共団体等においては2.3%から2.5%に引き上げられた。
【ま行】	
マイノリティ	「少数派」を意味する英単語
民生委員・児童委員	民生委員法、児童福祉法に基づき市町村単位に配置され、厚生労働大臣から委嘱されている非常勤の公務員。地域住民の生活状態を必要に応じて把握すること、生活に関する地域住民からの相談に応じて助言その他の援助を行うこと、福祉事務所等の関係行政機関の業務に協力することなどを職務とし、社会奉仕の精神をもって活動するものとされている。
【や行】	
ユニバーサルデザイン	バリアフリーが「障がいのある人にとってのバリア（障壁）を取り除く」という考え方であるのに対し、障がいの有無・年齢・性別・人種にかかわらず多様な人々が利用しやすいように、あらかじめ都市や生活環境をデザインする考え方

用語	解説
【ら行】	
リハビリテーション	<p>いろいろな障がいのある人々に対し、その障がいを可能な限り回復治療させて、残された能力を最大限に高め、身体的、精神的、社会的にできる限り自立した生活を送るために行われる専門的技術のこと</p>
療育	<p>医療・治療の「療」と、養育・保育・教育の「育」を合体した造語。障がいのある児童に対して医療や保育・教育を施し、残された能力や可能性を開発し、自立に向かって育成すること</p>
臨床心理士	<p>心理学的な技法によって患者などを検査し、さまざまな心理療法を行う専門職。心の問題や悩みなどについて、臨床的な心理学の技法を用いて解決を図ったり、相談に応じたりする。</p>